

新たな出雲の國づくり計画
「出雲未来図」

前期基本計画

(平成24年度～平成28年度)

第1章 計画策定の趣旨

第2章 安全・安心都市の創造

第3章 産業・観光都市の創造

第4章 環境・文化都市の創造

第5章 交流拠点都市の創造

第6章 健康・福祉都市の創造

第7章 人材育成都市の創造

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	目的及び位置付け	1
2	計画期間	1
3	基本計画の構成	1
4	施策の体系	2

第2章 安全・安心都市の創造

1	防災都市の整備	
	危機管理体制の強化	4
	消防・救急体制の充実・強化	7
	治水・治山事業の促進	9
	地域生活の安全対策（防犯・交通安全、消費者相談）	12
2	地域内交通対策	
	バス交通の充実	15
	一畑電車への支援	16
3	ゆとりと潤いのある居住空間の整備	
	公園・緑地の整備	18
	まちづくり景観の整備	19
	住宅政策の推進	20
	上水道の安定給水	22
	下水道の整備	25
	バリアフリーの促進	26
	その他生活環境整備	27
4	情報を共有できる高度情報通信社会の実現	
	地域情報化の推進	31
	電子市役所の構築	32

第3章 産業・観光都市の創造

1	商工・サービス業の振興と発展	
	企業誘致の促進	35
	産業支援体制の強化	37
	雇用対策	39
	新たな販路拡大・市場拡大支援	42
	商業・サービス業の振興	43
	工業の活性化	45
2	農林水産業の振興と発展	
	農業の振興	48
	森林・林業施策の推進	53
	水産業の振興	58

人材の育成・確保	60
3 特産品開発とブランド化の推進	
地域特性を生かした特産品の開発・振興	64
出雲ブランドの確立	66
4 歴史文化遺産と観光資源の発信	
歴史文化のシンボル空間整備	70
出雲観光ブランドの開発と情報発信	71
5 観光ネットワークの整備と拡充	
観光資源の整備、ネットワーク化	74
観光推進・支援体制の整備	77

第4章 環境・文化都市の創造

1 環境先進都市の構築	
循環型社会の構築（ごみ・し尿対策）	80
環境保全施策の推進	84
野生動植物との共生と自然環境保護	89
2 地球温暖化・省エネルギー対策	
新エネルギー導入・利用促進	91
省エネルギーの推進	93
3 芸術文化・スポーツの振興	
芸術文化の振興	95
スポーツの振興	97
歴史文化遺産の保存・活用	101

第5章 交流拠点都市の創造

1 都市機能の充実	
中心市街地の整備	107
東部都市拠点の整備	108
2 広域交通網の整備	
高速道路等の整備促進	110
国道改良及び交通安全施設等整備	111
出雲河下港の利用及び整備促進	113
出雲縁結び空港の整備・利用促進	114
鉄道の整備促進	115
3 地域内幹線道路の整備	
県道及び交通安全施設等整備	117
市道及び交通安全施設等整備	119
4 広域連携・他圏域との交流	
広域連携の推進	123
国際・国内交流活動の推進	124

第6章 健康・福祉都市の創造

1 生涯にわたる健康づくりの推進	
母子保健施策の推進	128
健康づくりの推進	131
保健・健康増進施設の整備・活用	133
2 ぬくもりのある福祉サービスの充実	
地域福祉施策の推進	135
障がい者（児）福祉施策の充実	136
高齢者施策の充実	140
医療保険制度の安定運営	144
3 地域特性を生かした医療体制の充実	
質の高い効率的な医療の提供	146
地域医療の充実	147
4 保健・医療・福祉の連携強化	
保健・医療・福祉ネットワークの構築・推進	149

第7章 人材育成都市の創造

1 子ども・若者の育成・支援	
子育てに関する相談支援体制の充実	150
子育て支援サービスの充実	151
保育サービスの充実	153
子ども・若者の育成・支援	154
2 お互いを思いやり、尊重しあうまちづくりの推進	
人権施策の推進	159
男女共同参画の推進	163
いじめや虐待の防止とDV対策	167
3 生きる力と夢を育む教育体制の充実	
教育行政の充実	171
幼児教育の充実	175
義務教育の充実	178
学校給食の充実	187
学校施設の整備	189
高等学校・大学等との連携	192
4 地域を支えるひとづくりと住民参画の推進	
生涯学習の推進	194
コミュニティ活動と市民協働の推進	196
定住対策の推進	201
広報広聴機能の充実と市民参画の推進	203

第1章

計画策定の趣旨

4. 施策の体系

		(掲載頁)		
げんき、やさしさ、しあわせあふれる 縁結びのまち 出雲	安全・安心都市の創造	防災都市の整備	危機管理体制の強化	4
			消防・救急体制の充実・強化	7
			治水・治山事業の促進	9
			地域生活の安全対策 (防犯・交通安全、消費者相談)	12
		地域内交通対策	バス交通の充実	15
			一畑電車への支援	16
		ゆとりと潤いのある居住空間の整備	公園・緑地の整備	18
			まちづくり景観の整備	19
			住宅政策の推進	20
			上水道の安定給水	22
	下水道の整備		25	
	バリアフリーの促進		26	
	情報を共有できる高度情報通信社会の実現	その他生活環境整備	27	
		地域情報化の推進	31	
	産業・観光都市の創造	商工・サービス業の振興と発展	電子市役所の構築	32
			企業誘致の促進	35
			産業支援体制の強化	37
			雇用対策	39
新たな販路拡大・市場拡大支援			42	
商業・サービス業の振興			43	
工業の活性化			45	
農林水産業の振興と発展		農業の振興	48	
		森林・林業施策の推進	53	
		水産業の振興	58	
特産品開発とブランド化の推進		人材の育成・確保	60	
		地域特性を生かした特産品の開発・振興	64	
歴史文化遺産と観光資源の発信		出雲ブランドの確立	66	
		歴史文化のシンボル空間整備	70	
観光ネットワークの整備と拡充		出雲観光ブランドの開発と情報発信	71	
		観光資源の整備、ネットワーク化	74	
環境・文化都市の創造		環境先進都市の構築	観光推進・支援体制の整備	77
	循環型社会の構築(ごみ・し尿対策)		80	
	環境保全施策の推進		84	
	地球温暖化・省エネルギー対策	野生動植物との共生と自然環境保護	89	
		新エネルギー導入・利用促進	91	
	芸術文化・スポーツの振興	省エネルギーの推進	93	
		芸術文化の振興	95	
		スポーツの振興	97	
			歴史文化遺産の保存・活用	101

げんき、やさしさ、しあわせあふれる 縁結びのまち 出雲	交流拠点都市の創造	都市機能の充実	中心市街地の整備	107
			東部都市拠点の整備	108
		広域交通網の整備	高速道路等の整備促進	110
			国道改良及び交通安全施設等整備	111
			出雲河下港の利用及び整備促進	113
			出雲縁結び空港の整備・利用促進	114
			鉄道の整備促進	115
		地域内幹線道路の整備	県道及び交通安全施設等整備	117
	市道及び交通安全施設等整備		119	
	広域連携・他圏域との交流	広域連携の推進	123	
		国際・国内交流活動の推進	124	
	健康・福祉都市の創造	生涯にわたる健康づくりの推進	母子保健施策の推進	128
			健康づくりの推進	131
			保健・健康増進施設の整備・活用	133
		ぬくもりのある福祉サービスの充実	地域福祉施策の推進	135
			障がい者(児)施策の充実	136
			高齢者施策の充実	140
			医療保険制度の安定運営	144
		地域特性を生かした医療体制の充実	質の高い効率的な医療の提供	146
	地域医療の充実		147	
保健・医療・福祉の連携強化	保健・医療・福祉ネットワークの構築・推進	149		
人材育成都市の創造	子ども・若者の育成・支援	子育てに関する相談支援体制の充実	150	
		子育て支援サービスの充実	151	
		保育サービスの充実	153	
		子ども・若者の育成・支援	154	
	お互いを思いやり、尊重しあうまちづくりの推進	人権施策の推進	159	
		男女共同参画の推進	163	
		いじめや虐待の防止とDV対策	167	
	生きる力と夢を育む教育体制の充実	教育行政の充実	171	
		幼児教育の充実	175	
		義務教育の充実	178	
		学校給食の充実	187	
		学校施設の整備	189	
地域を支えるひとづくりと住民参画の推進	高等学校・大学等との連携	192		
	生涯学習の推進	194		
	コミュニティ活動と市民協働の推進	196		
	定住対策の推進	201		
広報広聴機能の充実と市民参画の推進	203			

第2章

安全・安心都市の創造

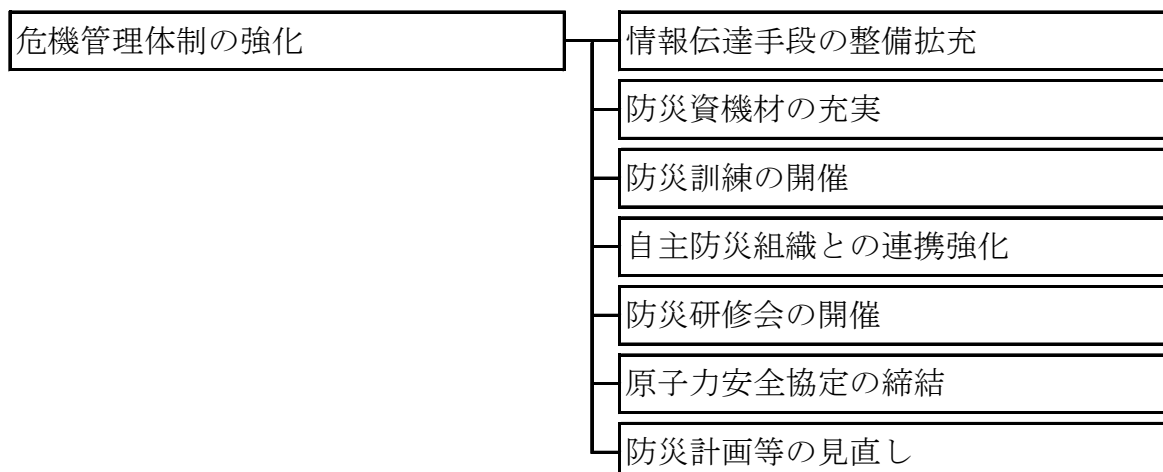
1 防災都市の整備

危機管理体制の強化

【基本方針】

市民の生命・財産を守り、安全で安心した生活をおくることができる地域づくりのために、一人ひとりが災害に対する防災力を高め、地域コミュニティを大切にしまちづくり及び市民と一体となった「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた防災体制の充実を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 情報伝達手段の整備拡充

① デジタル式防災行政無線の整備

本市では平成24年(2012)4月から、佐田地域と多伎地域でデジタル式防災行政無線の運用を開始しました。また平成24年度(2012)は湖陵地域及び朝山、稗原、乙立、上津の出雲地域南部において整備を進めており、平成25年(2013)4月の運用開始を予定しています。第2期整備として、平成26年度(2014)以降、平野部をはじめ、平田地域、大社地域など本市全体を視野に入れた計画を策定し、順次整備を進めます。

(2) 防災資機材の充実

災害の発生に備えて、市民の安全に欠くことができない資機材については、一定量を備蓄により確保することとし、計画的な整備を行います。

① 防災用資機材

防災活動拠点の整備にあわせ、応急活動用資機材の整備充実を図ります。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の充実に努めます。

② 水防用資機材

洪水・土砂災害時における水防用資機材の充実強化を図ります。また、二次災害等被害の拡大防止に対応する資機材の充実を図ります。

(3) 防災訓練の開催

毎年9月1日の防災の日に合わせて、水害や土砂災害、地震、津波災害等における防災関係機関の連携強化と住民の防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施します。

また、職員一人ひとりの災害対応力を高めるため、災害情報分析訓練や避難所運営訓練、広報訓練等を適宜実施します。

さらに、原子力災害に備え、島根県や関係市と連携した原子力防災訓練を実施するとともに、市民、職員を対象とした原子力災害や放射線等に関する学習会を開催します。

(4) 自主防災組織との連携強化

防災訓練や学習会等を通じて、本市と災害時に無くてはならない重要な自主防災組織（地区災害対策本部）との連携強化を図ります。

(5) 防災研修会の開催

職員をはじめ、市民の防災意識の高揚を図るため、コミュニティセンター単位や自治会単位等において、防災に関する各種研修会、学習会を積極的に開催します。

(6) 原子力安全協定の締結

市民の安全確保を図るため、現在、中国電力(株)と締結している「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」について、原子力発電所の立地自治体と同様な「計画等に関する事前の了解」や「立入調査」、「原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずるよう求めることができる権限」等を含んだ「原子力安全協定」の締結をめざします。

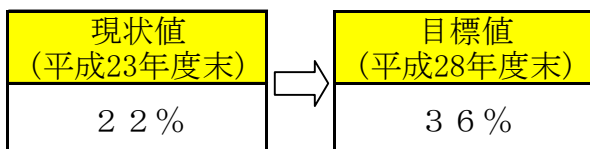
(7) 防災計画等の見直し

安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、様々な災害・事故等に対応できるよう、出雲市危機管理指針をはじめ、緊急事態等対処計画、地域防災計画（原子力災害対策編を含む）、水防計画、国民保護計画が現実に即した計画となるよう適宜見直しを行います。

【数値目標】

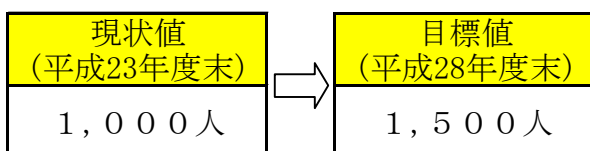
○情報伝達手段の整備拡充

防災行政無線による情報伝達可能範囲
 ※出雲市全世帯に対する可聴可能な世帯の割合



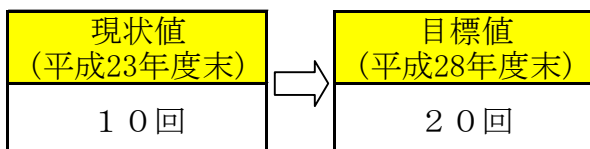
○各種災害・事故等を想定した防災訓練の開催

防災訓練等への参加者人数



○防災研修会等の開催

市民・職員向け防災研修会等の年間の開催回数



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
デジタル式防災行政無線 整備事業 (総務部)	継続	継続	継続	継続	継続	市内平野部を含む全域を対象 とした防災行政無線の整備
出雲市防災訓練事業 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	防災関係機関の連携強化と市 民の防災意識の高揚を図るた めの防災訓練の実施

消防・救急体制の充実・強化

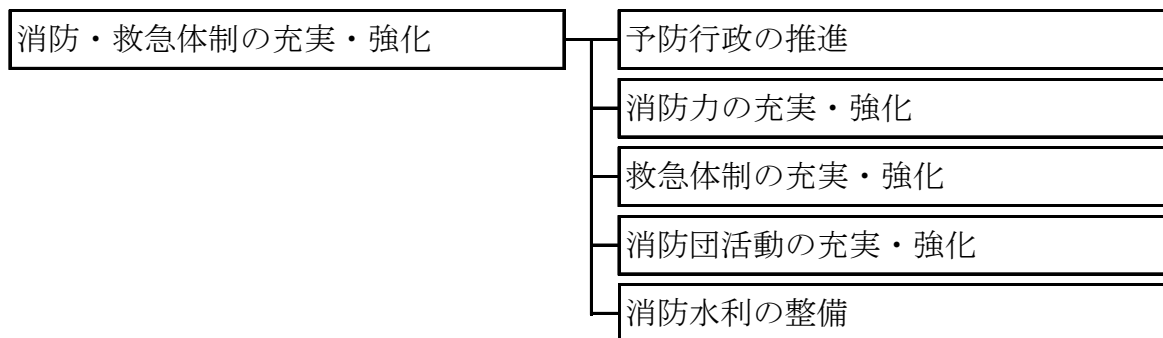
【基本方針】

消防力の充実・強化を図るとともに、市民の防火・防災意識の向上と自主防災組織の育成に努め、被害を最小限にとどめる消防体制の構築を推進します。

また、大規模災害や特殊災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防関係機関との連携強化を図ります。

救急体制については、救命率向上のため、救急救命士の処置拡大や応急手当の市民への普及など救急救命処置の高度化に取り組み、一層の体制強化に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 予防行政の推進

予防行政の充実を図るため「予防査察の強化」を念頭に、防火対象物や危険物施設への安全指導の徹底や安全対策の強化を図るとともに、各事業所における自主防災意識を醸成します。

一般家庭については、引き続き、住宅用火災警報器設置率の向上をめざし、未設置世帯に対して設置促進を図るとともに、住宅防火の観点から防災製品の使用促進など火災予防対策を推進します。

(2) 消防力の充実・強化

消防施設・車両・装備の計画的整備を進めるとともに、消防救急無線デジタル化に対応した消防通信体制を構築します。

また、職員資質の向上に努め組織力の強化を図り、大規模災害等多様な災害に対処するため緊急消防援助隊など救助活動体制の強化に努めます。

(3) 救急体制の充実・強化

救急救命士等が行う処置の高度化や隊員資質の向上に努め、高規格救急自動車をはじめとする資機材の整備に努めるとともに、医療機関との連携強化を図ります。

また、市民への応急手当普及啓発活動や自動体外式除細動器（AED）などの設置を促進し、救命率向上に努めます。

(4) 消防団活動の充実・強化

消防団組織の活性化に努めるとともに、火災や災害に迅速かつ的確に対応できる地域に密着した消防団活動を推進します。

また、消防団施設等の整備を計画的に推進するとともに、車両、ポンプ等の機動力の整備を行い、初動体制や地域防災の強化を図ります。

(5) 消防水利の整備

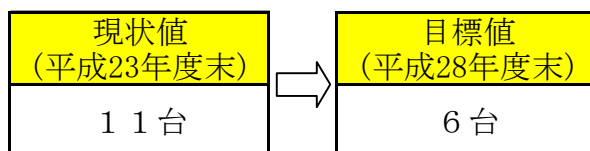
消防水利の整備計画に基づき、防火水槽（耐震性貯水槽）や消火栓の設置を年次的に進めます。

【数値目標】

○消防力の充実・強化

配備から15年以上経過した消防車両台数

※複雑多様化する災害に万全な体制で臨むため、配備から15年以上経過した消防車両を更新し、機動力の維持強化を図ります。

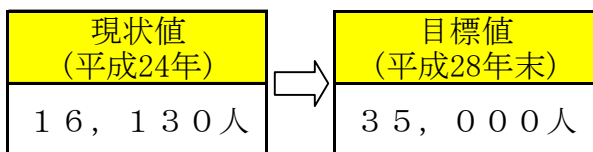


○救急体制の充実・強化

救命講習修了者数（平成18年度からの累計数）

※救命講習の修了者の目標数を人口の20%（35,000人）に設定し、市民による応急手当の質の向上を図り、救命率アップと救急初動体制強化に向け、応急手当普及啓発活動を展開します。

出典：出雲市消防本部 救命講習データベース



【主要事業】

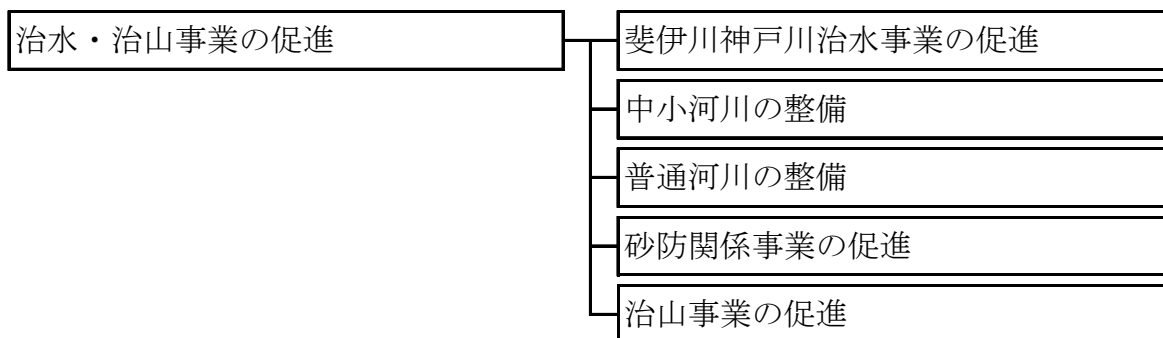
事業名 (担当部局/事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
消防施設整備事業 (消防本部)	継続	継続	継続	継続	継続	消防車両等の整備
通信施設設備整備事業 (消防本部)	継続	継続	完了			消防救急無線のデジタル化 消防緊急通信指令施設整備
消防庁舎等整備事業 (消防本部)	継続	継続	継続	完了		平田消防署の移転
非常備消防施設等整備事業 (消防本部)	継続	継続	継続	継続	継続	消防団車両・小型ポンプの整備
非常備消防施設等整備事業 (消防本部)	検討	着手	継続	継続	継続	消防コミュニティセンター整備事業
消防水利の整備事業 (消防本部)	継続	継続	継続	継続	継続	耐震性貯水槽等の整備

治水・治山事業の促進

【基本方針】

自然災害から住民の生命・財産を守る治水治山事業を推進し、災害発生防止に努めるとともに、安全で快適な住環境の整備に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 斐伊川神戸川治水事業の促進

既に完成した上流の尾原ダム・志津見ダムに加え、中流の斐伊川放水路、下流の大橋川の改修により、洪水の発生しにくい安全な地域づくりの促進に努めるとともに、引き続き斐伊川放水路事業関連周辺地域整備事業を実施します。

また、斐伊川本川の堤防整備・堤防強化について国に働きかけます。

(2) 中小河川の整備

新内藤川、赤川、塩冶赤川、午頭川、十間川、平田船川、湯谷川、五右衛門川、高瀬川等は治水安全度が低いため、河川改修の促進を県に働きかけます。

(3) 普通河川の整備

① 河川浄化対策

土砂の撤去や藻刈等を実施し、通水能力の向上に努めます。

② 市街地水害解消対策

浸水被害が深刻な地区において、発生原因の把握及び対策工法の検討・施工を行い、浸水被害の軽減に努めます。

(4) 砂防関係事業の促進

市民の生命財産を守るため、災害防除事業として急傾斜地崩壊対策事業・地すべり対策事業・砂防事業の促進を県に働きかけます。

(5) 治山事業の促進

山間部における土砂の流出・崩壊・落石・地すべり等の防止や防風・防砂を行うため、地すべり防止・総合治山・林地荒廃防止・海岸防災林・保安林改良事業等の促進を県に働きかけます。

【主要事業】

事業名 (事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
斐伊川放水路事業 (国)	完了					事業延長 : 13.1 km 川幅 : 開削部 96~400m 拡幅部 300~370m
斐伊川放水路事業関連周 辺地域整備事業 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	道路・河川整備、農業施設、 生活環境施設 (上塩冶コミュ ニティ施設、半分公園、治水 記念館など)
斐伊川水系新内藤川流域 河川整備事業 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	「新内藤川流域河川改修計 画」10年計画 新内藤川工区 : 3.6km 赤川工区 : 2.7km 塩冶赤川工区 : 0.7km 午頭川工区 : 1.4km
十間川水系河川整備事業 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	工事施行 : 7.6km 十間川工区 : 2.75km 差海川工区 : 1.8km 神西湖工区 : 2.8km
斐伊川水系平田船川河川 整備事業 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	工事施行 : 12.01km 平田船川工区 : 6.9km 湯谷川工区 : 5.11km
斐伊川水系五右衛門川河 川整備事業 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	工事施行 : 11.87km 五右衛門川工区 : 9.42km (うち新川 : 3km を含む) 高瀬川工区 : 2.45km

地域生活の安全対策(防犯・交通安全、消費者相談)

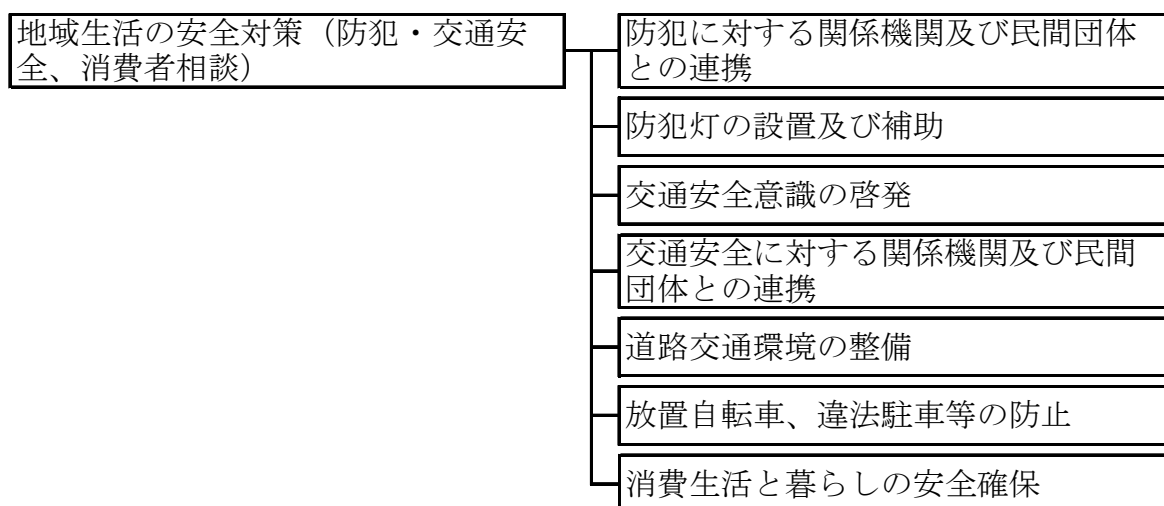
【基本方針】

防犯対策を目的として活動する青色パトロール隊などボランティア団体を出雲地区防犯協会を通じて支援するほか、警察等の関係機関・各種団体と連携し、治安対策の強化により、市民の安全確保に努めます。夜間における安全を確保するため、小中学校の通学路に防犯灯を設置するほか、町内会等が設置する防犯灯設置経費の助成を行います。

さらに、学校、地域での交通安全意識の啓発に努め、特に子どもと高齢者へのきめ細かな交通安全教育を行い、交通事故の防止に努めます。

また、市民が安全で安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する相談、情報収集・提供、体制づくりを図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 防犯に対する関係機関及び民間団体との連携

犯罪のないまちづくりをめざし、出雲地区防犯協会などの民間団体や出雲警察署などの関係機関と連携し、市内各地区で活動する防犯ボランティア団体などに対し支援を行うとともに、JR出雲市駅周辺に防犯カメラを設置し、市民や駅利用者の安全を確保します。

(2) 防犯灯の設置及び補助

児童生徒の夜間の安全を確保するため、小中学校の通学路で照明設備が必要な箇所に防犯灯を設置します。

また、町内会等が設置する防犯灯の設置経費を助成し、防犯灯の整備充実を図ります。

(3) 交通安全意識の啓発

各地区に設置した出雲市交通指導員による街頭指導活動、安全教育活動等を通じ、子どもから高齢者まで幅広く交通安全意識の高揚を図り、特に子どもと高齢者の交通事故防止や自転車のマナーアップを推進します。

(4) 交通安全に対する関係機関及び民間団体との連携

出雲警察署などの関係機関及び出雲市交通安全対策協議会などの民間団体と連携し、各種交通安全活動を推進します。

また、各地区交通安全対策協議会などが行う交通安全事業への支援を行い、自主的な活動を促進します。

(5) 道路交通環境の整備

カーブミラーやガードレール等の交通安全施設を設置するとともに、交通の現状に即した信号機・横断歩道等による交通規制を関係機関に要望し、交通事故の防止に努めます。

(6) 放置自転車、違法駐車等の防止

出雲警察署などの関係機関と協力し、放置自転車の撤去や啓発活動を行い、自転車の放置防止に努めます。必要に応じて、自転車放置禁止区域の見直しを行うことにより、都市環境の変化に対応した対策を講じます。

また、交通事故や道路渋滞の原因となる違法駐車防止に努めます。

(7) 消費生活と暮らしの安全の確保

県などの関係機関と連携をとりながら、消費生活についての情報収集を図り、気軽に利用できる消費者相談窓口体制の充実に努めます。

また、消費者団体の育成・支援に努めるとともに、広報、インターネットなどのメディアを活用した情報提供や、出前講座等の啓発活動を推進します。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
防犯に対する関係機関及び民間団体との連携 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	出雲地区防犯協会との連携、 JR 出雲市駅周辺治安対策
防犯灯の設置及び補助 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	通学路防犯灯の設置・維持、 町内会等設置防犯灯の補助
交通安全意識の啓発 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	交通指導員による街頭活動及 び交通安全教育の実施
交通安全に対する関係機関及び民間団体との連携 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	出雲警察署、出雲市交通安全 対策協議会等との連携
道路交通環境の整備 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	カーブミラー等交通安全施設 の整備
放置自転車、違法駐車等の 防止 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	放置自転車の撤去・啓発、違 法駐車防止
消費者苦情相談事業 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	消費者問題の相談窓口体制づ くり
消費者団体育成事業 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	消費者団体の育成・支援

2 地域内交通対策

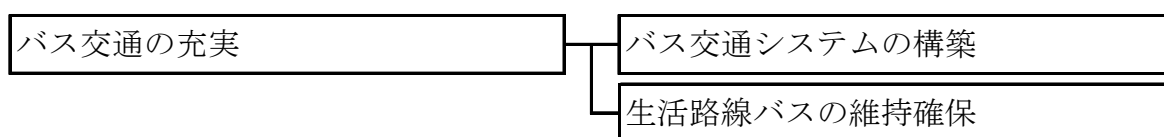
バス交通の充実

【基本方針】

住民にもっとも身近な交通機関である路線バスは、少子高齢化や道路網整備によるモータリゼーションの進展等により、利用者の減少が続き、厳しい運営を迫られています。

しかし、路線バスは交通手段を持たない高齢者や児童生徒などにとっては重要な交通手段であることから、地域における生活交通として、今後とも利用促進を図りながら運行を維持するとともに、市としての公平性、また利便性向上の観点から地域の声を十分に反映しながら、より良いバス交通システムの構築に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) バス交通システムの構築

バス交通については、高齢者や児童生徒をはじめとする市民の通院、通学、買い物などの利便を確保するため、利用動向を注視しつつ、市と地域で組織された運行協議会が一緒になって協議し、多くの方に利用していただけるより良いシステムの構築に努めます。

(2) 生活路線バスの維持確保

市内を運行する生活路線バスは、バス事業者が自主運行する乗合バス、市が運行委託するもの、市が所有する自家用車を使用して路線バスを有償運行するものなど、市内全域で36路線が運行しています。また、利用者を高齢者、障がい者等に限定した福祉バスなども運行しています。

このような様々な形態で運行されているバスについては、交通弱者である高齢者や通学者等の交通手段を確保するため、住民ニーズに適切に対応したダイヤ編成、路線網の充実を図るとともに、多くの方に利用してもらえるよう利用促進を進め、運行の維持確保に努めます。

【主要事業】

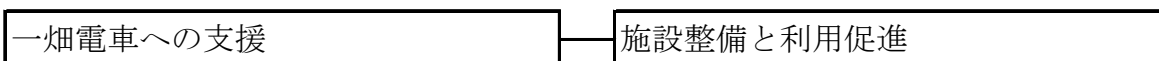
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
バス交通システム構築事業（総合政策部）	推進	推進	推進	推進	推進	バス交通システム構築の推進
生活路線バス対策事業（総合政策部）	継続	継続	継続	継続	継続	生活路線バスの確保、利用促進

一畑電車への支援

【基本方針】

一畑電車は、貴重な生活路線であるとともに、本市と松江市を宍道湖北岸でつなぐ観光振興の要となる重要な公共交通機関であることから、事業者のさらなる経営努力と国・県・沿線市の適切な支援により、路線の維持・充実に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 施設整備と利用促進

一畑電車は、年間約140万人の利用があり、沿線地域住民の日常生活に欠くことのできない役割を担っています。

そこで、最優先すべき電車の安全性を確保するため、一畑電車沿線地域対策協議会の支援計画に基づき、事業者が行う車両の更新や老朽施設の改良、安全性向上に資する修繕等を引き続き支援します。

また、事業者、沿線自治体及び地域住民が一体となって、積極的な啓発宣伝などを進め、利用促進に努めます。

【数値目標】

一畑電車の年間利用者数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
136.8万人		140.0万人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業内容（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
一畑電車支援事業 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	一畑電車の施設整備、利用促進に対する支援

3 ゆとりと潤いのある居住空間の整備

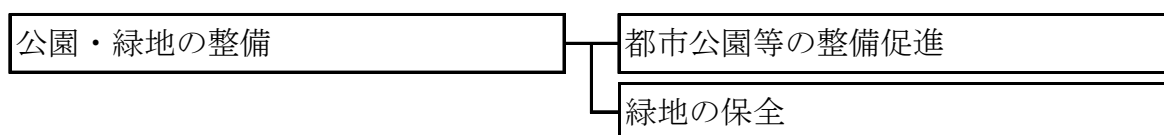
公園・緑地の整備

【基本方針】

公園・緑地は、ゆとりと潤いのある居住空間の形成、自然との共生の場、市民の憩いの場として役立つほか、災害時における避難場所や救援活動拠点、緩衝地帯としての役割など多くの機能を持っています。

本市には、県立浜山公園をはじめ、市が設置した都市公園や普通公園など数多くの公園・緑地があり、その整備もほぼ完了しています。今後は、安全で安心して利用できる施設として、また、公園・緑地の持つ多くの機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理、老朽化した施設の再整備、修繕に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 都市公園等の整備促進

県立浜山公園の広域公園としての機能充実を県へ働きかけるとともに、街区公園等の老朽化した施設を公園リフレッシュ整備事業により改修・更新し、安全で安心して利用できる施設として再整備を行います。

(2) 緑地の保全

公園の樹木や街路樹の適正な管理を行い、市民の憩いの場、緑地の保全に努めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局/事業主体)	事業計画(年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
県立浜山公園整備 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	周辺施設等を整備 (A=91.5ha)

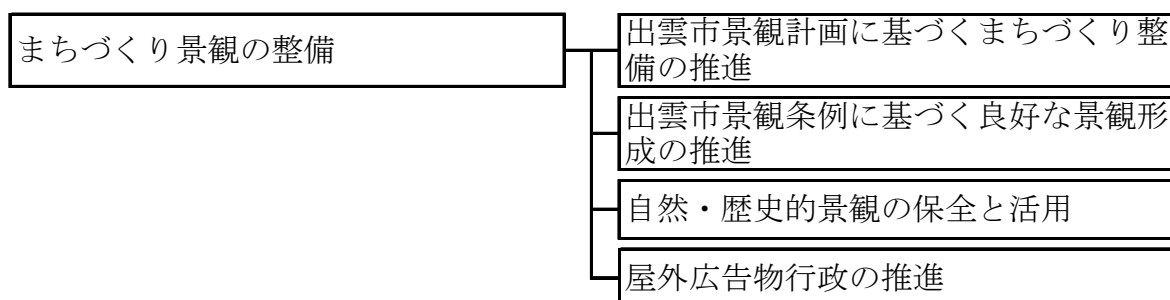
事業名 (担当部局/事業主体)	事業計画(年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
公園リフレッシュ整備 事業 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	公園遊具、施設の改修 施設のバリアフリー化
神西親水公園整備 (都市建設部)	継続	完了				多目的広場の整備 (A=0.4ha)

まちづくり景観の整備

【基本方針】

「豊かな自然景観を守り、育てる」「歴史と文化の息づく景観を伝える」「快適で魅力的な景観を創造する」の3つを基本目標に掲げ、市・市民・事業者等の連携と協力により、出雲らしい魅力あるまちづくりを推進します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 出雲市景観計画に基づくまちづくり整備の推進

「出雲市景観計画」に掲げる景観整備の基本目標・基本方針に基づき、地域の景観要素を生かしながら、道路、公園や建築物など都市施設の景観整備を推進します。

特に、街なみ環境整備事業等により、質の高い街なみと住みよい環境を創出し、ゆとりと潤いのあるまちづくりをめざします。

(2) 出雲市景観条例に基づく良好な景観形成の推進

出雲市景観条例に規定する届出・通知制度に基づき、景観形成上影響が大きい大規模な建築物・工作物の建設などに対し、ゆるやかな規制・誘導を図り、市民・事業者の協力を得ながら、良好な景観を形成していきます。

(3) 自然・歴史的景観の保全と活用

出雲地域独自の景観資源である築地松について、県とともに組織する築地松景観保全対策推進協議会の活動を通してPR、保全に努めます。

(4) 屋外広告物行政の推進

適切な許可事務の実施や、違反広告物の調査・指導・撤去を推進し、良好な街なみ景観の形成に取り組みます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲市景観計画の一部見直し (都市建設部)	継続	継続 完了	推進	推進	推進	景観計画区域を斐川地域に拡大し、全市同一の方針・基準に基づく景観行政の推進
建物修景助成事業 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	街なみ環境整備事業地域内における建築物に対する修景助成
景観条例の届出・通知制度に基づく景観形成の推進 (都市建設部)	推進	推進	推進	推進	推進	大規模な建築物等の建築等の際し、景観計画の景観形成基準に基づき、良好な景観へ誘導
築地松景観保全対策の推進 (都市建設部)	推進	推進	推進	推進	推進	築地松景観保全対策推進協議会を通して築地松のPR・保全
屋外広告物行政の推進 (都市建設部)	推進	推進	推進	推進	推進	屋外広告物の適切な許可事務等の実施

住宅政策の推進

【基本方針】

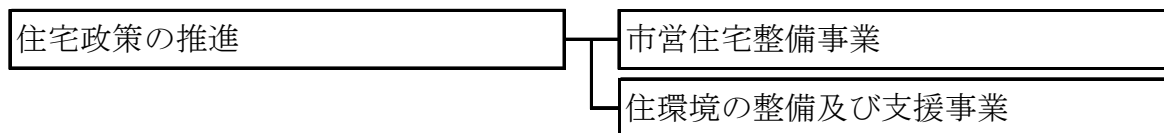
自然や歴史など地域の特性を生かした魅力ある住まいづくりをめざし、住環境の向上に努めます。

中でも市営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、本計画に基づき大規模修繕、建替事業を計画的に実施し、市民が安心して暮らせる住宅の提供を図ります。

また、個人住宅のリフォームに対する助成、組合等により実施される土地区

画整理事業に対する助成、細街路拡幅整備事業の実施により、住環境の向上を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 市営住宅整備事業

「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、公営住宅等の既存ストックの長寿命化と有効活用を図るとともに、計画的な大規模修繕・建替事業を実施し、居住水準の向上、市民ニーズや地域特性に応じた市営住宅の整備を図ります。

(2) 住環境の整備及び支援事業

個人住宅のリフォームに対して助成することにより、住環境の向上とともに地域経済の活性化を図ります。

また、健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理助成事業により、組合等に対し助成するとともに、用途地域内における建築物の新築、増改築等に際し、道路後退用地を市に寄付していただいた場合、細街路拡幅整備事業を実施し、住環境の向上を支援します。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
有原住宅建替事業 (都市建設部)	完了					鉄筋コンクリート造 (第1期：6階建30戸) (第2期：6階建30戸)
直江東住宅建替事業 (都市建設部)		着手 完了				木造平屋建6戸
市営住宅改善事業 (都市建設部)		着手	推進	推進	推進	市営住宅の長寿命化を図る計画的改善・修繕工事
市営住宅解体事業 (都市建設部)		着手	推進	推進	推進	老朽化した市営住宅の解体除去
住宅リフォーム助成 (都市建設部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	個人住宅のリフォームに対する支援

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
土地区画整理助成事業 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	組合等への技術的援助、経費助成（事務費、工事費）
細街路拡幅整備事業 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	支障物件移転経費の助成、土地の分筆登記及び拡幅部分の道路整備

上水道の安定給水

【基本方針】

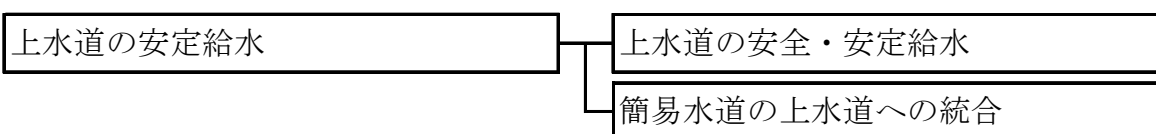
本市の水道普及率は、平成24年(2012)3月末現在で98.5%となり、市内のほぼ全域への給水が可能な状況となっています。

そうした中、今後は、良質でおいしい水の供給、いつでも使える水の供給、維持管理水準の向上や環境への配慮などが求められています。

このため、県水道用水供給事業への水源転換や老朽施設（管路・構築物）の更新、中央監視装置の整備、災害やテロに対する危機管理対策及び水道未普及地域の解消などに取り組み、より一層のサービス向上に努めます。

また、健全な事業経営を維持して行くため、今後も更なる支出の削減に努めるとともに、水道料金等による収入の確保を図り、適切な財政計画のもと収支の均衡がとれた事業運営をめざします。

【施策の体系】



【計画】

(1) 上水道の安全・安定給水

① 良質でおいしい水の供給

県水道用水供給事業からの受水、直結給水の促進等により、安心・安全な水の供給に努めます。

② いつでも使える水の供給

耐震化対策、老朽施設（管路・構築物）の更新、幹線管路の二条化、中

第2章 安全・安心都市の創造

央制御・監視の充実、水道未普及地域の解消等により水の安定供給を図ります。

③ 維持管理水準の向上

適正水圧の確保、配水管の再整備、定期的な配水池内部の点検・清掃の実施、マッピングシステムの活用等を行い、維持管理水準の向上に努めます。

④ 環境への配慮

小規模ポンプ所等の統廃合や省エネルギー型設備の導入等により、環境に配慮した水道システムの構築に取り組みます。

(2) 簡易水道の上水道への統合

① 浄水施設の整備

クリプトスポリジウム対策としての浄水処理施設の整備を行い、安心・安全な水の供給に努めます。

② 老朽施設の更新

老朽化したポンプ類や配水管等を計画的に更新し、水の安定供給を図ります。

③ 統合整備

順次統合に必要な施設整備を進め、平成29年(2017)3月末までに、市内全ての簡易水道事業を上水道事業へ統合し、経営を一元化します。

【数値目標】

○上水道の安全・安定給水

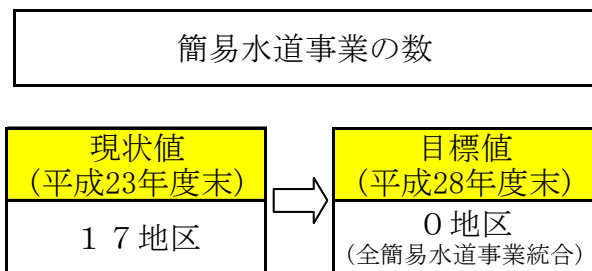
管路の耐震化率 ※耐震管延長/管路総延長×100

※すべての管路の耐震化の進捗状況を示す指標であり、地震災害に対する水道システムの安全性、信頼性を示しています。

出典：出雲市配水管統計

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
3.8%		7.0%

○簡易水道の上水道への統合



【主要事業】

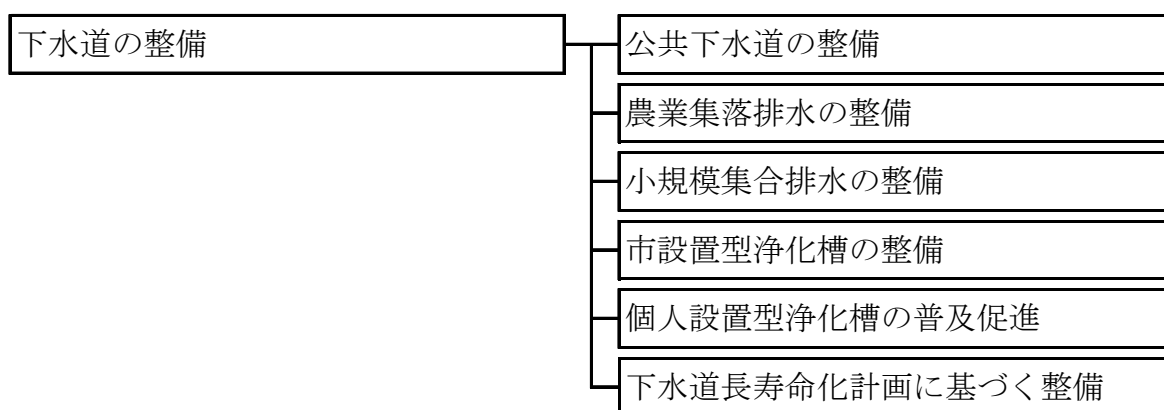
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
県水道用水受水のための 施設整備事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	継続	尾原ダムを水源とする県水道 用水供給事業からの受水 (平田地域)
老朽管路、老朽構造物更 新事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	継続	耐震化を含む
幹線管路整備事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	継続	管路の二条化
未普及地域解消事業 (上下水道局)	継続	完了				平田地域、大社地域
鷺浦・猪目簡易水道整備 事業 (上下水道局)		着手	継続	継続	完了	送水管布設、ポンプ施設・配 水池・中央監視設備新設、配 水管布設替等
美保・塩津簡易水道整備 事業 (上下水道局)				着手	完了	送水管布設、浄水場改良、中 央監視設備新設等
須佐簡易水道整備事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	完了	浄水場改良、機械・電気・計 装・通信設備改良等
窪田簡易水道整備事業 (上下水道局)	継続	継続	完了			機械・電気・計装・通信設備改 良等
多伎簡易水道整備事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	完了		送配水管布設替、機械・電気・ 計装・通信設備改良等
河下広域簡易水道整備事 業 (上下水道局)	継続	継続	継続	完了		送水管布設、ポンプ施設・配 水池・中央監視設備新設、配 水管布設替等
東部統合簡易水道整備事 業 (上下水道局)			着手	完了		配水管布設替、ポンプ施設・ 電気・通信設備改良等

下水道の整備

【基本方針】

「出雲市汚水処理整備計画」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び合併処理浄化槽による効率的かつ計画的な整備を推進します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 公共下水道の整備

事業認可区域内において、計画的に整備を進めます。

(2) 農業集落排水の整備

阿宮地区において、引き続き整備を進めます。

(3) 小規模集合排水の整備

美保地区において、引き続き整備を進めます。

(4) 市設置型浄化槽の整備

集合処理区域外の地域において、整備を進めます。

(5) 個人設置型浄化槽の普及促進

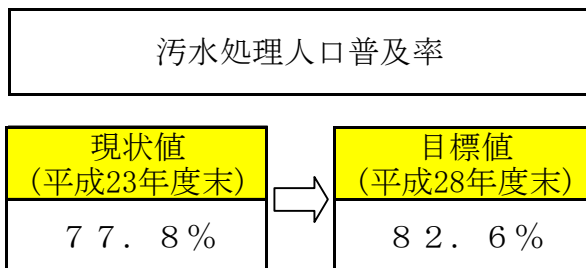
集合処理区域内の地域において、事業採択されるまでの間を対象に個人で設置される浄化槽について補助金を交付し、普及を図ります。

(6) 下水道長寿命化計画に基づく整備

下水道処理施設及び管路等の施設長寿命化を図るため、計画的に整備を進めます。

【数値目標】

○下水道整備



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
公共下水道事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	継続	汚水管渠の布設
農業集落排水整備事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	継続	汚水管渠の布設、処理場建設
小規模集合排水処理施設 整備事業 (上下水道局)	着手	継続	完了			汚水管渠の布設、処理場建設
浄化槽整備事業 (上下水道局)	継続	継続	継続	継続	継続	浄化槽の設置及び設置補助
下水道長寿命化計画 (上下水道局)	計画 策定	計画 策定	着手	継続	継続	下水道施設の長寿命化計画策定とそれに基づく整備

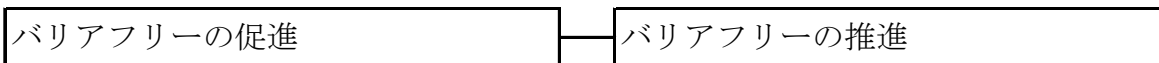
バリアフリーの促進

【基本方針】

「出雲市福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物、道路、公園などの整備においてはバリアフリー化を促進し、障がい者や高齢者が安心して外出できるまちづくりを推進します。

また、誰もが社会活動に参加しやすい社会づくりのために、教育機関や企業、住民への情報提供を図り、心のバリアフリーを促進します。

【施策の体系】



【計画】

施設のバリアフリー化の促進を啓発するとともに、スロープ・障がい者用トイレ・障がい者用駐車場の有無等、公共施設や福祉施設等のバリアフリー情報を掲載したマップを市のホームページ「出雲てくてくウェブ」で紹介し、障がい者や高齢者が安心して外出し、誰もが社会活動に参加しやすいまちづくりを推進します。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
バリアフリー推進事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	広報誌やホームページ等によるバリアフリーの啓発や情報提供

その他生活環境整備

【基本方針】

近年の核家族化や少子化、高齢化等の要因により、中山間地のみならず市街地においても、長期にわたり人が住まなくなった家屋が増え、管理が行き届かないことが原因で、良好な景観の阻害や防災・防犯・衛生面における生活環境への悪影響等が問題になっています。

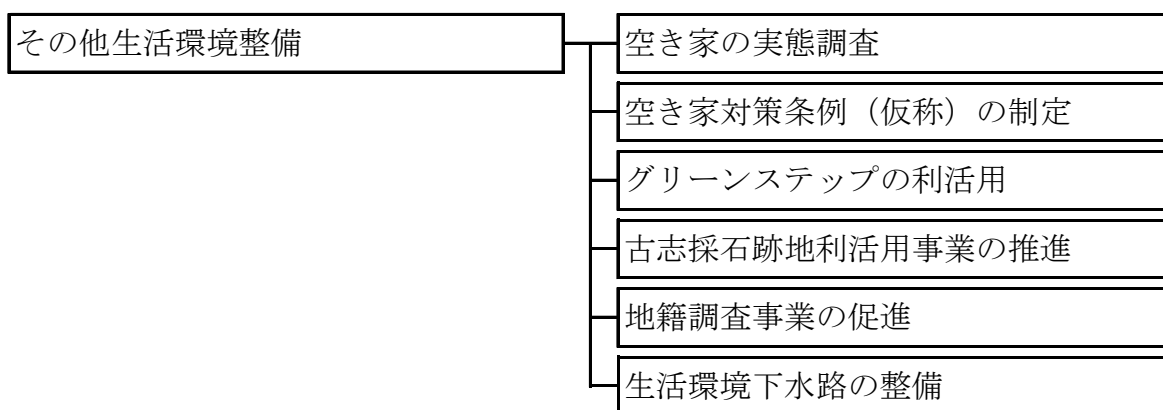
このことから、空き家の適切な管理及び活用促進に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことのできる環境を守るため、「空き家対策条例(仮称)」の制定をめざします。

また、斐伊川放水路事業の残土処理場「グリーンステップ」、古志地区上新宮の採石場跡地について、地域の発展につながるような利活用策の検討を行います。

地籍調査事業については、平成22年(2010)5月に閣議決定された「第6次国土調査事業十箇年計画」に基づき、本市の「中期財政計画」に沿って実施しています。今後も、国・関係団体等の諸事業を積極的に活用し、一層の地域連携を図りながら本市の地籍調査事業を着実に進めます。

また、下水路については、年次的に改良整備を実施し、快適な生活環境づくりに努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 空き家の実態調査

増加傾向にある「空き家」の実態を把握し、その現状や課題・問題点を明らかにすることにより、今後の本市における「空き家」対策の検討に資する資料とするため、「空き家アンケート調査」を実施します。

(2) 空き家対策条例（仮称）の制定

「空き家」の適切な管理及び活用促進に関する基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め、市民が安全に安心して暮らすことのできる環境を守るため、「空き家対策条例（仮称）」の制定をめざします。

(3) グリーンステップの利活用

斐伊川放水路事業の残土処理場「グリーンステップ」については、広大な用地を生かし、地域の発展に繋がるような利活用策の検討を行います。

(4) 古志採石跡地利活用事業の推進

古志採石跡地の利活用について検討します。

(5) 地籍調査事業の促進

地域との密接な連携のもと、国や県等の各種事業を活用し、次の地域について事業を進めます。

- ・ 出雲地域 出雲地域の北部 南部
- ・ 平田地域 平田地域の北部 中部
- ・ 佐田地域 佐田地域の北部 中部
- ・ 大社地域 大社地域の北部

※斐川地域については、現在休止中であり、平成32年度(2020)以降に計画を策定する予定です。

また、関係団体等事業の積極的な活用を図ります。

- ・ 国の山村境界基本調査
- ・ 県など、関係団体事業

(6) 生活環境下水路の整備

重要な生活基盤である下水路について、年次的に改良整備を実施することにより、整備水準の均衡を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

【数値目標】

○地籍調査事業の促進

本市地籍調査事業進捗指数

※本市調査対象面積は583km²

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
48% 282km ²		51% 297km ²

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
空き家アンケート調査 (総務部)	検討	着手 完了				空き家の実態を把握するためアンケート調査の実施
空き家対策条例(仮称)の 制定(総務部)	検討	検討	完了	推進	推進	空き家の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定・運用

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
グリーンステップ利活用 (都市建設部)	検討	検討	推進	推進	推進	斐伊川放水路事業の残土処理場「グリーンステップ」利活用策の検討
地籍調査事業 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	一筆ごとの土地所者・地番・地目を調査し、境界の位置・面積を測量する調査事業
古志採石跡地利活用事業 (財政部)	着手	検討	検討	推進	推進	現地調査 委員会の設置 関係事業、防災対策、管理手法の検討
生活環境下水路の整備 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	年次的な改良整備の実施

4 情報を共有できる高度情報通信社会の実現

地域情報化の推進

【基本方針】

情報通信技術（ICT）が、目覚しく発展する中、住民がその恩恵を等しく享受できるよう、地域における情報通信基盤の整備を推進します。

【施策の体系】



【計画】

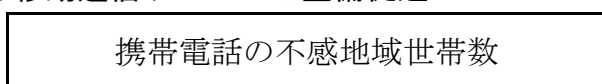
（1）高度情報通信基盤の整備促進

① 移動通信サービスの整備促進

通信事業者と協力して携帯電話が利用できない地域の解消に努めます。

【数値目標】

○移動通信サービスの整備促進



出典：携帯電話不感地域の調査（平成24年(2012)1月報告）

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
15地域 128世帯	0地域 0世帯

【主要事業】

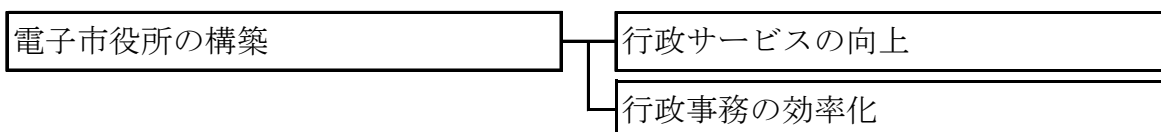
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
移動通信用鉄塔施設整備事業（総合政策部）	完了					移動通信用鉄塔施設の整備
携帯電話の通話品質改善（総合政策部）	推進	推進	推進	推進	推進	通話品質改善のため通信事業者への要望

電子市役所の構築

【基本方針】

多様化する住民ニーズと複雑化・高度化する行政運営に対応するため、インターネット等の情報通信技術を活用し、便利で利用しやすい行政サービスと迅速で効率的な事務処理を実現します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 行政サービスの向上

① インターネットの活用による市民サービスの向上

市民が必要とする行政情報をインターネットから取得できるよう、ホームページの内容を充実するとともに、数多くの行政サービスが24時間365日提供できるように整備し、全ての市民が利便性及びサービス向上を実感できるように努めます。

② 新住民情報システムの活用による住民窓口サービスの向上

平成23年(2011)1月に導入した新住民情報システム(住民記録・税・福祉等)を活用して、国民健康保険被保険者証のカード化・コンビニ収納サービスの提供等に引き続き、住民ニーズを調査しながら、窓口サービスの利便性の向上を図ります。

(2) 行政事務の効率化

① 行政手続きのオンライン化

市民が各種の申請・手続きをいつでもどこでも行えるとともに、国・県などの情報システムとの相互連携により、市民の利便性・行政事務の効率化を重視した電子申請サービス等の充実を図ります。

② 事務処理システムのクラウド化・共同化への取り組み

事務処理システム(住民記録・税・財務会計等)の活用により、庁内業務の迅速化及び最適化を推進するため、国のマイナンバー制度の動向を探りながら、自治体クラウド・共同利用によるシステムの導入について検討を行います。

③ 統合型地理情報システム（GIS）の拡充

一元的に整備された共通基本図データを用い、各部署の持つ地図情報を電子化していくことで、情報の共有化や行政事務の効率化を図ります。

また、整備された地図データを用いて、環境、防災、福祉等様々な行政情報を、市民に視覚的にわかりやすく提供します。

④ 情報セキュリティ対策の強化

情報漏洩や不正アクセスなど情報資産に対する脅威に対応するため、全職員に対し情報セキュリティポリシー遵守を徹底します。

また、市が保有する情報を適切に管理するため、職員研修やセキュリティ監査による点検を継続的に行い、情報テロや大規模災害等のセキュリティ侵害への備えを行うことにより、情報セキュリティ対策のさらなる強化を図ります。

【数値目標】

○行政サービスの向上

ホームページ年間アクセス件数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
1, 150千件		1, 300千件

○行政事務の効率化

電子申請等利用件数

※しまね電子申請サービスによる申請・受付等サービスの年間利用件数
出典：しまね電子サービス事業実績報告書

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
4, 507件		6, 000件

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
電子申請サービス事業 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	電子申請等電子手続サービスの拡充
自治体クラウド推進事業 (総務部)			検討	検討	検討	自治体クラウド・共同化の導入検討
統合型地理情報システム (GIS)運用事業 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	地図データの整備・共有及び公開
情報セキュリティ対策事業 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	情報セキュリティ対策の強化

第3章

産業・観光都市の創造

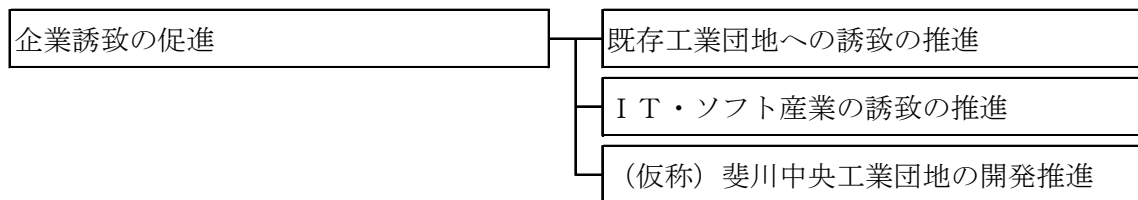
1 商工・サービス業の振興と発展

企業誘致の促進

【基本方針】

工業団地未分譲地への企業誘致の推進と既存企業の事業拡張の促進に努めるとともに、中心市街地等へのIT・ソフト産業の誘致を推進し、産業基盤の強化と雇用機会の増大を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 既存工業団地への誘致の推進

出雲市東部工業団地や斐川西工業団地など既存の工業団地の早期完売を図るとともに、空き工場など未利用地への企業立地を推進します。

(2) IT・ソフト産業の誘致の推進

中心市街地等へのIT関連などソフト産業系業種の誘致を推進し、若年者や女性の働ける場の確保と産業基盤の強化を図ります。

(3) (仮称) 斐川中央工業団地の開発推進

立地条件に優れた新たな工業用地として、(仮称) 斐川中央工業団地の整備を推進するとともに、早期分譲に向け積極的な誘致活動を展開します。

【数値目標】

○企業誘致の推進

工場等の新增設件数

※年間2件以上の工場等の新增設（出雲市企業立地促進条例の規定に基づく立地計画認定）を目標とします。

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
—		10社

工場等の新增設による雇用創出

※工場等の新增設（出雲市企業立地促進条例の規定に基づく立地計画認定）により、1件あたり10人以上の雇用創出をめざします。

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
—		100人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
企業誘致推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	企業誘致活動の推進、新增設を行った企業への助成
(仮称) 斐川中央工業団地造成事業 (産業観光部)	着手	継続	継続	継続	継続	新規の企業進出に応えられる用地を確保するための新たな工業団地の造成

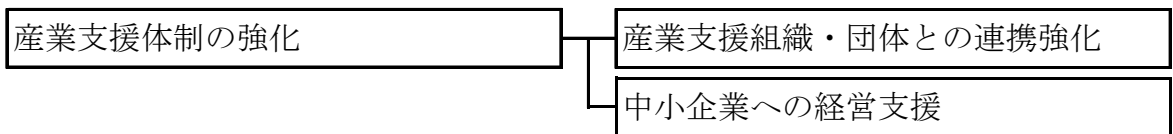
産業支援体制の強化

【基本方針】

市内の産業支援組織や商工団体との連携強化を図り、市内の商工業活動全般に対して、幅広く、より効果的にサポートできる体制を構築します。

また、長期化する厳しい経済環境の中、高まる資金需要に対応した支援を講じ、市内中小企業の経営の安定を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 産業支援組織・団体との連携強化

① 21世紀出雲産業支援センターとの連携強化

販路・事業展開の拡大支援、企業間交流の促進、情報収集・発信等に係る事業をNPO法人21世紀出雲産業支援センターに委託します。この委託事業において、市内企業のニーズ把握のための企業訪問や企業からの相談対応に重点を置き、商工団体や支援機関との連携も図りながら、より一層の情報収集と発信に努めます。

② ビジネスサポートひかわとの連携強化

出雲市斐川企業化支援センターの運営にあわせ、ものづくり企業の経営支援や人材育成、企業間交流の促進等に係る事業をNPO法人ビジネスサポートひかわに委託します。この委託事業において、ものづくり企業を対象とした研修会の開催やものづくり人材の育成、企業間交流会の開催に取り組みます。

③ 商工団体等との連携強化

ア) 商工団体支援事業

中小企業の振興を図るため出雲・平田商工会議所が行う金融・経営・税務等の相談指導などの中小企業相談所事業や、小規模事業者支援のため出雲・斐川町商工会が行う経営改善普及事業を支援します。

イ) 商工業発展推進事業

市内商工業者が行う発展的な活動を支援している出雲・平田商工会議所及び出雲・斐川町商工会を支援します。

ウ) 中心市街地再生支援事業

街づくり・人づくり・魅力づくりを三本柱に、賑わい創出事業や空店舗を活用したインキュベーター事業など、出雲商工会議所が行う中心市街地の再生に向けた取り組みを支援します。

エ) 中小企業支援連絡協議会

市・商工会議所・商工会・各金融機関・産業支援関係NPO法人で構成する中小企業支援の協議・検討組織を設置し、地域の経済状況及び中小企業の課題などの共有化を図り、その解決に向けた施策立案に取り組めます。

(2) 中小企業への経営支援

① 経営力強化アドバイザー制度の活用

意欲と能力のある地域の中核的企業の育成や経営状況が極めて厳しい企業の事業再生を支援する経営力強化アドバイザー制度を活用し、中小企業の自立的経営を促します。

② 中小企業融資制度事業

市が預託している県小規模企業特別資金及び育成資金の融資枠について、市内中小企業の資金需要に柔軟に対応します。

③ 中小企業信用保証料補助金事業

県制度融資を利用する際の負担軽減のため、信用保証料の一部を助成します。

【数値目標】

○中小企業への経営支援

経営改善計画策定件数

※中小企業の経営課題を明確にし、経営の見直しや企業成長の実現のため商工団体と連携しながら、企業の経営改善計画策定を促します。その策定件数の5年間の累計件数を目標とします。

現状値 (平成23年度)	目標値 (平成28年度末)
—	100件

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
21世紀出雲産業支援センター運営事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	産学官連携、企業間交流のコーディネート事業や販路拡大支援事業、産業振興に資する情報収集・提供等の委託
企業化支援センター運営事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	企業化支援センターの運営及びものづくり企業を中心とした成長支援事業の委託
商工会議所等が行なう商工業振興策への支援 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	商工会議所・商工会が行なう商工業振興策に対する助成
中小企業への金融支援 (産業観光部)	継続 検証	継続	継続	継続	継続	県制度融資に係る貸付原資の預託、信用保証料助成

雇用対策

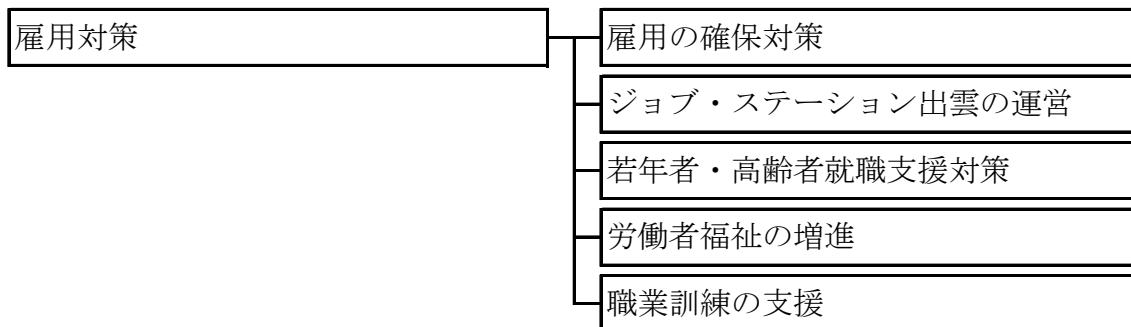
【基本方針】

商工、観光、医療・福祉などのあらゆる分野に係る産業の振興を図り、雇用を創出しながら、一方で適切な人材の育成や配置に努め、雇用のミスマッチをなくすよう、出雲地区雇用推進協議会やジョブ・ステーション出雲（出雲総合雇用情報センター）を中心に就業支援に取り組みます。

特に、若年層の高い失業率や離職率が社会問題化するなか、若年者の職業意識の向上や適職選択、キャリア形成が図られるよう、関係機関と連携をとりながら、若年者の就業をきめ細かく支援します。

また、労働者福祉の増進に資する取り組みや労働相談窓口に関する情報発信に努め、労働者が健康で長く働き続けることができるよう支援します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 雇用の確保対策

ジョブ・ステーション出雲とハローワークの連携により、市内事業所へ安定雇用を働きかけるとともに、緊急雇用創出事業や雇用創造推進事業などの国事業を効果的に活用し、雇用の確保に努めます。

また、超高齢社会を迎え、需要が高まる医療介護分野の人材確保について、島根県福祉人材センター等との連携を図り、人員不足の解消に努めます。

(2) ジョブ・ステーション出雲（出雲総合雇用情報センター）の運営

就職相談、職業紹介、求人情報及び職業能力開発情報の提供、就職後のフォローアップ相談などの実施拠点となるジョブ・ステーション出雲を運営し、求職者の就業支援に取り組みます。

(3) 若年者・高齢者就職支援対策

① 若年者対策

出雲地区雇用推進協議会において、高校生を対象とした「企業見学会」や「就職ガイダンス」、大学・短大等新卒者、U・Iターン希望者等を対象とした「就職面接会」や「就職フェア」を開催し、地元就職を促進するとともに、働くことの意義や職業意識の涵養を図ります。

また、若年層の高い離職率やフリーター、ニートの増加対策として、ハローワークや出雲市子ども・若者支援センターなどの関係機関と連携しながら、若年者に対する就業や職場定着の支援に取り組みます。

② 高齢者対策

高年齢者雇用安定法の改正（平成25年4月1日施行）を受け、希望者全員が65歳まで就労できるよう、市内事業所への法令周知や雇用の働きかけを行います。

(4) 労働者福祉の増進

① 勤労者への融資の充実

勤労者に対する融資の円滑化を図るため、勤労者向け融資取扱者である中国労働金庫に貸付原資を預託します。

② 労働者の福利厚生の充実

労働者の福利厚生の実施のため、出雲地区労働者福祉協議会が実施する文化体育活動、相談活動等を支援します。

また、中小企業の福利厚生の実施を図るため、財団法人島根県東部勤労者共済会への加入を促進します。

③ 労働相談情報の提供

労働者が健康で働き続けることができるよう、労働基準監督署、県雇用政策課、県労働委員会が実施する労働相談事業等の情報提供に努めます。

④ 雇用促進住宅のあり方検討

国の規制改革推進、特殊法人等整理合理化の方針のもと、平成33年度(2021)までの譲渡・廃止が決定されている市内の雇用促進住宅のあり方を検討します。

(5) 職業訓練の支援

新たな技術や知識の習得を目的とする認定職業訓練施設の運営を支援することで、企業等が求める人材の育成を図ります。

【数値目標】

○雇用対策

雇用創出人数

※就業機会の確保に努め、新たな雇用を生み出します。

現状値 (平成23年度計)	⇒	目標値 (平成28年度計)
—		700人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲総合雇用情報センタ 一事業 (産業観光部)	継続	継続	継続	継続	継続	就職相談、職業紹介、求人情報及び職業能力開発情報の提供

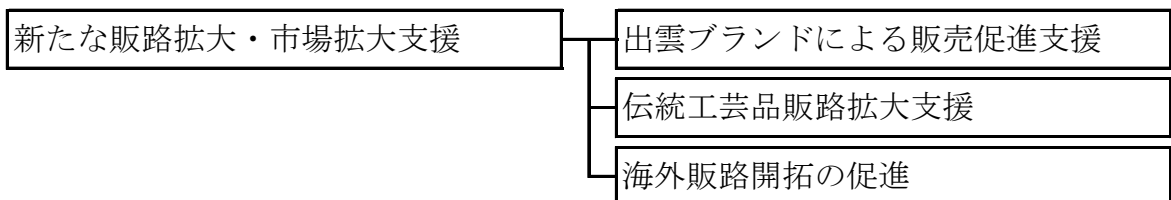
新たな販路拡大・市場拡大支援

【基本方針】

“出雲”の知名度を生かし、市内で製造される商品のブランド化を図ることにより、市内企業の販路拡大を支援します。また、本市の伝統工芸の優れた技術・技能を後世へ継承していくため、伝統工芸品の認知度の向上や販路の拡大を支援します。

さらに、国内消費が低迷する中で、海外で販路を開拓しようとする市内企業の取り組みを、中海・宍道湖・大山圏域の連携を生かして支援します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 出雲ブランドによる販売促進支援

① 出雲ブランド商品認定制度

全国さらには全世界へ流通するに値するオンリーワン・ナンバーワンの商品を「出雲ブランド商品」として認定し、幅広く情報発信することで企業の販売促進を支援するとともに、出雲の認知度及びイメージの向上を図ります。

② 出雲推奨商品認定制度

商工関係団体で組織する出雲推奨商品認定委員会の「出雲推奨商品認定制度」を支援することで、市内において製造される魅力ある商品を広く情報発信し、企業の生産意欲の向上や販売促進、販路拡大を図ります。

③ アンテナショップ開催事業

県外において、地元産品の情報発信や販路拡大を図り、あわせて観光情報の発信も行います。

(2) 伝統工芸品販路拡大支援

本市の伝統工芸の優れた技術・技能を後世へ継承していくため、伝統工芸品の認知度向上や販路拡大、後継者育成・確保に係る取り組みを支援します。

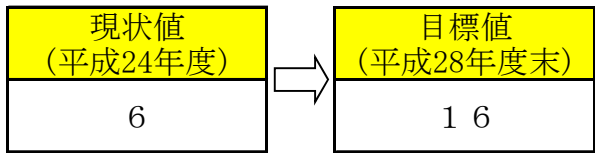
(3) 海外販路開拓の促進

中海・宍道湖・大山圏域の連携を生かして、東アジアの国々を中心に新たな市場開拓の可能性を探り、市内企業への情報提供に努めます。あわせて、市内企業が行う海外商談会への出展や海外市場の調査活動を支援することにより、海外への販路開拓を促進します。

【数値目標】

○出雲ブランド商品の情報発信

出雲ブランド商品認定制度による認定数



【主要事業】

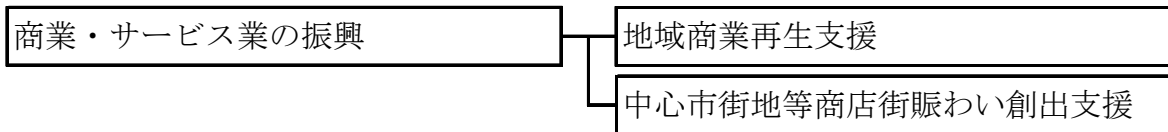
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲ブランド商品認定事業 (産業観光部)	着手	継続	継続	継続	継続	出雲ブランド商品の認定・情報発信・販路拡大支援
アンテナショップ開催事業 (産業観光部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	県外における地元産品の情報発信や販路拡大
出雲市伝統工芸支援事業 (産業観光部)	着手	継続	継続 検証	継続	継続	出雲市の伝統工芸品の販路拡大支援
貿易振興対策事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	海外販路開拓活動支援

商業・サービス業の振興

【基本方針】

商業・サービス業については、既存の商業集積地における空き店舗対策や商業環境整備を促進するとともに、地域が主体となって取り組む商業の新たな仕組みづくりや商店街が実施する賑わいの創出、回遊性の向上に資するイベントへの支援等により、地域商業の経営基盤の強化と魅力の向上を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 地域商業再生支援

- ① 空き店舗活用支援事業
中心商店街等の空き店舗への新規出店を促進するため、家賃及び改装費の一部を助成します。
- ② 商業環境整備事業
魅力ある商店街づくりを目的とする、街路灯、アーケード、コミュニティ施設、バリアフリー施設等の整備に要する経費の一部を助成します。
- ③ 商業活性化提案事業
地域商業活性化を目的とする、情報発信、集客力向上、人材育成等の取り組みに要する経費の一部を助成します。
- ④ 中山間地域商業機能維持・向上事業
中山間地域の無店舗地区における店舗の設置や移動販売車事業に要する経費の一部を助成します。
- ⑤ 中山間地域商業支援事業
中山間地域における既存店舗の改修及び設備の更新・取得に要する経費の一部を助成します。

(2) 中心市街地等商店街賑わい創出支援

- ① 中心市街地賑わい創出イベント開催支援補助
市の玄関口にふさわしい賑わいのある中心市街地の形成を図るため、中心商店街が行う賑わい創出イベントを支援します。
- ② 地域産業振興イベント開催支援補助
歴史、文化など地域の特色を生かした賑わいを創出するイベントの開催を支援します。

【数値目標】

○地域商業再生支援

空き店舗数

※空き店舗活用支援事業の対象空き店舗数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
49軒		25軒

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域商業再生支援 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	空き店舗対策、商業環境整備、中山間地域商業機能維持・向上
中心市街地等商店街賑わい創出支援 (産業観光部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	商店街賑わい創出イベントへの支援

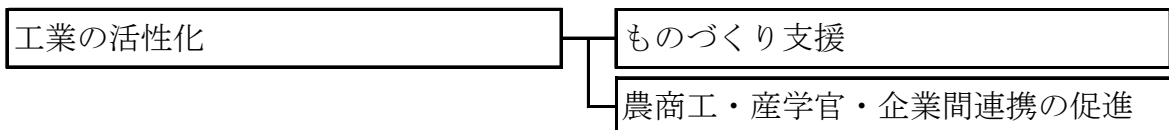
工業の活性化

【基本方針】

景気低迷や円高、生産拠点の海外シフトなど厳しい経済環境のなか、ものづくり企業の経営基盤の強化を図るため、人材育成支援やビジネスチャンスの機会創出、培われてきた技術・技能を生かした新製品開発の支援に取り組めます。

また、新産業の創出や起業の促進を図るため、農商工・産学官連携や企業間連携を促進します。

【施策の体系】



【計画】

(1) ものづくり支援

① 斐川企業化支援センター及び斐川企業化支援貸工場の活用促進

斐川企業化支援センターについて、企業に対して、交流・研修・情報発信の場としての利用をPRするとともに、セミナーや研修会を開催し、企業の経営支援に資する施設活用を図ります。

また、製造業の小規模事業所等に事業規模にあった工場スペースを貸し出し、初期投資の軽減を図るとともに生産合理化の推進を支援することにより、自立型企业への成長を促します。

② ものづくり人材の育成

ものづくりの人材育成と技術継承を図るための技術講座や中小企業の後継者育成のための研修会等を開催します。

③ 企業の製品PRの場の提供

企業の製品・技術を市民や他の企業に広くPRすることが出来る場を設け、販売促進や販路開拓など新たなビジネスチャンスの機会を提供します。

④ 新製品の開発支援

全国に通用する優良な商品（出雲ブランド商品）や新エネルギーの導入・環境保全に資する製品など付加価値の高い新製品の開発を行う企業等に対し、その研究開発に要する経費の一部を助成します。

(2) 農商工・産学官・企業間連携の促進

① 連携による新製品開発等の支援

農商工・産学官・企業間連携による新製品・新サービスの開発、改良、販売促進に要する経費の一部を助成することで、連携による取り組みを一貫して支援します。

② 企業間連携の促進

NPO法人21世紀出雲産業支援センターやNPO法人ビジネスサポートひかわと連携して、企業同士の交流・商談の機会を提供することにより、企業間連携の促進を図ります。

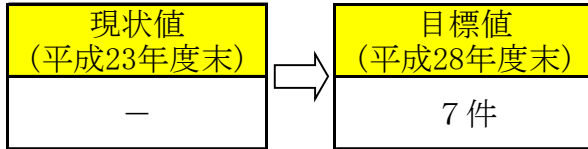
また、研究・小売・サービス業など異業種企業間で、試作開発から製品化、販売まで一貫して行える体制づくりの基礎となる、ものづくりネットワークの構築に取り組みます。

【数値目標】

○農商工・産学官・企業間連携の促進

連携事業の取り組み件数

※市のマッチングによる連携事業の取り組み件数の累計



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
企業化支援貸し工場事業 (産業観光部)	継続	継続	継続	継続	継続	企業化支援貸し工場の貸貸
新製品等開発支援事業 (産業観光部)	着手	継続	継続 検証	継続	継続	新製品等開発支援補助金の交付

2 農林水産業の振興と発展

農業の振興

【基本方針】

農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、その実現に向けて各種施策を集中的かつ重点的に実施します。

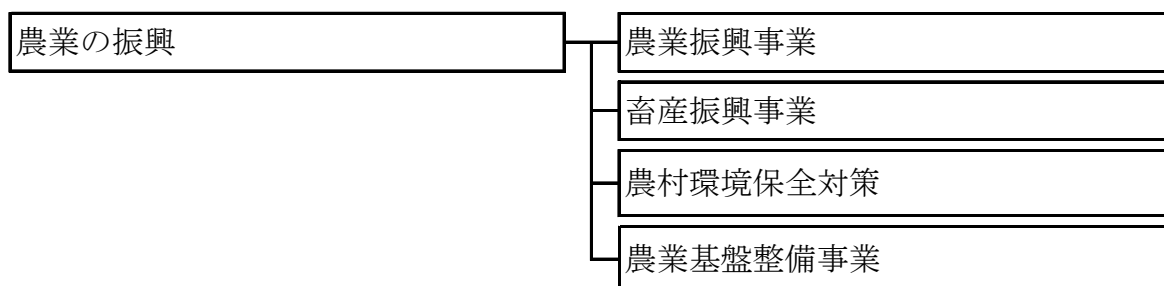
そのために、米、畜産物、特産物については、ブランド化を進めるため、市、県、JA、生産者が一体となって、生産拡大と品質向上をめざします。

また、やる気のある農業者に対しては、創意と工夫により、新たな作物や技術の導入、担い手育成、集落営農推進、組織の法人化、企業の新規参入あるいはアグリビジネスへの取り組みなど積極的な農業を展開するよう誘導するとともに、優良農地の保全、耕作放棄地の発生防止・解消の取り組みを推進します。

さらに、農業者と市民がともに農業の重要性や多面的機能を理解し、協力しながら農業と農村環境を守ることで、食料自給率の向上、安全・安心な食物の確保、快適な居住環境を守っていきます。

生産基盤の整備については、生産性の向上や農村環境の整備を図るため、かんがい排水事業による用水確保、水田ほ場の大型化、用排水路施設の整備・改修、農道の整備等を行います。

【施策の体系】



【計画】

(1) 農業振興事業

① 水田農業の振興

ア) 食料自給率の向上

農業経営の安定と生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するための所得補償は、農業と地域の再生に必

要な事業であり、関係機関と連携して推進します。

米に代わる作物として、麦、大豆、そば、飼料作物、飼料用米を中心に、その他の作物も含めて生産の拡大を進めます。

特に、米の需給調整における調整水田、自己保全管理水田については、飼料用米生産を推進し、畜産農家との連携をめざすとともに、そばをはじめとする他の作物への作付けを誘導することで水田の有効利用と自給率向上につなげます。そのため、国の制度を有効に活用するとともに、出雲市農業再生協議会及び斐川町地域農業再生協議会と連携して取り組みます。

イ) 「売れる米づくり」への取り組み

近年の気象温暖化等により、コシヒカリの品質低下が著しく、一等米比率の向上をめざし、きぬむすめの生産拡大を図ります。特別栽培米であるつや姫についても、関係機関と引き続き連携を図り取り組みを進めます。

また、消費者の安心・安全な産品を求めるニーズは年々高まっているため、有機栽培や、減農薬、減化学肥料による米生産など特色ある米づくりを推奨します。このため、環境保全型農業直接支払制度を積極的に活用して、この取り組みを推進します。

② 優良農地の確保及び土地利用の調整

ア) 優良農地の確保

農業者の高齢化、兼業化、後継者不足等が進むなか、認定農業者、集落営農組織、農業法人等に農地の利用権設定を推進することで、農地の利用集積、面的集積を進め優良農地の確保を図ります。

イ) 耕作放棄地の解消

近年、増加傾向にある遊休農地については、出雲市農業再生協議会を中心に、今後遊休農地になるおそれがある農地も含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、遊休農地等の実態把握に努めます。

このうち、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者や集落営農組織に利用集積を図るなど農地として効率的な利用の確保を図り、遊休農地の発生防止及び解消に努めます。

ウ) 秩序ある土地利用への誘導

農地を他に利用するための土地利用計画の変更にあたっては、周辺農地の効率的利用と農業施設機能の維持が保たれるよう、秩序ある土地利用を誘導します。

③ 中山間地対策と農地の多面的機能の発揮

農地の保全等が特に困難になってきている中山間地域については、農業生産条件の不利を直接補正する中山間地域等直接支払制度の取り組みを促進し、集落営農の推進、担い手の育成、生産環境の整備を進め、耕作放棄地を防止・解消し、国土の保全、水源涵養等の多面的機能の発揮を図ります。

(2) 畜産振興事業

① 畜産の振興

ア) 肉用牛

優良和牛の導入・保留や受精卵移植による改良を進めるとともに、繁殖農家と肥育農家とが一体となった地域内一貫生産体制づくりを行い、出雲産和牛のブランド化を推進します。

イ) 乳用牛

受精卵移植や牛群検定情報を活用した牛群改良、畜産従事者への支援を行うヘルパー制度を普及させ、高品質乳生産を図ります。

また、早期に収入を得るための乳用初妊牛導入の推進や、酪農関連施設・搾乳関連機器の整備を図り、経営の健全化・拡大をめざします。

ウ) 養豚、鶏卵、その他

鳥インフルエンザ等に対応するため、衛生対策、防疫対策を徹底するとともに、安全・安心な食料品の生産と安定供給をめざします。

② 畜産環境保全と耕畜連携の推進

市内産稲わら・家畜排せつ物を、たい肥として飼料生産に利用することにより資源循環を図ります。

また、輸入飼料に依存している現状を見直し、稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大、飼料生産組織の育成、放牧の推進、国産稲わら等未利用資源の飼料利用の拡大により、地域内資源の有効活用による自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換を図ります。

③ 販売額・販売量増加の推進

消費者のライフスタイルの変化、健康志向の高まり等により、消費者ニーズは多様化しています。この変化に的確に対応するとともに、消費者から支持される畜産物の安定供給を図るため、6次産業化等の取り組みによる高付加価値商品としての販売策を推進するとともに、地産地消や消費拡大を推進します。

また、稲発酵粗飼料（稲WC S）や飼料用米などをトウモロコシの代替飼料として活用した、「こめたまご」や「まい米牛^{まいぎゅう}」といった畜産物のブ

ランド化や販路拡大を推進します。

(3) 農村環境保全対策

① 農村のもつ多面的機能の発揮と農業用施設の機能の維持保全

農地や農業用水、ため池など、農村地域の資源は、食料生産や国土保全など様々な役割を担っていますが、農村を取り巻く状況は大きく様変わりし、今や農家だけの手で守っていくことは、難しくなってきました。

こうしたことから、「農地・水保全管理支払交付金」により、地域ぐるみで農地等の資源の保全管理を支援する共同活動支援と、老朽化した水路等の長寿命化に取り組む向上活動支援を行い、農村資源の保全と環境保全意識向上を図ります。

② 環境保全型農業の推進

環境問題に対する関心が高まる中、農業生産においても環境負荷の低減に向けた取り組みが求められています。環境保全型農業に取り組む農業者が、化学肥料・農薬を5割以上低減する取り組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組まれる場合について、支援を行い、環境にやさしい農業を推進します。

また、環境保全型農業を推進する意識・風土を醸成するため、市民へのPRに努めるとともに、エコファーマーの育成に向けて、意欲や意向を問うアンケート調査などを実施します。

さらに、トキの分散飼育地として、環境保護の象徴と言えるトキが生息する農村環境づくりを進めるため、農業者、地域住民に環境を意識した農業生産、消費行動を促すとともに、無農薬米に「トキ」をイメージする名称をつけるなど付加価値を高めて販売することを検討します。

(4) 農業基盤整備事業

① 国営農業用水再編対策事業

斐伊川沿岸地区(平田地域及び斐川地域)の農業用水の安定的な供給と、施設の維持管理を軽減し農業生産性の向上と農業経営の安定を図るため、取水口及び用水路等の改修、汐止堰および右岸導水路等の整備を行います。併せて、防火用水、生活用水などの地域用水の確保にも努めます。

② 土地改良事業

県営事業や団体営事業により、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成と、生産基盤及び生活環境整備を図りながら一体的な基盤整備に取り組めます。

③ 用排水施設整備

用排水機場施設の更新や市単独補助により施設の整備を行います。

④ 農道整備事業

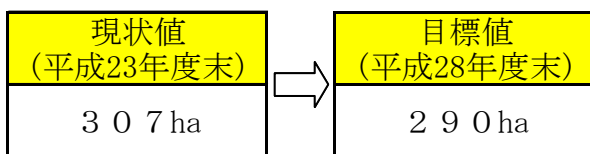
農業の振興、農村地域の環境改善等を図るため、集落を結ぶ基幹道路として県営事業を活用し農道整備を行います。

【数値目標】

○農業振興事業

耕作放棄地の面積

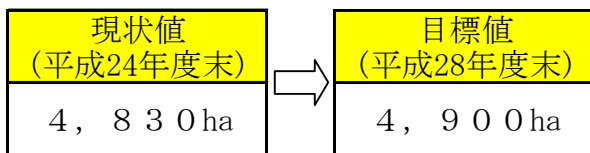
※耕作放棄地の発生防止・解消の取り組みを推進し、農地の有効利用、食糧の自給率向上につなげます。



○農村環境保全対策

農地・水保全管理支払交付金・共同活動の交付対象面積

※農地・水保全管理支払交付金の共同活動を推進し、地域ぐるみで農地等の資源の保全管理を進めます。



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
米の需給調整 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	米の需給調整の円滑な実施を図る
中山間地域等直接支払事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	中山間地域等の農地を保全し、生産体制を維持・増進するため交付金を交付
農産振興事業 [FFF事業] (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	集落営農育成及び米の新たな栽培技術導入、麦・大豆・飼料用稲の生産を促進するために必要な機械施設購入の助成

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
畜産振興事業〔F F F 事業〕（産業観光部）	推進	推進	推進 検証	推進	推進	優良妊娠牛・乳用初妊牛導入、 鶏卵販売体制確立及び畜産基 盤整備等に係る経費補助
農地・水保全管理支払交 付金（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	農村環境の維持保全向上 水路、農道等の保全管理 景観向上
環境保全型農業直接支払 交付金（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	地球温暖化防止や生物多様性 保全等
耕作放棄地対策事業 （産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	耕作放棄地再生活動
国営農業用水再編対策 事業（国）	継続	継続	継続	完了		取水樋門改修及び用水路改修 整備、水管理システム
土地改良事業 （産業観光部）	継続	継続	継続	継続	継続	ほ場整備、用水路、排水路、 ため池、農地保全等の推進
用排水施設整備事業 （産業観光部）	継続	継続	継続	継続	継続	施設の更新、修繕
農道整備事業 （産業観光部）	継続	継続	継続	継続	継続	農道整備

森林・林業施策の推進

【基本方針】

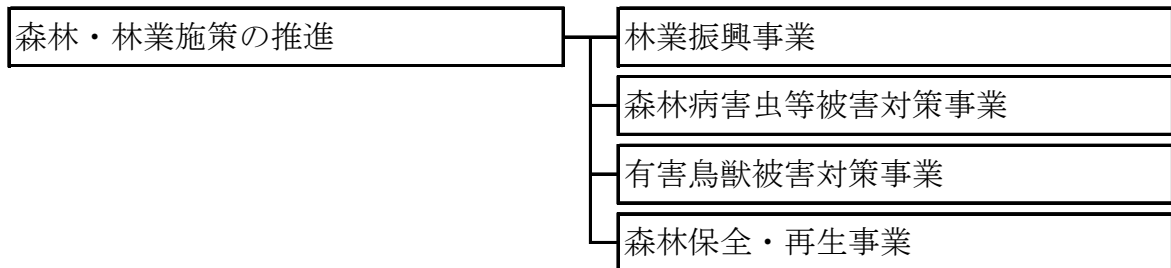
森林の適正な管理を行うため、市公有林を中心に作業道を積極的に整備し、造林木の搬出と松くい虫被害跡地の植栽を推進し、森林の再生を図ります。

また、市産材の利用促進に向け、民有林を含めた市全体の木材生産及び消費の拡大に努めます。

森林病虫害等被害対策については、これ以上、松くい虫被害が拡大しないよう、樹幹注入と特別伐倒駆除を柱とする防除対策を集中的に推進するとともに、ナラ枯れ被害状況の把握と効果的な対策の検討を行い、森林所有者や市民への情報提供を強化します。

有害鳥獣被害対策については、シカ対策として、出雲北山山地の生息頭数を180頭に、湖北山地においては0頭とする目標達成に向け、引き続き捕獲の強化に取り組みます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 林業振興事業

① 森林整備の推進

ア) 木材生産を重視した森林整備

間伐を中心とした保育管理を通じて、良質材の生産振興を推進するとともに、主伐期を迎えた市内の森林資源が市場に流通するよう、国、県及び21世紀出雲林業フロンティア・ファイティング・ファンドの事業を活用し、伐って、使って、植えて、育てていく「循環型林業」の構築を図ります。

イ) 人と自然の共生を重視した森林整備

森林病虫害等により荒廃し、森林の機能が低下した市有林において、被害木の伐採と再造林を実施し、人と自然が共生できる森林を整備します。

② 作業路網の整備

伐期を迎えた森林から原木を搬出していくための作業路網を積極的に整備し、森林の集約化施業や原木集荷の効率化を推進します。

③ 木材生産団地化の推進

森林経営計画制度を活用し、スギやヒノキ等の人工林とその周辺の天然林も含めた森林の団地化を図り、集約的施業を推進します。

④ 公有林の管理

利用期を迎えつつある公有林（市有林、市行造林、林業公社分収造林・官行分収造林）について、水源涵養や災害防備などの公的機能を保持しつつ、積極的な伐採・再生を行い、循環型林業の確立に努めます。

また、搬出材の公共施設活用を推進します。

⑤ 林地残材搬出促進事業

従来林内に放置され、利用されなかった間伐材について、木質バイオマス燃料としての利用を視野に、市民参加型の搬出促進事業を構築します。

(2) 森林病虫害等被害対策事業

① 松くい虫被害対策事業

ア) 徹底した防除対策

薬剤樹幹注入、伐倒駆除、特別伐倒駆除、抵抗性マツ等の植栽により松くい虫防除対策を実施します。また、一部の海岸林において樹幹注入ができない小径木のマツを防除するため、必要最小限の範囲で薬剤地上散布を実施します。

イ) 築地松等の防除対策

築地松景観保全対策推進協議会と連携を図り、築地松の景観保全対策のため、支援を継続、強化します。また、地域の名木と称されるマツについては、出雲市樹医センターや樹医と連携を強化し、所有者が適切に管理できるよう働きかけていきます。

② ナラ枯れ被害対策事業

被害の拡大を防ぐために広葉樹の積極的な利用を図り、伐採、更新による若い林分づくりを推進します。被害対策を行ううえでは、被害状況の的確な把握と状況に応じた対策の実施が不可欠であり、県、国及び林業事業者等の関係機関と連携を強化します。

ア) ナラ枯れ被害対策

単木処理及び面的伐採による駆除を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため広葉樹の積極的な利用を図り、伐採、更新等による若い林分づくりを推進します。

イ) 被害の早期発見及び情報提供の強化

よりの確に被害を把握するため、ナラ枯れ監視員を配置するとともに、森林所有者や市民に被害マップを配布し、ナラ枯れ被害の情報提供に努めます。

③ 枯損木対策事業

枯損木は景観上支障を及ぼすだけでなく、急傾斜地においては民家等への被害が懸念されることから、枯損木を伐倒し、作業可能な場所では枯損木を搬出します。

(3) 有害鳥獣被害対策事業

① シカ対策

深刻化する農林業被害を軽減するとともに、人とシカの共生を目的として掲げる適正な生息頭数の目標達成に向け、県や捕獲班、地元関係者等との連携を図り、捕獲、施設による被害防止対策、生息環境整備等の強化に努めます。

また、捕獲したシカを地域資源として、食肉をはじめ有効に活用してい

くための検討を行います。

② その他有害鳥獣対策

イノシシ、ヌートリア、タヌキ等の野生鳥獣による農作物や生活環境被害も多発しており、捕獲の強化と施設による防護を被害対策の柱として被害の軽減に努めます。

(4) 市民とともに取り組む森林保全・再生事業

① 普及・啓発活動等の推進

森林保全活動に関するイベントや広報活動等を積極的に行うとともに、地域で実施されている活動やイベント情報等について情報発信を行い、森林や里山が身近に感じられるような普及・啓発活動を推進します。

② 森林整備・保全活動に対する財政的・技術的支援の拡充

「21世紀出雲林業フロンティア・ファイティング・ファンド運営協議会」による各種助成事業を継続するとともに、県補助事業である「みーもの森づくり事業」や「緑の募金事業」の周知等を行い、市民が行う森林整備・保全活動をサポートします。

③ 市民林業体験活動等の実施

市有林等において、森林環境教育・健康づくりなどの場として、市民参加の森林づくりを推進します。

④ 出雲市樹医センター及び樹医との連携強化

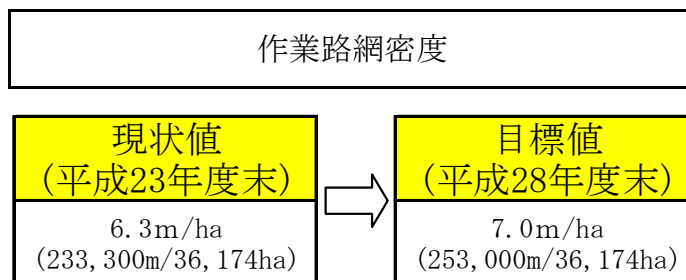
出雲市樹医センター及び樹医と連携を強化するとともに、市民やコミュニティセンター等に樹医センターの活用について積極的に周知を行います。

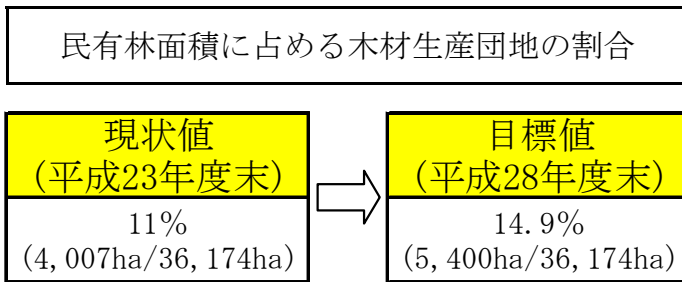
⑤ 森林ボランティア活動の推進・育成等

より多くの地域での森林保全活動の普及をめざし、森林組合や森林所有者と連携し、森林ボランティア育成講座の開催など、ボランティアの育成に努めます。

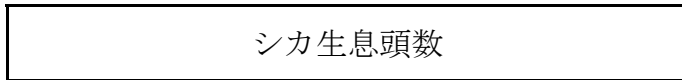
【数値目標】

○林業振興事業





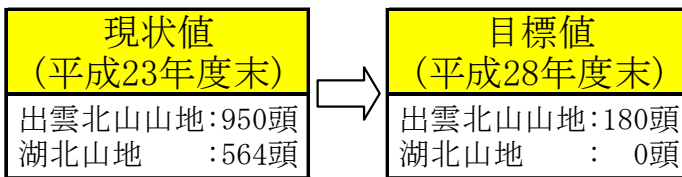
○有害鳥獣被害対策事業



※農林業被害を軽減するとともに、地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で維持し、人とシカの共生を図る。

出雲北山山地：シムバンビによる推計値

湖北山地：区画法による推計、中央値



【主要事業】

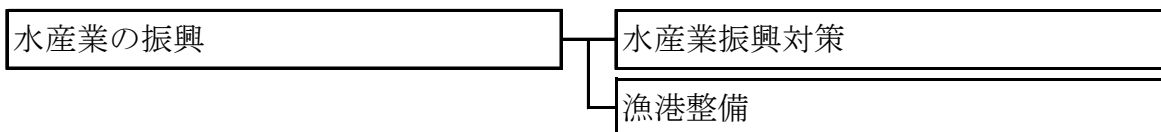
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
林業振興事業 (産業観光部)	継続	継続	継続	継続	継続	作業路網の整備、保育事業の実施等
森林病虫害等被害対策事業 (産業観光部)	継続	継続	継続	継続	継続	松くい虫・ナラ枯れ被害対策の実施等
有害鳥獣被害対策事業 (産業観光部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	捕獲・施設による被害防止対策等の実施

水産業の振興

【基本方針】

地域特性を生かした水産業の振興と放流事業などによる資源維持・増大を図ります。また、省力化へ向けた漁港整備を進め、生産性の向上を図るとともに、安全で住みよい漁村環境の形成に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 水産業振興対策

① 地域特性を生かした水産業の振興

本市水産業の基幹産業である定置網漁業をはじめ、一本釣りや延縄漁業などの釣り漁業、採貝漁業等の振興を行い、水揚額の増加に努めます。

② 資源維持・増大

ヒラメ、アカアマダイの中間育成及び放流に加え、アワビ、サザエ、ウニなどの放流を促進し、資源の維持・増大を図ります。

内水面においては、シジミの採苗及び放流の支援を行うとともに、覆砂事業など漁場整備の支援を行い、シジミ資源の維持・増大を図ります。

(2) 漁港整備

労力の軽減化と経営基盤の強化を促進し、安全な地域形成と漁港施設の機能強化を図り、併せて老朽化した漁港施設の機能保全を図ります。

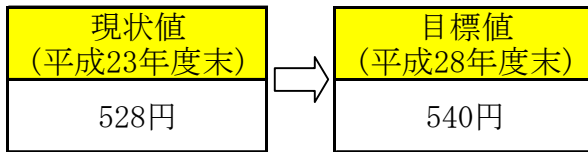
【数値目標】

○水産業振興対策

魚価（水産物の平均単価）

※市内で水揚される水産物の平均単価の向上を図ります。

出典：漁業協同組合 J F しまね

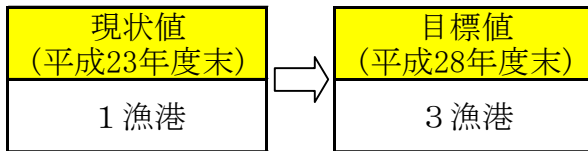


○漁港・漁村環境整備

滑り材設置漁港数の増加

※市が管理する漁港に滑り材を設置します。

船揚場の斜路に硬質プラスチック製の滑り材を設置することで、船の揚げ降ろし作業の省力化が図れます。



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
栽培漁業推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	アカアマダイの栽培技術確立と資源量増大
水産業総合対策事業 (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	漁業者への支援と放流事業に対する助成
内水面漁業活性化対策事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	放流事業及び覆砂事業に対する助成
漁港整備事業 (産業観光部)	継続	継続	継続	継続	継続	市管理漁港の改良

人材の育成・確保

【基本方針】

農業については、担い手の育成・確保を図るため、認定農業者の育成、農業経営の法人化・多角化等を推進するとともに、家族型経営から集落型経営への転換を図り、さらに集落営農の組織化・法人化を積極的に進めます。

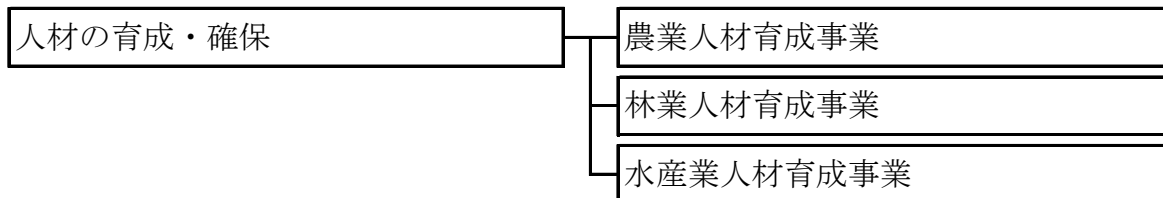
また、新規学卒者をはじめUIターン者や定年帰農者なども含め幅広く新規就農者の確保に努めるとともに、企業経営のノウハウを生かした新たな農業展開を図るため、企業の農業参入を促進し、多様な担い手の育成を図ります。

さらに、担い手への農地の利用集積を促進し、効率的・安定的な農業経営の確立をめざします。

林業については、依然として厳しい経営状況にありますが、林業事業体に対する支援を行い、人材の育成・確保に努めます。

水産業については、新規の漁業者や企業経営体に対する支援を行い、人材の育成・確保を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 農業人材育成事業

① 農業の担い手づくり

ア) 認定農業者の育成

「人・農地プラン」に位置づけられた今後地域の中心となる経営体のうち、認定を受けていない農業者や今後育成すべき農地利用集積対象者を中心に、認定農業者への誘導を行い、農地の利用集積、低利融資制度等各種施策を実施します。

認定後は、経営改善計画の達成に向け、青色申告や記帳指導、研修会を通じた経営管理能力の向上、農地利用集積の促進、再認定への誘導等のフォローアップ活動を行い、経営感覚に優れた農業者を育成します。

イ) 農業経営の法人化

法人化をめざしている認定農業者に対する重点的支援を行うとともに、企業的経営の熟度が高まっている認定農業者等を中心に、複数の農業者による生産の共同化、経営の法人化を推進します。

ウ) 集落営農の組織化・法人化

担い手の確保が困難な集落や担い手への農地利用集積が限界に近づいている集落では、集落における話し合いを基本に、地域の実情・特性に応じた集落営農の組織化・農業生産の共同化を推進し、将来的には営農及び経理の一元化（協業化）、特定農業団体化、法人化を促進します。

また、集落営農に取り組んでいる集落では、営農及び経理の一元化等集落営農のステップアップ、複数集落営農の統合による経営規模の拡大、安定化を推進するとともに、将来的には特定農業団体化、法人化を促進します。

エ) 企業の農業参入の促進

企業が農地を耕作できる機会の拡大により、企業の農業参入を促進し、企業活力をもって耕作放棄地の有効利用及び発生防止を図るとともに、企業ノウハウを生かした新たな展開をめざし、認定農業者や集落営農等の担い手が企業と協働し、地域農業を支える新たな体制・仕組みづくりを進めます。

② 新規就農者の確保・育成

栽培技術と農業経営の基礎を学べるアグリビジネススクールの開催により就農希望者の掘り起しを行なうとともに、農業支援センターを中心に農協や関係機関と連携し、就農相談・経営指導を行います。

また、就農に当たっては初期段階での投資（研修・施設整備資金等）の負担軽減を図るとともに、経営安定化のための継続的な支援を行います。

③ 農地利用集積の促進

農地利用集積円滑化団体との連携のもと、農業者や農業団体が一体となって農地利用集積円滑化事業や、生産基盤整備事業等の活用を図りながら、農地の利用集積及び利用調整を促進します。

また、地図情報システムを活用した農地等情報の効率的な管理、関係機関及び農業団体による情報の共有化を図り、収益性の高い作物団地の形成、点在農地の担い手への集積に努めます。

(2) 林業人材育成事業

① みどりの担い手育成事業

林業事業体等の雇用拡大を図るとともに、雇用条件の改善や技術習得の

場の設置などの取り組みを推進します。

② 森林有害鳥獣被害対策事業

ニホンジカによる森林被害防止のため、新規狩猟免許取得にかかる経費を助成します。

(3) 水産業人材育成事業

水産業総合対策事業により、新規漁業者や新規企業経営体に対する船舶・機器などの整備費を助成するとともに、既存の企業経営体に対して新規就労者の支援を行い、水産業を担う人材の育成を図ります。

【数値目標】

○農業人材育成事業

年間の新規認定就農者数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
3人(5年平均)		6人

○林業人材育成事業

年間の新規就労者数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
4人(5年平均)		6人

○水産業人材育成事業

年間の新規認定就労者数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
2人(5年平均)		4人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
アグリビジネススクール事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	新規就農者の確保を図るため、栽培技術や農業経営の基礎講座を開催
新規就農総合支援事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	新規就農者の研修期間や就農初期の不安定な生活・経営を支援するための助成
新農林水産振興がんばる地域応援総合事業[新規就農総合支援]（産業観光部）	推進	推進	推進 検証	推進	推進	新規就農者に係る必要な・施設等整備に対する助成
企業参入促進・経営強化事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	企業の農業参入、加工・流通・販売等の事業展開のための研究・調査や施設整備等に対する助成
農地利用集積円滑化事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	認定農業者・集落営農法人等の農地利用確保支援事業等に対する助成
みどりの担い手育成事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	林業事業者等の現場技術者が加入する社会保険料等の事業者負担分の助成
森林有害鳥獣被害対策事業（産業観光部）	継続	継続	継続 検証	継続	継続	新規狩猟免許取得にかかる経費の助成
水産業総合対策事業（産業観光部）	推進	推進	推進 検証	推進	推進	新規漁業者や新規企業経営体への船舶・機器等の整備費を助成及び既存経営体への新規就労者に対する助成

3 特産品開発とブランド化の推進

地域特性を生かした特産品の開発・振興

【基本方針】

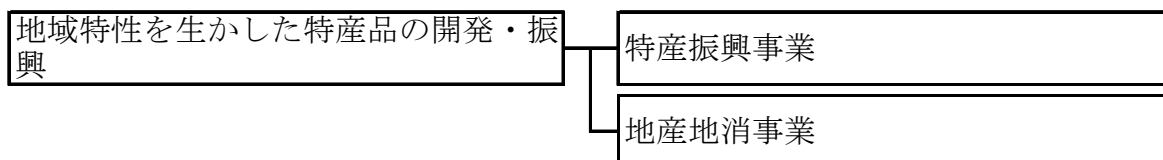
本市は豊かな自然に囲まれ、地形・気候・水利等の地域特性を生かした多彩な特産品を有する地域として知られています。

農林産物については、県内一の生産を誇るぶどうをはじめ、柿、いちじく、かんしょ、茶、ねぎ、花卉、菌床しいたけ等の生産振興を図るとともに、新たな特産品目の育成や加工品の開発に取り組みます。また、作物の周年出荷や高品質化、生産コスト削減を図る新技術を積極的に取り入れ、農家所得の向上をめざします。

水産物については、アカアマダイをはじめブリ、シジミなどの水産資源と十六島のり、板わかめ、ウニ等の水産加工物の特産品の振興を図ります。

さらに、食の安全・安心の追求及び食育推進の観点から、農林水産物の地産地消を進めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 特産振興事業

① 農林産物の産地形成

地域特性や土地条件に適した農産物の産地化・団地化を積極的に進め、特産品化を図ります。特に、収益性が高い園芸作物のハウス栽培について、初期設備投資の軽減に努めながら拡大を図ります。

中心特産物であるぶどうについては、リース方式ハウスの導入、省エネ化・省力化栽培技術の確立等により、安定した産地づくりを進めます。その他の果樹、野菜、花卉、林産物等においても、「作ったものを売る」から「売れるものづくり」への転換を図り、高品質で市場競争力のある強い産地づくりを進めます。

- ② 農産物の価格安定対策
国や県が実施している農産物価格補償制度に加入し、野菜等農産物の価格と農家経営の安定を図ります。
- ③ 農林産物加工品の開発
柿・いちじく・トマト・菌床しいたけ等について、販売期間の拡大や規格外品の活用を図るための加工品開発を進めます。
- ④ 栽培新技術の活用
農作物の高品質化、生産コスト削減、環境負荷の軽減等をめざし、養液土耕栽培システム、隔日夜間加温管理技術といった新たな栽培技術の活用を進めます。
- ⑤ 栽培漁業推進事業
県の栽培魚種に選定されているアカアマダイの栽培技術の早期確立に努めるとともに、資源量の増大を図ります。
- ⑥ 水産業総合対策事業
縁結びブリ、小伊津アマダイ、十六島のりなどの特産品を使用した食フェアやイベントの助成を行い、特産品の振興を図ります。

(2) 地産地消推進事業

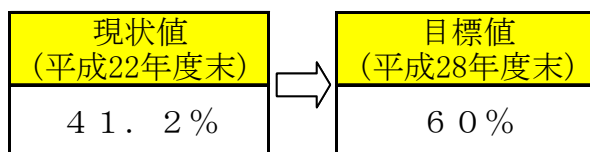
- ① 地場製品のPR
地場製品の消費拡大をめざし、市内の飲食店、福祉施設等に地元産の農林水産物を積極的にPRするとともに、幼稚園・小学校の農業体験学習や学校給食の「おいしい出雲の一日」を通して地産地消を進めます。
- ② 地場製品販売の支援
県の補助事業や農業FFF事業、ひかわ産地拡大支援事業、水産業総合助成事業等を活用し、産直市場の取り組みや加工・販売等に必要な経費を助成することで、地場製品の販売を推進します。

【数値目標】

○地産地消推進事業

出雲産や県内産食材の使用を心がけている市民の割合

出典：第2次出雲市食育のまちづくり推進計画



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
新農林水産振興がんばる 地域応援総合事業 (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	県の農林水産業活性化計画に 基づく施設整備等の補助
特産振興事業〔農業F F F事業〕(産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	園芸作物等の施設整備・販売 促進等の補助
園芸振興事業〔ひかわ産 地拡大支援事業〕 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	園芸作物等の施設整備・販売 促進等の補助
野菜価格安定対策事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	野菜の価格補償制度
地産地消推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	地産地消の推進
栽培漁業推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	アカアマダイの栽培技術確立 と資源量増大
水産業総合対策事業 (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	特産品を使用した食フェア、 販売経費等の補助

出雲ブランドの確立

【基本方針】

全国にその名を知られる「出雲」の歴史、文化、自然、産業、人、食など多岐にわたる分野の魅力や価値を見つめなおす取り組みを推進することで、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成につなげます。

また、市民参画による地域の魅力発見や情報発信などの取り組みを支援し、その情報を市内外へ発信するとともに、新たな魅力を創出することにより、地域の特性と魅力が輝き、市外からも「住みたいまち」「訪れたいまち」として憧れをいただく「出雲」の真のブランド化をめざします。

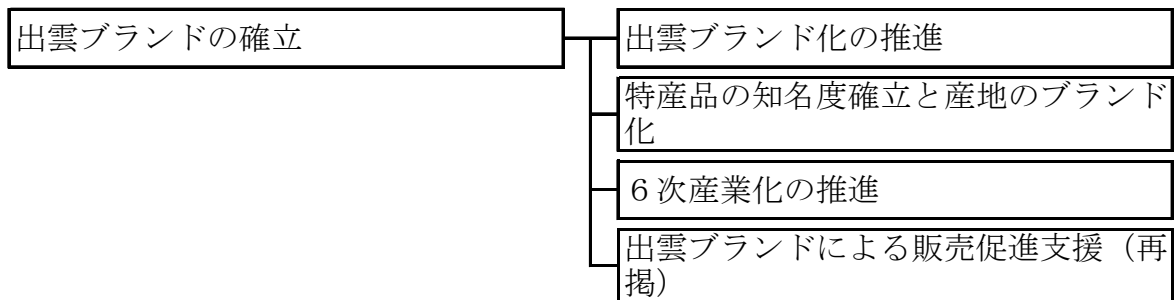
農業については、本市の農業生産額は県内随一を誇り、穀物・野菜・果樹・花卉・畜産等において多種多様なブランド品を持つ産地です。生産効率の向上や栽培技術指導等により高品質化をさらに進め、消費者の志向に合った商品と

して出荷する「売れるものづくり」を推進します。また、良質な農産物が周年切れ目なく出荷できる特性を生かし、産地全体のブランド化をめざします。

さらに、生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）を併せて行う6次産業化の取り組みを推進します。

また、商業については、出雲”の知名度を生かし、市内で製造される商品のブランド化を図ることにより、市内企業の販路拡大を支援します。

【施策の体系】



【計画】

（1）出雲ブランド化の推進

① 出雲ブランド化推進市民委員会の活動等

出雲ブランド化推進市民委員会を中心として、あらゆる分野における地域の魅力を再発見し、市内外へ情報発信する取り組みを市民とともに拡げます。

② 地域コミュニティ、団体、学生等の活動との連携

コミュニティセンター、地域活性化や地域の魅力再発見に取り組む団体及び学生等と連携し、ネットワーク化を図ることにより、その取り組みを拡げます。

③ 「出雲の歌」の制作

竹内まりやさんの作詞作曲による「出雲の歌」を制作し、市民が口ずさみ楽しめるような取り組みにより、市民の一体感の醸成と出雲のブランド化を推進します。

（2）特産品の知名度確立と産地のブランド化

① 特産品の知名度確立

他産地に先がけて全国の市場に並ぶ「早出しデラウェア」、野菜ソムリエやパティシエといった専門家から高い評価を受ける「西条柿」「多伎いちじく」、出西地区でしか育たない「出西しょうが」など、既に一定の知

名度を持つ農産物のほか、近年は地元産の米を給餌された「こめたまご」
「まい米牛^{まいぎゅう}」といった畜産ブランド品も生まれています。生産段階で一層
の高品質化を図るとともに、商品パッケージや販売戦略の工夫により、特
産品の知名度確立を図ります。

② 産地のブランド化

多種多品目の果樹・野菜・花卉の産地である特性から、年間を通して切
れ目なく、出雲の特産品が市場に並ぶ「産地ブランド」をめざし、生産・
出荷体制の構築と販売強化を図ります。

(3) 6次産業化の推進

農林水産物の生産だけでなく、加工場、直売所、農家レストラン、ジビ
エ料理といった取り組みを併せて行い、新たな付加価値を生み出す6次産
業化が注目されています。国・県の補助制度等を活用し、新商品の開発・
加工、販路開拓、施設整備等を推進します。

(4) 出雲ブランドによる販売促進支援（再掲）

① 出雲ブランド商品認定制度

全国さらには全世界へ流通するに値するオンリーワン・ナンバーワンの
商品を「出雲ブランド商品」として認定し、幅広く情報発信することで企
業の販売促進を支援するとともに、出雲の認知度及びイメージの向上を図
ります。

② 出雲推奨商品認定制度

商工関係団体で組織する出雲推奨商品認定委員会の「出雲推奨商品認定
制度」を支援することで、市内において製造される魅力ある商品を広く情
報発信し、企業の生産意欲の向上や販売促進、販路拡大を図ります。

③ アンテナショップ開催事業

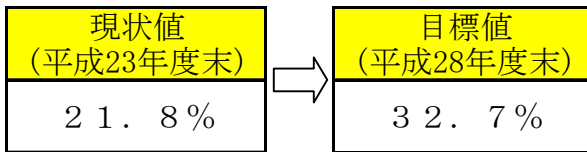
県外において、地元産品の情報発信や販路拡大を図り、あわせて観光情
報の発信も行います。

【数値目標】

○出雲ブランド化の推進

市民満足度調査「出雲ブランド化の推進（地域の魅力情報発信）」の「満足度」

※「出雲ブランド化の推進」について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の割合



※数値目標は、10年後には現状値の2倍になることを目標とし、5年後は現状値の1.5倍を設定しました。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲ブランド化推進事業 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	出雲の魅力再認識・情報共有・情報発信等
新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	県の農林水産業活性化計画に基づく施設整備等の補助
特産振興事業・特認事業 〔農業FFF事業〕 (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	園芸作物等の施設整備・販売促進、多様な農業者の取り組みに係る補助
農産物直売・加工販売事業 〔ひかわ産地拡大支援事業〕(産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	直売所・加工・6次産業化等に係る施設整備等の補助
出雲ブランド商品認定事業 (産業観光部)	着手	継続	継続	継続	継続	出雲ブランド商品の認定・情報発信・販路拡大支援
アンテナショップ開催事業 (産業観光部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	県外における地元産品の情報発信や販路拡大
出雲市伝統工芸支援事業 (産業観光部)	着手	継続	継続 検証	継続	継続	出雲市の伝統工芸品の販路拡大支援
水産業総合対策事業 (産業観光部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	水産物のブランド化へ向けた開発及び生産拡大の支援

4 歴史文化遺産と観光資源の発信

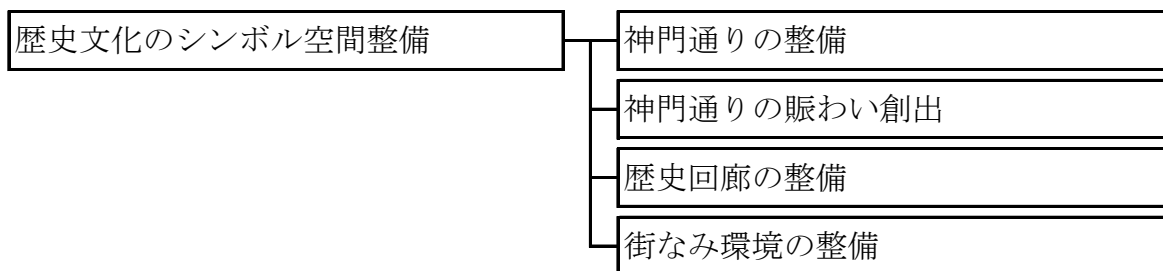
歴史文化のシンボル空間整備

【基本方針】

「神話の夢舞台出雲」を代表する出雲大社周辺を歴史・文化のシンボル空間と位置づけ、関連の道路や街なみ環境の整備を図り、出雲大社、県立古代出雲歴史博物館とその周辺を巡る、心地よいまち歩きにふさわしい歴史回廊を整備します。

特に、出雲大社の表参道である神門通りの再生整備と、門前町の賑わいを取り戻すための観光商店街の活性化対策等によって、神話の国出雲の中心地としての求心力を高めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 神門通りの整備（県）

出雲大社門前町のメインストリートとして、景観にも配慮したグレードの高い歩車道を整備促進するとともに、ポケットパークなどの癒し空間を配置し、観光客が歩いて楽しめる賑わいを演出します。

(2) 神門通りの賑わい創出

神門通りの賑わいの創出を図るため、道の駅「ご縁広場」の機能強化及び泉源施設の有効活用により、出雲大社門前町の玄関口として集客力を高め、「ご縁広場」を起点とした大鳥居から勢溜へのまち歩きを推進します。

あわせて、観光商店街としての神門通りの空き店舗活用を進めるため、家賃及び改装費の助成をするほか、商業環境の向上を図るための施設・設備整備や賑わい創出事業への支援を行い、観光商業の活性化による魅力ある街づくりをめざします。

(3) 歴史回廊の整備

「神迎の道」や社家屋敷を結ぶ「社家通り」の整備に引き続き、出雲阿国の墓などを巡る「阿国の道」等の道路の美装化などにより魅力ある歴史回廊として整備し、観光客が楽しく散策できる街なみの拡大を図ります。

(4) 街なみ環境の整備

出雲大社周辺や神門通り地区の街なみ（建物）修景の整備助成等により、住む人、訪れる人が潤いと安らぎを実感できる門前町にふさわしい景観の保全・形成に努めます。

【主要事業】

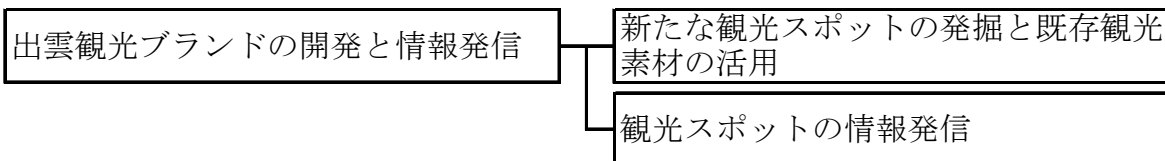
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
神門通り整備事業（県） (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	神門通りの無電柱化、美装化、修景整備
観光商店街の活性化 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	空き店舗対策、商業環境整備支援、商店街賑わい創出事業支援、ご縁広場の機能強化
歴史回廊の整備 (都市建設部)	継続	継続	完了			道路の無電柱化、美装化、小公園の整備
建物修景助成 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	街なみ環境整備地域内における建築物に対する修景助成
都市計画道路北荒木赤塚線（都市建設部）	完了					門前町の東西軸の整備 (L=484m W=16m)

出雲観光ブランドの開発と情報発信

【基本方針】

出雲ブランドとして認知されている出雲大社・出雲日御碕などの観光地に続く新たな観光スポットを創出し、既存の観光地と合わせて国内外に積極的に情報発信することで、「観光地出雲」の認知度、イメージの向上を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 新たな観光スポットの発掘と既存観光素材の活用

① 「地域が誇る観光スポット」の認定

地域住民が主体となって意欲的にPRしたい観光素材を「地域が誇る観光スポット」として認定し、おもてなしの取り組みにより周遊力の向上につなげます。

② 出雲神話・歴史空間の活用

出雲大社を中心とした出雲に息づく神話のPR、出雲弥生の森博物館や荒神谷博物館、県立古代出雲歴史博物館を拠点とした、古代出雲の文化、史跡、文化財の情報提供や資料保存に努め、歴史・文化の継承と発展に寄与するとともに、歴史空間としてのグレードを高めます。

③ 自然資源の活用

豊かな自然の活用、整備を図るとともに、景観保全や生活環境の美化に努めます。

(2) 観光スポットの情報発信

① 県外へのPR活動

マスコミや旅行会社への訪問宣伝活動、旅行雑誌への記事及び広告掲載、都会地での観光PR広告の掲出を行います。また県外でのイベント等の開催を通し、出雲の認知度を高めます。さらに尾道松江線の開通に伴い、中国四国方面や関西圏からの誘客促進に向けたPRに努めます。

② インターネットによる情報提供

常に多彩で新鮮な観光情報を提供するため、出雲観光協会によるホームページの運営を支援するとともに、フェイスブックなどソーシャルネットワークシステムの活用を図ることにより、多様な情報発信を行います。

③ 目的、対象に応じたPR素材の作成配付

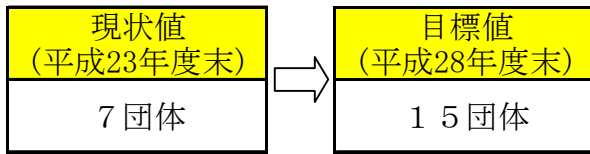
発地着地の別や年齢層といった、対象となる観光客の特性に応じたパンフレット等のPR・啓発ツールを作成することで、効果的効率的な観光PRを行います。

【数値目標】

○新たな観光スポットの発掘と既存観光素材の活用

観光スポットにおけるおもてなし組織数

※おもてなし組織とは、ボランティアガイドや「かたりべ」など、観光客対応に取り組む地元組織



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
観光振興事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	歴史空間、自然資源の活用 インターネットによる情報提供
観光誘客推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	重点的な観光PR活動、 テーマ別観光ルートの開発

5 観光ネットワークの整備と拡充

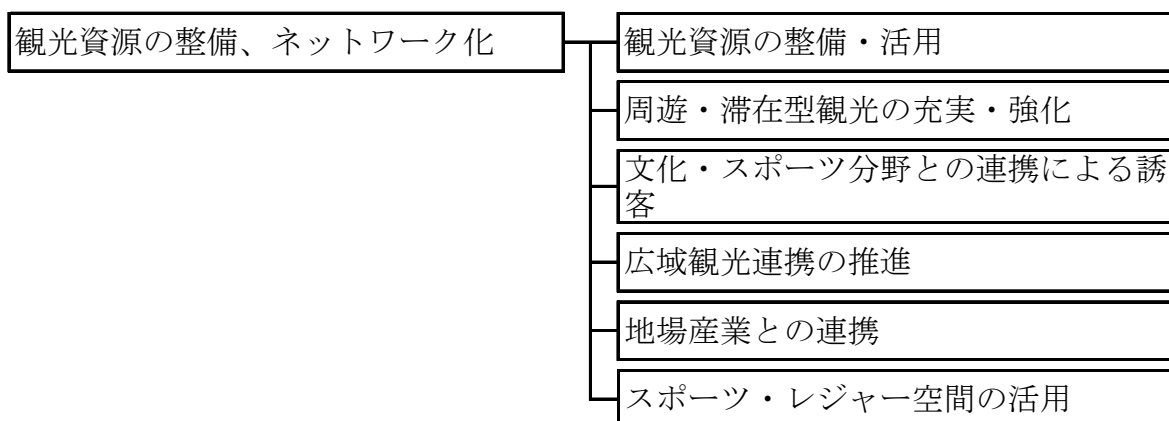
観光資源の整備、ネットワーク化

【基本方針】

出雲が有する豊かな自然資源と恵まれた歴史文化資源の整備・活用、さらには文化・スポーツイベントの充実等により観光資源の魅力向上を図るとともに、広域観光の推進などによって、観光資源のネットワーク化を推進し、多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりを図ります。

また、美しく豊かな海岸線、湖、川、森を生かし、市民の憩いの場として、また交流人口の拡大のため、スポーツ・レジャー空間としての活用を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 観光資源の整備・活用

美しい景観の保全及び環境の美化促進により、癒し空間としての観光地づくりを進めるとともに、古代出雲文化遺産や歴史的な文化資源、伝統芸術・文化の保護、発掘、継承、創造と利活用を図ることによって、神話の国出雲にふさわしい自然・歴史・文化の観光地づくりを進めます。

また、現在休園状態にある出雲いりすの丘については、日本三美人の湯である湯の川温泉の活性化とも連携させ、民間活力の導入を含めあらゆる活用方策を検討します。

(2) 周遊・滞在型観光の充実・強化

歴史、文化、自然などの地域資源を生かし、観光客のニーズに合わせたま

ち歩き観光を促進します。また、地域住民による田舎ツーリズムへの取り組みを支援し、農業や田舎暮らし体験、食を生かした滞在力の強化を図るとともに、冬期における宿泊増加に向けた方策を検討実施します。

(3) 文化・スポーツ分野との連携による誘客

① 文化・スポーツイベントの誘致

地域固有の伝統と文化の披露の場や、全国で活躍する出雲市出身者をはじめ、出雲市に関わる芸術文化の人材との連携等により、内外の優れた芸術に接する機会となる文化イベントや、スポーツ・レクリエーション施設を活用した大型スポーツ大会やイベントの誘致により、全国からの誘客を図ります。

② コンベンション・合宿開催補助金を活用した合宿誘致

特色あるスポーツ・レクリエーション施設や補助制度を活用し、滞在型トレーニングキャンプ（合宿）の誘致に努めます。

(4) 広域観光連携の推進

① 広域観光の推進

島根県観光連盟、縁結び観光協会、中海・宍道湖・大山圏域市長会などの広域団体や近隣地域と連携し、地域全体の魅力向上と一体的な情報発信による誘客を促進します。

また、近隣の市や民間企業と連携し、電気自動車のレンタル事業を活用した観光にも取り組みます。

② 交通ネットワークの充実

公共交通機関と連携し、周遊機能が高まる商品づくりなどに努めるほか、レンタサイクル事業の充実を図ります。また、自動車旅行の利便性が高まるよう、パンフレット等の作成や、道の駅・サービスエリアなどでの情報提供に努めます。

(5) 地場産業との連携

ぶどうや柿、いちじく、かんしょなどの特産品の収穫体験園や、地場産業との連携を図ることで、新たな観光資源の創出による滞在時間の延長をめざします。

また、出雲そばや出雲ぜんざいに代表される、地域の伝統・特色ある「食」の素材を活用したイベントや情報発信を行うことにより、食文化を通じた交流・誘客を促進します。

(6) スポーツ・レジャー空間の活用

日御碕、キララビーチに代表される美しく豊かな海岸線、宍道湖・神西湖

第3章 産業・観光都市の創造

周辺、斐伊川・神戸川流域、さらに絶好のビュースポットである立久恵峡など山系の森と水を生かし、市民の憩いの場として、また交流人口の拡大のため、市内各種施設と連携しながら様々なスポーツ・レジャー空間としての活用を図ります。

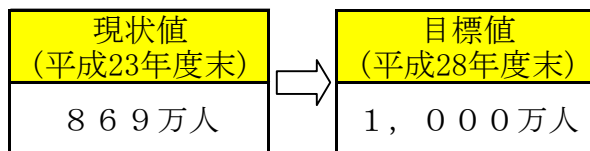
【数値目標】

○周遊・滞在型観光の充実・強化

観光入込み客数

※市内の観光地に訪れた観光客の総数

出典：島根県観光動態調査



【主要事業】

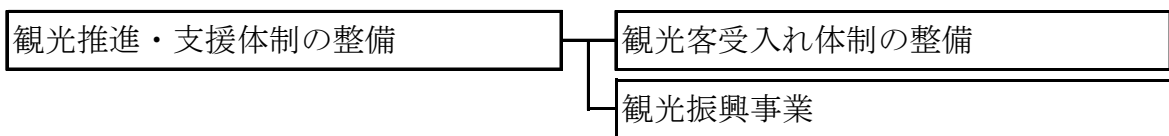
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
観光振興事業、観光誘客 推進事業（産業観光部）	推進	推進	推進	推進	推進	周遊・滞在型観光ルート開発 スポーツツーリズム推進
レンタサイクル事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	レンタサイクルを活用した周遊
コンベンション開催支援 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	コンベンション開催支援による誘客の推進
出雲いりすの丘公園再生 事業（産業観光部）	検討	検討	検討	着手	推進	再生、活用方策に向けた検討

観光推進・支援体制の整備

【基本方針】

出雲観光協会と連携し、市民と観光関連団体、観光事業者、市が一体となって、観光客に対してホスピタリティ（心からのおもてなし）を提供する体制を整備するとともに、「おもてなしの心」の醸成を図り、受入体制のレベルアップ、観光客の誘致に努めます。

【施策の体系】



【計画】

（１）観光客受入れ体制の整備

① 観光案内所の運営

県内トップクラスの観光客が訪れる出雲大社周辺や出雲日御碕灯台付近、また、交通の主要結節点であるJR出雲市駅に開設している観光案内所を活用し、観光客に旬の観光情報を提供します。

② 観光ボランティアガイドの充実

主要観光地ごとに組織されつつある観光ボランティアガイドの養成や質の向上、意識啓発のための研修会開催などについて支援します。また、観光客が気軽にガイドを利用できるよう、定時ガイドの普及・定着を図ります。

③ 観光事業者の啓発

観光事業者を対象とした接客マナー研修会等を実施することにより、おもてなしの意識啓発を図り、快適な観光地づくりを進めます。

④ 市民のおもてなしの心の醸成

市民向けに観光情報の発信を実施し、観光資源に対する理解と関心を深めるとともに、市民一人ひとりが観光地へお迎えする自覚と「ようこそ出雲へ」という意識づくりを進めます。

⑤ インバウンド観光（外国人の訪日観光）の推進

新たな観光市場を開拓するため、海外からの観光誘客を推進します。具体的には海外からの観光商品造成支援、外国語対応ガイドの組織化、幅広い人脈を生かした情報発信、宿泊施設や店舗など受入機能の強化など、出

雲への来訪動機づけを推進します。

特に、高度医療機関の集積と癒し空間としての自然、温泉などをからめた医療ツーリズムや「縁結びのまち出雲」、「日本文化発祥の地出雲」を世界にアピールする機会として国際映画祭の開催について検討を進めます。

また、出雲縁結び空港や米子鬼太郎空港、フェリーの海外定期航路を中心に、東アジアとの国際路線の利用や新規就航を中海・宍道湖・大山圏域で取り組みます。

⑥ 出雲観光大使による情報発信

出雲にゆかりのある著名人や、出身者などを「出雲観光大使」に委嘱し、幅広い人脈を生かした情報発信や出雲への来訪動機づけを推進します。

(2) 観光振興事業

① 観光協会の充実

島根県観光連盟など他の広域観光団体と連携しながら、魅力的な観光地づくりを推進するとともに、観光協会の体制強化を図り、官民一体となって観光事業の振興を促進します。

② 出雲大社「平成の大遷宮」とその後の観光対策

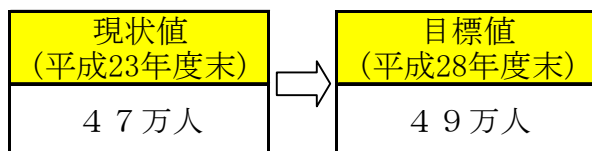
60年ぶりとなる出雲大社「平成の大遷宮」を観光客誘客の大きなチャンスとし、奉祝事業や市民の観光ボランティア活動など、官民挙げたおもてなしの実践により、遷宮後も引き続き出雲を訪れていただき、市内の観光スポットを周遊していただく取り組みを展開します。

【数値目標】

○観光客受入れ体制の整備

市内宿泊者数

出典：島根県観光動態調査



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
観光振興事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	観光協会運営費・各種観光振興イベントに対する助成、観光案内所の運営
観光誘客推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	出雲大社「平成の大遷宮」奉祝関連事業、観光ボランティアガイド等人材育成、外国人の観光誘客推進
インバウンド観光推進事業 (総合政策部・産業観光部)		検討	検討	推進	推進	医療ツーリズムの検討、出雲の国国際映画祭(仮称)の開催と映画によるまちづくりの検討

第4章

環境・文化都市の創造

1 環境先進都市の構築

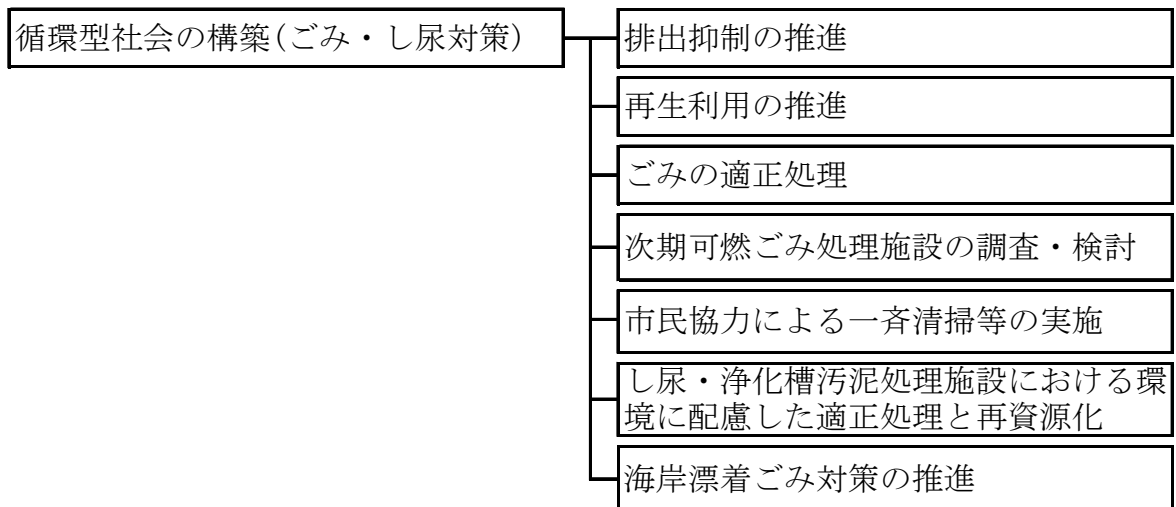
循環型社会の構築（ごみ・し尿対策）

【基本方針】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、循環型社会への転換を図ることにより、環境負荷を低減し、健全で持続的な経済発展が可能な社会を築きます。

このため、3Rの取り組みなどごみ減量施策を強力に推進し、廃棄物対策はもとより生産、流通、消費を含めた社会経済活動全般にわたる環境への取り組みを行い、資源やエネルギーを効率よく利用し、豊かな自然とのふれあいが保たれる循環型社会を構築します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 排出抑制の推進

※Reduce（リデュース＝発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）

① ごみ減量に関する情報の発信

啓発映像、機関紙、テレビCM、インターネットを活用したごみ減量に関する情報の発信を行うとともに、小学生や地域住民等を対象にしたごみ減量研修を実施し、広く市民にごみ減量に関する情報を提供します。

② ごみ減量をより効果的に推進するための施策

平成21年(2009)7月から実施している市内スーパー食品レジでのレジ袋無料配布中止の取り組みの拡大と継続したマイバッグ持参運動の推進、小売店や製造業者に対して過剰包装の自粛を働きかけるなど、ごみ減量化に対する意識の高揚を図り、市民、事業者、行政との協働によるごみ減量化に積極的に取り組みます。また、事業系ごみの減量化策として積極的に事業所を訪問し、排出指導を行うとともにごみの減量化・資源化を提案します。さらに助成制度の創設、ごみ処理手数料の見直し、事業系生ごみの減量化支援等について検討します。

③ 再使用の推進

市民のリサイクルショップの活用を推進するとともに、不用品交換の場(市民から提供された古着を販売する古着市等)を提供します。

(2) 再生利用の推進

※Recycle(リサイクル=再生利用)

ごみ処理施設における資源回収、リサイクル団体回収補助金、リサイクルステーションの適正配置を引き続き実施していくとともに、今後、古布の地域拠点回収の拡大、使用済小型家電の拠点回収を検討します。

(3) ごみの適正処理

① 適正な分別

分別の徹底とともに、古布と使用済小型家電について分別区分に追加することを検討します。

② 適正な収集・運搬・処理・処分

ごみ収集の迅速化と良好な生活環境保持のため、ごみ集積場を設置する自治会等に設置経費の一部を助成します。

③ 不法投棄や不適正排出の防止

不用品回収業者への指導とともに、不法投棄や不適正排出の防止に向けて監視・指導体制を強化します。

④ 災害時の対策

災害時に一時大量に発生する廃棄物の処理について、地域内及び周辺地域との連携を構築できる計画を策定します。

⑤ 適正な中間処理

出雲エネルギーセンター等の中間処理施設において適正処理、資源化を行います。また、木くず、ペットボトル、魚のあら、割りばしは民間業者により資源化します。このような現行処理体制を継続しながら、一層の資源リサイクルを推進します。

⑥ 適正な最終処分

ごみの適正処理・資源化に努め、最終処分量を減らし、埋立処分場の延命化を図ります。

(4) 次期可燃ごみ処理施設の調査・検討

出雲エネルギーセンターの耐用年数等を考慮し、これに替わる次期可燃ごみ処理施設の整備を行うための調査・検討を行います。

(5) 市民協力による一斉清掃等の実施

6月の環境月間、10月のポイ捨て禁止月間を中心に、全市民に協力を呼びかけて「市民一斉クリーンデー」「出雲市18万人ポイ捨て一掃大作戦」を実施します。また、地域住民による宍道湖・神西湖一斉清掃を支援します。

(6) し尿・浄化槽汚泥処理施設における環境に配慮した適正処理と再資源化

出雲環境センターにおいては、膜分離高負荷脱窒素処理や高度処理などにより、環境に配慮したし尿や浄化槽汚泥の処理を実施します。

また、処理の過程で発生する汚泥と給食センターから排出される生ごみを肥料化することにより、再資源としての活用を図ります。

(7) 海岸漂着ごみ対策の推進

海岸清掃については、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者や周辺住民等と連携を図りながら引き続き実施します。

【数値目標】

○排出抑制の推進

ごみ排出量（削減率）

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
62,632 t	60,117 t △4.0%

○再生利用の推進

ごみ再資源化量（再資源化率）

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成29年度末)
12,239 t		13,543 t (22.5%)

○ごみの適正処理

ごみの最終処分量（最終処分率）

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成29年度末)
9,104 t (14.5%)		8,539 t (14.2%)

○市民協力による一斉清掃等の実施

一斉清掃参加者数

※稲佐の浜、長浜海岸、西浜海岸、多伎海岸、宍道湖、神西湖、斐伊川における一斉清掃の参加者数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成29年度末)
10,013人		11,000人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
排出抑制の推進 (文化環境部)	推進	推進	推進	推進	推進	ごみの減量化・再使用の推進
再生利用の推進 (文化環境部)	推進	推進	推進	推進	推進	リサイクル等の推進
ごみの適正処理 (文化環境部)	推進	推進	推進	推進	推進	分別の徹底、適正な収集・運搬・処理・処分・中間処理・最終処分

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
次期可燃ごみ処理施設の調査・検討（文化環境部）	着手	推進	推進	推進	推進	次期可燃ごみ処理施設の整備に向けた調査・検討
市民協力による一斉清掃等の実施（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	地域清掃活動、湖岸清掃活動
し尿・浄化槽汚泥処理施設での環境に配慮した適正処理と再資源化（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	し尿・浄化槽汚泥の適正処理と再資源化の推進
海岸漂着ごみ対策の推進（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	海岸清掃及び漂着ごみの効率的な処理の検討

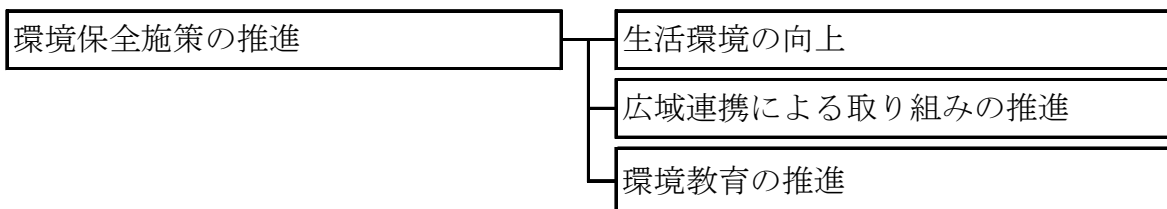
環境保全施策の推進

【基本方針】

環境への関心が高まる中、人と自然との共生と資源の循環を基本として、地球温暖化防止、生活環境の改善、循環型社会の構築、自然との共生などの施策を一体的に推進します。

また、「第2次出雲市環境基本計画」に基づき、環境に関する各種施策を総合的、計画的に進めるとともに、出雲市環境マネジメントシステムを運用し、環境負荷の低減、環境に有益な事業を促進します。

【施策の体系】



【計画】

（1）生活環境の向上

健康で快適な生活環境をめざし、産業型公害・生活型公害を防止する活動を推進します。また、飲料容器や吸殻等の散乱防止に努め、環境美化を推進します。

① 大気汚染対策

ダイオキシン類等の有害物質や二酸化炭素等の放出を防ぐため、関係機関と連携を図りながら廃棄物の適正処理の指導・監視、自動車の効率的使用による排ガスの抑制等を推進します。

② 水質浄化対策

河川や湖等の水質浄化を推進するため、中小河川の水質検査を行い、水質状況の把握に努めます。また、宍道湖、神西湖及びそれらへの流入河川について、地域住民に水質浄化を啓発します。

その他、工場・事業場の排水に対し、監視・指導を行うとともに、家庭排水対策、合併処理浄化槽の設置促進、維持管理の指導など、生活排水対策を進めます。

③ 騒音・振動対策

騒音規制法・振動規制法により指定された地域において、騒音・振動の発生源となる特定事業場及び特定建設作業の監視・指導を実施します。

④ 悪臭対策

規制地域を中心に監視を行い、浄化槽、畜産施設等の不備など悪臭の発生源について、関係機関と連携を取りながら管理の徹底、指導に努めます。

⑤ 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、関係機関と連携を取りながら管理の徹底、指導に努めます。

⑥ 環境美化活動の推進

出雲市環境保全連合会をはじめ、市民、事業者、各種団体が主体的に取り組む一斉清掃等の美化活動を支援するとともに、不法投棄の防止、散歩中のペットの糞の適正処理等の啓発を通して、環境美化を推進します。

また、公園・河川・道路等の清掃活動をボランティアで定期的実施する「美化サポートクラブ」を拡大し、その活動を支援します。

さらに、出雲市ポイ捨て禁止推進協議会によるポイ捨て禁止拡大キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

(2) 広域連携による取り組みの推進

公共用水域は複数の自治体にまたがるものも多く、その管理者は国、県、市町村など様々です。水質の浄化には、管理者による取り組みだけでなく、関係機関との連携が必要不可欠です。

そのため、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会、宍道湖水質汚濁防止対策協議会等の取り組みを通じて、国、県、沿岸自治体との連携・協力を図りながら、宍道湖の水環境改善につながる事業を効率的かつ着実に推進します。

(3) 環境教育の推進

環境保全活動の実践のためには、地球環境や地域の現状についてよく理解し、何ができるかなど世代に応じて学習していく必要があります。このため、斐川環境学習センターを中心に、各対象に応じた講座・観察会等を開催するとともに、各地域の環境保全活動への市民参加を促し、環境意識の啓発に努めます。

また、「こどもエコクラブ」等の環境学習を主体的に行う団体を支援します。

【数値目標】

○生活環境の向上

大気汚染測定値

※代表的な大気汚染物質であるS P M（浮遊粒子状物質）の測定値

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成29年度末)
0.015 mg/m ³		環境基準値内 (0.1 mg/m ³ 以下)

類型指定河川水質の環境基準達成率（BOD）

※水質汚濁の環境基準に係る類型が指定されている河川（斐伊川、神戸川、平田船川、湯谷川）におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成29年度末)
100% (4河川)		100% (4河川)

類型未指定河川水質の市基準達成率（BOD）

※水質汚濁の環境基準に係る類型が指定されていない河川（山王川、論田川、小境川、新内藤川、赤川、新町下水、古井出川、十間川、保知石川、九景川農業排水路、姉谷川、常楽寺川）におけるBODの市基準達成率

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
100% (12河川)	100% (12河川)

自動車騒音の環境基準達成率

※騒音規制法第18条（常時監視）に基づく自動車騒音の環境基準達成率

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
100%	100%

ダイオキシン類の環境基準達成率

※大気、公共用水域の水質・底質、地下水、土壌、事業所からの排出ガス・排出水等におけるダイオキシン類の環境基準達成率

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
100%	100%

市主催の環境啓発イベント（ポイ捨て一掃大作戦、不法投棄パトロールなど）の参加者数

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
9,618人	13,000人

美化サポートクラブ登録団体数（人数）

※公園・河川・道路等の清掃活動をボランティアで定期的に行う「美化サポートクラブ」の登録団体数（人数）

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
29団体 (934人)	40団体 (1,200人)

○環境教育の推進

斐川環境学習センターの利用者数

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
3,841人	4,000人

こどもエコクラブ登録団体数

※子どもたちの興味や関心に基づき地域の中で身近にできる環境活動に自由に取り組む「こどもエコクラブ」の登録団体数

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
19団体	25団体

【主要事業】

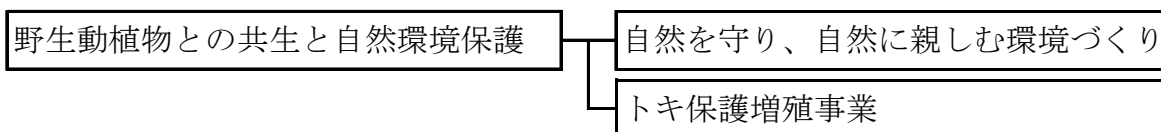
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
生活環境の向上 (文化環境部)	推進	推進	推進	推進	推進	産業・生活型公害の防止、環境美化活動の推進
宍道湖の水環境保全 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	宍道湖水環境改善協議会等への負担金
環境教育の推進 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	学習・イベントの開催

野生動植物との共生と自然環境保護

【基本方針】

環境への負荷を低減し、本市の美しく自然豊かな海、山、川、湖を守り、育み、人と野生動植物が共生できる地域を創造します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 自然を守り、自然に親しむ環境づくり

北山や南部の森林、出雲平野の田園、日本海の砂浜や砂丘、岩礁、斐伊川や神戸川等の河川、宍道湖や神西湖等の湖沼など、生きものにとって多様な生息・生育環境に恵まれた本市では、多くの希少な野生動植物の生息・生育が確認されています。これら希少な動植物の保護を推進するとともに、生息・生育する環境の保全に向け、普及啓発に努めます。

また、うさぎ森林公園や目田森林公園、見晴らしの丘公園、風の子楽習館、浜遊自然館等の自然体験施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、自然とのふれあいの機会を創出します。

(2) トキ保護増殖事業

国のトキ保護増殖事業計画の一翼を担い、国際保護鳥トキの絶滅回避と安定的存続に貢献するとともに、トキをシンボルとして本市の自然環境を守り、人と自然が共生できる地域づくりを推進します。

【数値目標】

○自然を守り、自然に親しむ環境づくり

ゲンジボタルの生息が確認された地区の割合

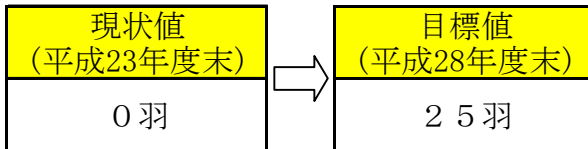
※市内43地区のうち、ゲンジボタルの生息が確認された地区の割合

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成29年度末)
49% (21地区)	51% (22地区)

○トキ保護増殖事業

出雲市で自然繁殖させるトキの数

※出雲市トキ分散飼育センターで自然繁殖（自然ふ化・自然育すう）させるトキの累計



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
自然環境調査研究事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続 検証	継続	自然環境調査及び環境学習支援等に係る委託費
トキ保護増殖事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	トキの飼育・繁殖 トキをシンボルとした環境保全事業及び環境教育の展開等

2 地球温暖化・省エネルギー対策

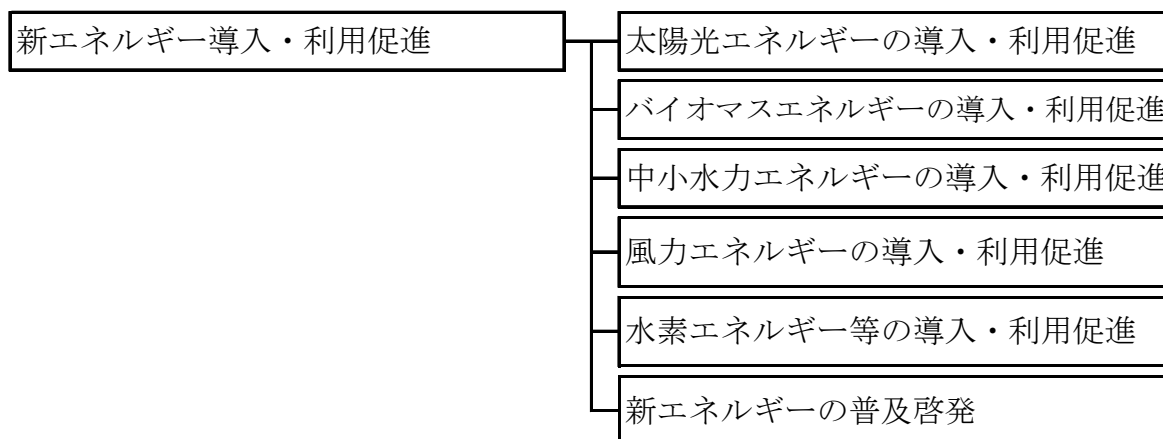
新エネルギー導入・利用促進

【基本方針】

環境にやさしいまちづくりや地域経済活性化の観点から、地域が主体となって新エネルギーの導入・利用促進を進めることにより、エネルギーの安定した供給と持続可能な低炭素社会の実現を図ります。

その実現のため、太陽光やバイオマスなどの地域資源を活用した新エネルギーを公共施設等に導入するとともに、新エネルギーに対する意識の醸成を図るため、セミナー等を開催し普及啓発を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 太陽光エネルギーの導入・利用促進

公共施設や一般家庭へ太陽光発電設備の導入を図るとともに、民間事業者が実施する大規模太陽光発電(メガソーラー)事業に対し支援します。また、公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業を検討します。

(2) バイオマスエネルギーの導入・利用促進

バイオマス資源の具体的な利活用策をまとめた「神話の國出雲バイオマス活用推進プラン」(平成24年度(2012)策定予定)に基づき、バイオマスの利用促進を図るとともに、民間事業者が実施するバイオマスを活用した事業に対し支援します。

① 公共温浴施設への木質バイオマスボイラーの導入

林地残材等の木質バイオマスを燃料としたボイラーを公共温浴施設へ導入します。また、ボイラーの導入に併せて国内クレジット制度の活用について検討します。

② 住民参加型林地残材等搬出に向けた取り組みの検討

地域住民が林地残材等を搬出する取り組みを検討し、木質バイオマスの利用促進を図ります。併せて地域通貨の導入について検討します。

③ バイオマス利活用策の検討

出雲市バイオマス活用推進協議会を開催し、各種バイオマス資源の利活用策について検討します。

(3) 中小水力エネルギーの導入・利用促進

中小水力発電事業化可能性調査（平成24年度(2012)実施）の結果を踏まえ、中小水力発電の導入を図ります。また、民間事業者が実施する水力発電事業に対し支援します。

(4) 風力エネルギーの導入・利用促進

既設の風力発電所の適正な維持管理を図るとともに、民間事業者が実施する風力発電事業に対し支援します。

(5) 水素エネルギー等の導入・利用促進

民間事業者が実証研究施設として運営する出雲バイオマスエネルギープラントや水素関連企業等と連携し水素エネルギーの利用拡大について検討します。また、地域資源を活用した新たなエネルギーの可能性について検討します。

(6) 新エネルギーの普及啓発

セミナーや新エネルギー関連施設の見学会等を開催し、新エネルギーの普及啓発を図ります。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
新エネルギー推進事業 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	新エネルギーの導入促進及び普及啓発を実施

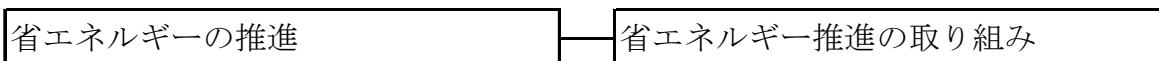
省エネルギーの推進

【基本方針】

地球規模で深刻化する地球温暖化問題への対応とともに、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故を契機として国のエネルギー政策は抜本的な変革が求められており、本市においても、原発に依存しない社会の実現に向けて省エネルギー対策を積極的に推進します。

施策の展開にあたっては、市、市民、事業者がそれぞれ各分野で進めている対策の連携を深め、より多くの市民、事業者が具体的な省エネルギー行動に移されるよう取り組みます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 省エネルギー推進の取り組み

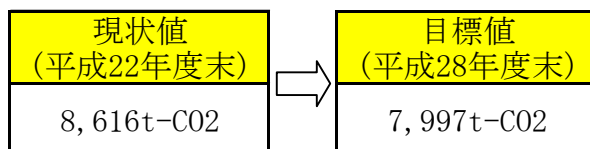
省エネルギー社会の実現に向けて、出雲市省エネルギービジョン推進協議会を中心に、市、市民、事業者が一体となって地球温暖化対策に取り組みます。

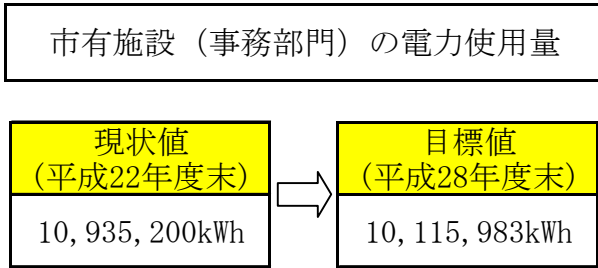
また、市の事務事業から発生する二酸化炭素排出量を平成33年度(2020)までに平成22年度(2010)比で10%以上削減することをめざし、市の率先行動計画である「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」に定める取り組みを着実に推進します。

【数値目標】

○省エネルギー推進の取り組み

市の事務及び事業から発生するCO₂の排出量





【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲市地域省エネルギービジョン推進事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	出雲市省エネルギービジョン推進協議会が行う省エネルギー対策等への支援

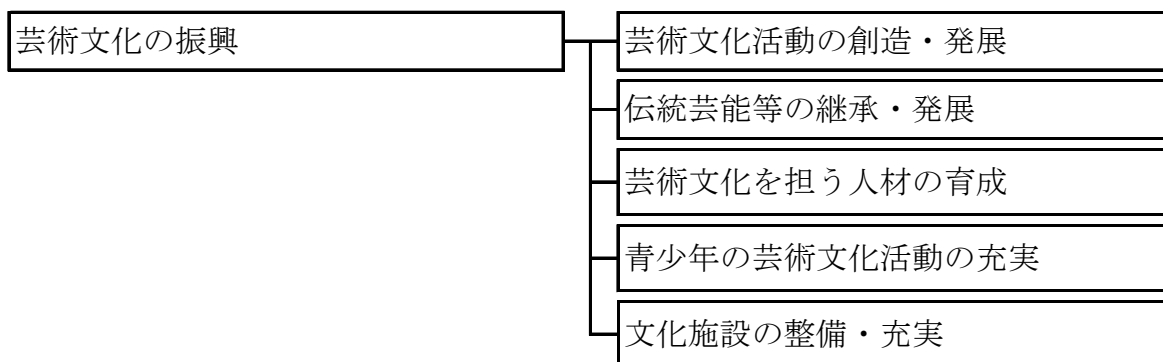
3. 芸術文化・スポーツの振興

芸術文化の振興

【基本方針】

市民一人ひとりが、終生、活力あふれる充実した日々を送れるような活力ある豊かな出雲市の実現に向け、出雲に根付く伝統文化の保存・継承や、新たな芸術文化の創造を促すための環境づくりや条件整備、市民意識の醸成など、芸術文化の振興に資する施策の総合的な推進を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 芸術文化活動の創造・発展

① 鑑賞機会の充実

多様化する市民のニーズに応え、文化活動の活発化を図るため、舞台芸術や伝統芸能などの優れた芸術作品の鑑賞から身近な生活文化に至る様々な文化にふれる機会を、年間を通じて提供します。

② 発表機会の充実

文化団体との共催による出雲総合芸術文化祭において、伝統的なものから新たな芸術文化の創造まで、様々な分野の市民参加型の事業に継続して取り組み、市民自らが主体的に参加する事業への発展・充実を図ります。

③ 文化活動の支援

文化団体や個人による活動の更なる自立を促し、様々な文化活動の自主性を尊重しながら支援します。

(2) 伝統芸能等の継承・発展

これまで出雲で培われてきた日本の伝統的文化活動や地域で守り伝えられてきた神楽、農村歌舞伎など伝統芸能を継承し、一層の発展を図ります。

(3) 芸術文化を担う人材の育成

市・市民・民間団体の連携により、幼少期から芸術文化に親しみ創造的な活動が実践できる環境整備に努めるとともに、専門的指導者の養成・確保を図ります。

(4) 青少年の芸術文化活動の充実

出雲芸術アカデミーでの音楽活動を通じて青少年の創造性を高め、出雲フィルハーモニー交響楽団の演奏会など演奏活動の場を提供します。また、学校や地域とも連携して優れた芸術文化にふれる機会を増やします。

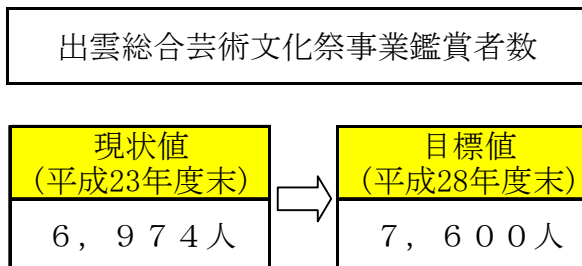
(5) 文化施設の整備・充実

本市は出雲市民会館、ビッグハート出雲、平田文化館、大社文化プレイスうらら館、スサノオホール等のホール系施設、出雲文化伝承館や平田本陣記念館等の展示系施設など多くの文化施設を有しています。地域性や利用度、施設管理やその老朽度も様々であるため、それぞれの文化施設の特色を生かした使い方・使い分けを明確にするともに、設置目的、利用状況などから施設整備や統廃合について検討します。

また、文化施設においては、従来の貸館業務に加え、芸術文化事業を展開するとともに、文化団体の支援・育成を行うなど、市民の文化活動のセンター的機能が発揮できる体制を構築します。

【数値目標】

○芸術文化活動の創造・発展



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲総合芸術文化祭事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	年間を通じて芸術文化事業を開催
出雲芸術アカデミー運営 (文化環境部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	音楽院・音楽研究院等による器楽・声楽の指導・後継者育成と演奏活動
出雲市民会館改修事業 (文化環境部)	完了					施設の改修

スポーツの振興

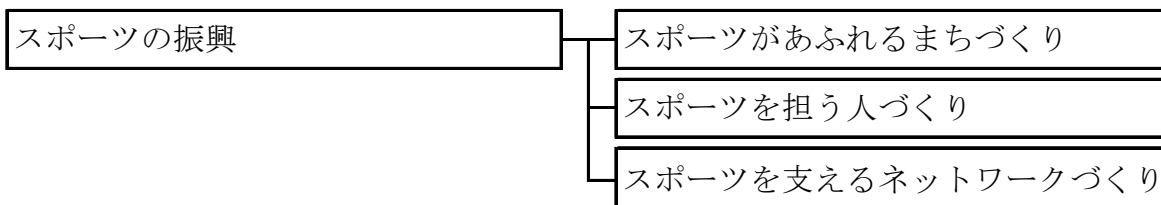
【基本方針】

スポーツはまちづくりの重要な要素の一つであり、市民一人ひとりが生き生きと輝くような新たな生涯スポーツ社会の構築が必要です。

この実現に向けて、トップレベルのアスリートをめざす競技スポーツや競技人口の底辺を拡大していく地域スポーツ、生きがいを推進するレクリエーションスポーツなどの振興を体系的・計画的に進めます。

また、スポーツ指導者をはじめとしたスポーツ振興のキーパーソンとなる人材の育成や、地域住民が主体的にスポーツに取り組むための意識の醸成・推進体制の確立を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) スポーツがあふれるまちづくり

① 大型スポーツイベントの開催及び誘致・支援

プロスポーツや全国規模の大会など大型イベントを積極的に誘致するほか、出雲全日本大学選抜駅伝競走、一畑薬師マラソン大会、出雲くにびきマラソン大会など従来から開催されている大型スポーツ大会を継続開催します。

② 各種スポーツ大会等の開催及び支援

市民の目標となる各種大会や市民参加型の健康スポーツイベントなどの開催及び誘致を推進します。

また、市民主体で行われるイベントを積極的に支援するとともに、市民のスポーツの日常化に繋げるため全市民が一体となって取り組める事業を推進します。

③ 各種スポーツ教室等の開催及び支援

各種スポーツ教室やニュースポーツ普及事業を展開するとともに、地域密着型のスポーツ活動を支援していきます。

また、市民の健康増進の面からスポーツに対する期待も高まっており、医療や健康・福祉分野との連携を強化した施策を展開していくとともに、未来ある子どもたちがスポーツに親しめるための受け皿作りを推進します。

さらには、近年のスポーツ界における女子サッカーをはじめとする女性の活躍は著しいものがあり、本市における可能性も含めて、新たな視点に立ったスポーツ振興の支援・充実を図ります。

④ スポーツ拠点づくりの推進

利用者及び施設管理者との協働体制で施設活用事業を積極的に推進します。

大型スポーツ施設の整備については、利用者の立場に立った施設整備に努めます。そのほかの施設については、安全性を確保し、適宜適正に修繕改良に努めるとともに、老朽度、設置目的や利用状況などから施設整備や統廃合についても検討します。

特に老朽化が進行している出雲体育館と平田体育館の建替及び年間を通して多目的利用ができる人工芝グラウンド整備について検討します。

また、特色あるスポーツ施設の更なる有効活用を図るとともに、県立施設をはじめとする関連施設との有機的な連携により、全国トップレベルチームのキャンプや強化合宿・大会の誘致を図り、少年少女に本物を見る機

会を与え、スポーツをより身近に感じられるような事業の実施に努めます。

(2) スポーツを担う人づくり

① 選手強化施策の実施

世界や全国規模の大会に出場できるスポーツ選手を輩出する環境を創出するため、出雲市体育協会等スポーツ団体との連携のもと、効果的な競技力向上策を推進します。

② 全国大会等出場選手への参加支援

全国大会等に出場する個人、団体に対して激励金又は派遣費の一部を助成することにより、出場者や保護者の負担軽減を図り、大会に参加しやすい環境をつくります。

③ 指導者等人材の育成・支援

最先端の技術・指導法等が出雲に根ざすよう、競技スポーツの指導者育成事業を拡充するとともに、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツボランティアの育成・支援を行います。

(3) スポーツを支えるネットワークづくり

① 各種スポーツ団体との連携及び組織強化への支援

出雲市体育協会、出雲市スポーツ少年団、出雲市スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ関連のNPO団体など各種団体間の情報の共有、役割の明確化により事業の連携・協働を図ります。

② 学校と地域の連携強化への支援

学校と地域が相互に補完連携し、体育協会等関係団体や総合型地域スポーツクラブを基軸とした基盤整備を図ります。

③ スポーツ交流事業の推進

アイルランドとの文化・スポーツ交流を継続支援するほか、広域的な地域間交流や世代間交流などスポーツを通じた相互の親睦と交流を図ります。

【数値目標】

○スポーツがあふれるまちづくり

大型スポーツイベント参加者数

※大型スポーツイベントを継続開催し、その参加者確保に努め交流人口の拡大にもつなげます。

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
5, 571人		6, 100人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
大型スポーツイベント開催及び誘致・支援 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	プロスポーツや全国規模のスポーツイベントの開催及び誘致・支援、スポーツと産業・観光との連携、交流人口の拡大
各種スポーツ大会等の開催及び支援 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	競技団体との連携によるスポーツ大会の開催及び支援、冠大会の開催、住民主体で実施されるスポーツイベントへの支援
各種スポーツ教室等の開催及び支援 (文化環境部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	各種スポーツ教室等の実施、ニュースポーツの普及促進、地域密着型スポーツ活動への支援、活躍が期待される女子スポーツへの支援、幼少年スポーツ活動の推進、スポーツ情報の収集・提供
スポーツ拠点づくりの推進 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	市内スポーツ施設の効果的・効率的な管理運営、施設整備計画の策定・推進、大規模体育館・人工芝グラウンド整備の検討、特色ある施設を活用した強化合宿、大会等の開催及び誘致・支援、施設ネットワーク化による情報収集・提供
選手強化施策の充実 (文化環境部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	競技団体等選手強化事業の実施
全国大会・世界大会等出場選手への参加支援 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	小中学生・高校生・一般の全国大会等出場に対する支援

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
指導者等人材の育成・支援(文化環境部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	スポーツ推進委員の活動推進、指導者育成・養成事業の拡充、スポーツリーダーバンクの再構築、スポーツボランティアの育成
各種スポーツ団体との連携及び組織強化への支援 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会との連携及び組織強化への支援、総合型地域スポーツクラブとの連携及び設立・自立に向けた支援、スポーツ関係法人における団体間の連携強化
学校と地域の連携強化への支援（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	学校部活動と地域スポーツ活動との連携強化、各種スポーツ団体指導者と学校関係者との情報共有化
スポーツ交流事業の推進 (文化環境部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	広域的な地域間交流事業の推進、国際交流イベントの推進とそれを支える団体への協力支援、世代間交流促進のための事業展開と支援

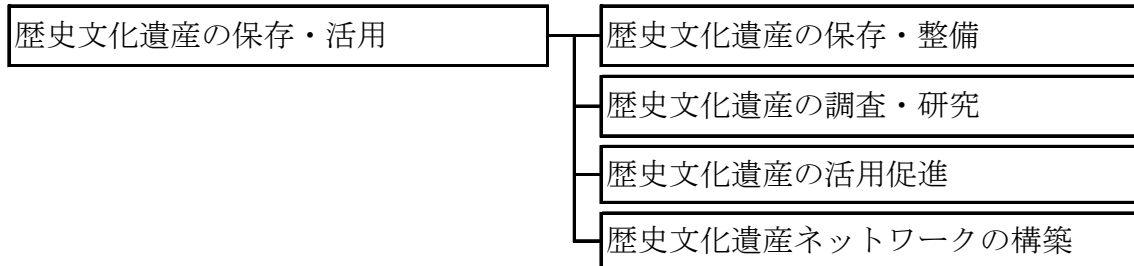
歴史文化遺産の保存・活用

【基本方針】

本市は、古代からの歴史文化遺産の宝庫です。その価値を市民が再認識するとともに後世に伝えるため、歴史文化遺産の保存・整備・活用を進めます。

また、出雲弥生の森博物館を文化財行政の拠点とし、荒神谷博物館や県立古代出雲歴史博物館と連携しながら、資料の収集、調査・研究を行い、その成果を全国へ情報発信するとともに、歴史学習の機会を提供し、地域の活性化に生かします。

【施策の体系】



【計画】

(1) 歴史文化遺産の保存・整備

市内に所在する文化財の保存管理体制を充実させるとともに、主要遺跡等の整備を推進します。

① 出雲大社国宝本殿・重要文化財施設保存修理事業

出雲大社国宝本殿や重要文化財建造物の保存修理事業・環境保全事業、重文出雲大社境内遺跡出土品（心御柱等）の保存修理事業・出土品等文化財の保存活用整備事業に対して国・県とともに引き続き支援を継続します。

② 田儀櫻井家たたら製鉄遺跡整備・活用事業

地域住民と専門家等で構成する整備検討委員会において活用方針や具体的な整備の内容、方法、実施時期等の検討を行い、整備基本計画を策定し、整備・活用事業を推進します。

③ 日御碕神社建造物保存修理事業

重要文化財日御碕神社神の宮本殿、日沉宮廻廊などの建造物保存修理事業に対し、国・県とともに支援を行っていきます。また、経年により劣化が懸念される防災施設の改修事業についても同様に支援を行います。

④ 鱒淵寺建造物保存修理事業

国指定史跡を受け、建造物等の保存修理事業補助制度を活用し、国・県とともに支援を行います。

(2) 歴史文化遺産の調査・研究

出雲弥生の森博物館を、市内の埋蔵文化財等の文化財調査・研究の拠点施設として位置づけ、全国の研究機関や研究者と連携しながら、調査・研究を推進します。

① 田儀櫻井家たたら製鉄遺跡調査事業

史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡の保存・活用を図るため、整備検討委員会による基本構想に基づき、越堂たたら跡や田儀櫻井家墓地などの整備事前発掘調査を実施するとともに、本拠地宮本山内の詳細な調査も実施し、

成果を整備・活用に生かします。

② 鰐淵寺歴史環境総合調査事業

鰐淵寺の国史跡指定に向けて、調査委員会の指導・助言を受け、境内及び周辺の詳細分布調査、地形測量を中心に行います。また、指定後は保存管理計画の策定など境内域の保存・整備の計画を検討します。

③ 西谷3号墓発掘調査報告書作成事業

国史跡の西谷墳墓群で、唯一詳細な発掘調査が行われている西谷3号墓の発掘調査報告書を平成25(2013)・26年度(2014)に作成し、出土品の重要文化財指定をめざします。

④ 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

杉沢I遺跡等(斐川中央工業団地造成事業)、出雲大社境内遺跡(出雲大社出土品保存展示施設・環境保全事業)、上塩冶横穴墓群(県道出雲三刀屋線改良事業)など、公共事業及び民間開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を文化財保護法に基づき実施します。

⑤ 指定文化財と指定文化財候補物件の調査・保護の推進

現在指定されている文化財を調査し、より良い保護施策を進めます。また、各地区の文化財調査協力員等の協力により候補物件の調査を実施し、文化財保護審議会を通して文化財指定や登録など必要な保護を図ります。

⑥ 古文書等文献の調査

鰐淵寺や田儀櫻井家たたら製鉄遺跡など市の中核的な調査の補完を図るとともに、平田木綿街道や鷺浦地区、旧家、寺社に残されている古文書等の文献調査を継続・推進し、その歴史的価値を高めていきます。

(3) 歴史文化遺産の活用促進

① 出雲弥生の森博物館の活用促進

弥生時代の「出雲王」が眠る国史跡西谷墳墓群のガイダンス施設として、その研究成果を展示公開・情報発信するとともに、文化財の調査・研究と保護・活用を一体的に推進します。

ア) 歴史資料の収集・保管

出雲弥生の森博物館を拠点に歴史資料の収集に努め、保管体制の充実を図ります。

イ) 教育普及事業

文化財調査・研究の成果を展示するとともに、子どもたちから高齢者まで、また、市民から研究者まで、各界各層に応じた歴史学習を、教育委員会等関係機関・団体と連携して推進します。

② 歴史文化遺産の情報集積と情報発信

ア) 荒神谷博物館の活用促進

国宝の出土地である荒神谷遺跡のガイダンス施設として、荒神谷博物館・荒神谷史跡公園を運営するとともに、出雲神話や出雲国風土記といった本市の特色ある歴史文化遺産を幅広く活用する情報発信拠点として、地域文化や観光の振興に努めます。

イ) 文化財の保存活用

主要遺跡の環境整備などの維持管理や、無形文化財など様々な文化財の保存活用に努めるとともに、データベース化を進め、情報発信力を強化します。

ウ) 他分野・他事業との連携協働事業

観光、産業、スポーツ、まちづくりなど様々な分野の関係機関・団体及び事業と連携協働し、出雲の歴史・文化を内外に発信する機会を創出します。

③ 市民ボランティア団体の育成・支援

文化財の公開と活用を推進するためにボランティアガイド団体や無形文化財連絡協議会、文化財調査協力員等の組織強化と活動支援を図ります。

(4) 歴史文化遺産ネットワークの構築

① 近隣歴史系博物館等との連携協力

出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館とともに、近隣の県立古代出雲歴史博物館、雲南市加茂岩倉遺跡ガイダンスと連携協力し、出雲地域の魅力を引き出す諸施策を検討実施します。

② 全国の研究機関・研究者との連携

全国の研究機関・研究者と連携を強化し、出雲の歴史研究を推進します。

③ 重要遺跡等のネットワーク化

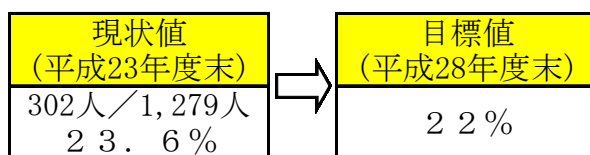
市内の重要遺跡、重要文化財への周遊性を高め、市民や関係機関、団体に情報提供するとともに、観光資源としても、出雲を全国にPRします。

【数値目標】

○歴史文化遺産の保存・活用

市民満足度調査「歴史資源や文化財の保護、活用」の「重要度」

※有効回答数の内、「どちらかといえば重要でない」「重要でない」「わからない」と回答した割合



市民満足度調査「歴史資源や文化財の保護、活用」の「満足度」

※有効回答数の内、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」「わからない」と回答した割合

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
621人／1,257人 49.4%	47%

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲大社国宝本殿・重要文化財施設保存修理事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	完了		H27 に建造物修理を完了予定
田儀櫻井家たたら製鉄遺跡整備・活用事業 (文化環境部)	検討	検討	検討	検討	検討	整備検討委員会にて整備基本計画を策定し整備・活用事業を推進
日御碕神社建造物保存修理事業 (文化環境部)	着手	継続	継続	完了		神の宮本殿・日沉宮廻廊、防災施設事業
鱒淵寺建造物保存修理事業 (文化環境部)					着手	国史跡指定を受け、国・県とともに支援
田儀櫻井家たたら製鉄遺跡調査事業 (文化環境部)		着手	継続	継続	継続	越堂たたら跡整備事前調査・宮本山内調査
鱒淵寺歴史環境総合調査事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	完了		鱒淵寺調査委員会の指導・助言により調査を行う
西谷3号墓発掘調査報告書作成事業 (文化環境部)		着手	完了			H26 年度に報告書刊行予定
開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	公共及び民間開発に伴う調査
指定文化財と候補物件の調査・保護 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	指定文化財と候補物件の調査・保護
古文書等文献の調査 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	文化財としての歴史的価値を裏付ける古文書調査
出雲弥生の森博物館の活用促進 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	収集・保管や調査研究成果の教育的活用

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
歴史文化遺産の情報集積 と情報発信（文化環境部）	継続	継続	継続	継続	継続	荒神谷博物館の活用促進、文化財の保存活用や、事業連携など
市民ボランティア団体の 育成・支援（文化環境部）	継続	継続	継続	継続	継続	ボランティアガイド、無形文化財連絡協議会など市民団体の育成支援など
近隣歴史系博物館等との 連携（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	出雲地域の歴史系博物館の連絡会を軸として情報の共有化、協働事業の実施
全国の研究機関・研究者 との連携（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	各専門分野における研究機関・研究者との連携協力体制の構築
重要遺跡等のネットワー ク化（文化環境部）	推進	推進	推進	推進	推進	ネットワーク化による周遊力や、観光資源としての情報発信力の強化

第5章

交流拠点都市の創造

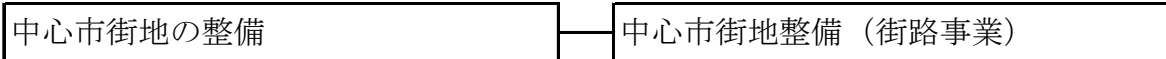
1 都市機能の充実

中心市街地の整備

【基本方針】

本市の玄関口であり市街地の南北軸となる出雲市駅前矢尾線をはじめ、市街地内の幹線街路を計画的に整備促進し、都市基盤の整備を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 中心市街地整備（街路事業）

中心市街地の交通緩和、都市機能の充実を図るため、幹線道路を計画的に整備します。

現在施工中の路線については、早期の完成を図ることとし、未着手の路線については、施工中の路線の整備状況、都市計画道路の見直し等を踏まえ検討します。

① 都市計画道路出雲市駅前矢尾線（県）

本市の玄関口であり市街地の南北軸となる本路線について、出雲市駅前から国道9号までの区間のシンボルロード整備に続き、国道9号から国道9号バイパスまでの区間の事業促進に努めます。

② 出雲市駅付近連続立体交差事業関連事業（市）

JR山陰本線及び一畑電車北松江線の連続立体交差事業について、第一期工事の完了後休止状態となっている第二期工事の動向を踏まえつつ、関連する都市計画道路大曲来原線（大津里道踏切）の緊急安全対策を実施します。

③ 都市計画道路上成新町線（市）

今市川跡線との交差点から西への一方通行解消のため、拡幅整備を行います。

④ 都市計画道路国道9号有楽町線（市）、都市計画道路下沢高西線（市）、都市計画道路二京町三京町線（市）

中心市街地の内環状線として、引き続き整備を進めます。

⑤ 都市計画道路医大前新町線（市）

市街地南部における道路網の整備として、引き続き整備を進めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
都市計画道路出雲市駅前矢尾線3工区（県）	継続	継続	継続	完了		L=620m W=27m
出雲市駅付近連続立体交差事業関連事業「大津里道踏切緊急安全対策」 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	完了	L=340m W=9.5m
都市計画道路上成新町線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	完了	L=220m W=18m
〃 国道9号有楽町線 3工区（都市建設部）	継続	継続	完了			L=146m W=16m
〃 下沢高西線 1工区（都市建設部）	継続	継続	完了			L=525m W=16m
〃 二京町三京町線 2工区（都市建設部）	継続	完了				L=125m W=18m
〃 医大前新町線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=874m W=12～16m

東部都市拠点の整備

【基本方針】

本市と松江市を結ぶ交通の要衝であり、第二の都市核である平田地域において、街路整備を促進し、東部都市拠点としての都市基盤整備を図ります。

【施策の体系】

東部都市拠点の整備

平田地域市街地整備（街路事業）

【計画】

(1) 平田地域市街地整備（街路事業）

① 都市計画道路中町瑞穂大橋線（県）

平田地域市街地から国道9号や山陰自動車道、出雲空港等へのアクセス機能の向上を図るため、瑞穂大橋から総合医療センター入り口交差点までの整備に続き、国道431号寺町交差点から藪崎城の前線までの区間について、事業促進に努めます。

② 都市計画道路元町中の島線（市）

灘分鰐淵線元町交差点から幸橋までの区間について、拡幅整備を進めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
都市計画道路中町瑞穂大橋線（県）	継続	継続	継続	継続	完了	L=191m W=14m
〃 元町中の島線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=181m W=12m

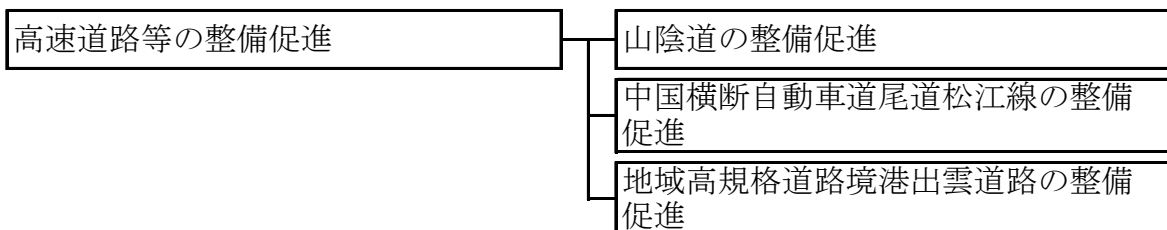
2 広域交通網の整備

高速道路等の整備促進

【基本方針】

広域交通網の主軸となる山陰道をはじめとする高速道路ネットワークの早期構築と、宍道湖・中海圏域の高規格な8の字ルートを形成する広域交通の連絡軸である地域高規格道路境港出雲道路の整備を促進し、他圏域との交流の拡大を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 山陰道の整備促進

山陰道については、現在、尾道松江線との重複区間を含めて、供用率は約45%にとどまっています。また、出雲以西の区間約130kmの内、未事業化区間も約24kmあります。この未事業化区間の早期事業化及び事業中区間の早期供用を関係機関に強く働きかけます。

① 一般国道9号出雲仁摩道路

出雲仁摩道路については、長年の懸案であった湖陵・多伎道路、大田・静間道路が平成24年(2012)4月に事業化となりました。既に事業中である出雲・湖陵道路、多伎・朝山道路、朝山・大田道路、静間・仁摩道路を含め、事業中区間の早期供用を図るため、関係機関に強く要望します。

(2) 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進

中国横断自動車道尾道松江線については、平成25年(2013)3月に吉田掛合IC～三次東JCT・IC間が供用開始され、平成26年度(2014)には全線供用開始予定です(暫定2車線、将来計画4車線)。尾道松江線全線の開通により、中国地方と四国地方を結ぶ新たな横断軸となる高規格幹線道路ネッ

トワークが形成され、広域的な経済、産業、観光、文化・交流等の発展などが期待されています。事業中区間の早期完成を図るため、関係機関に強く働きかけます。

(3) 地域高規格道路境港出雲道路の整備促進

地域高規格道路境港出雲道路のうち、一般国道431号東林木バイパスは、市道東林木平野線から終点東林木町までの1.2kmが副道による暫定供用がなされています。

また、市道東林木平野線から市道大津鷺巣線までの約940mは、南側副道の暫定供用がなされています。

このバイパスの残区間について、平成25年度(2013)末の全線暫定供用に向けて、引き続き整備を促進します。

しかし、境港出雲道路には、平田地域をはじめとしてルート未決定区間が多く残されていることから、早期ルート決定と事業化への取り組みを、強く要望します。

【主要事業】

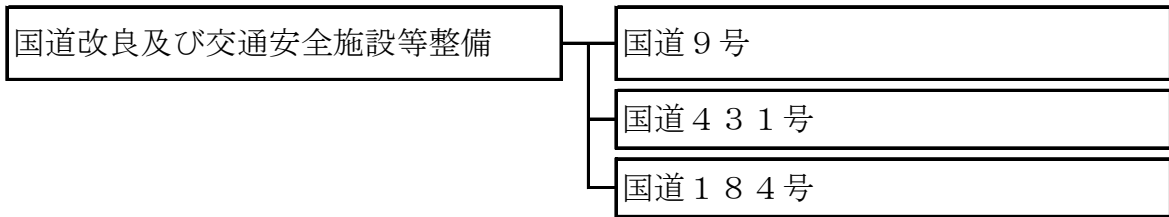
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
一般国道9号出雲仁摩道路 (国)	継続	継続	継続	継続	継続	出雲～仁摩間 L=37.4km、W=20.5m
中国横断自動車道尾道松江線 (国)	継続	継続	完了			松江玉造～尾道間 L=約137km、W=20.5m
地域高規格道路境港出雲道路 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	境港～出雲間 L=約70.0km

国道改良及び交通安全施設等整備

【基本方針】

国道における交通量の増加、多発する交通事故に対応をするため、改良整備、交差点改良、交通安全施設整備を強く要望し、慢性的な渋滞の解消と交通安全対策を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 国道9号

出雲バイパス以西については、都市計画道路神戸橋神西沖線の4車線拡幅の事業化、神西小入口交差点以西の歩道等交通安全施設の整備を、また、出雲バイパス以東については、直江交差点改良の早期事業化を国に働きかけます。

(2) 国道431号

現在、事業中である国富工区の歩道整備の促進と、西林木町、園町の歩道整備の早期事業化を要望し、実現を図ります。

(3) 国道184号

現在、事業中である佐田町一窪田の歩道整備の促進と、乙立町及び佐田町地内の改良整備の早期事業化を要望し、実現を図ります。

【主要事業】

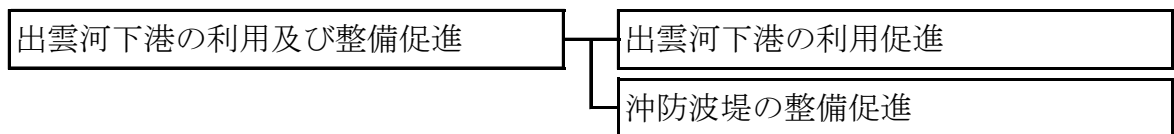
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
国道9号神戸橋神西沖線 (国)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 3.7km、W=30m
国道431号交通安全施設整備 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	国富工区の歩道整備の促進など
国道184号改良整備・交通安全施設整備 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	佐田町一窪田の歩道整備の促進など

出雲河下港の利用及び整備促進

【基本方針】

出雲河下港の積極的なポートセールスにより港の周知に努めるとともに、湾内の静穏度向上に寄与する沖防波堤の整備を促進し、出雲圏域の海運拠点としての機能強化を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 出雲河下港の利用促進

「出雲河下港」の愛称により、県・商工団体・地元住民と連携して県内外でのポートセールスに努め、出雲圏域の人・物の海の流通拠点化を図ります。

(2) 沖防波堤の整備促進

湾内の静穏度を確保し、年間を通して、安定的な利用が可能となる沖防波堤の整備が早期に実現されるよう努めます。

【数値目標】

○出雲河下港の利用促進

①取扱出入貨物量 ②利用船舶数

※出雲河下港（垂水地区、小津地区）の取扱出入貨物量及び利用船舶数

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
①168,627 t ②217隻	①180,000 t ②230隻

【主要事業】

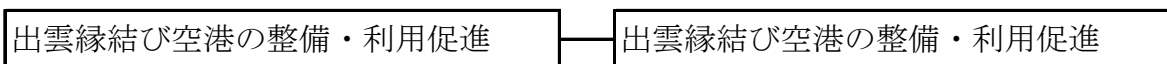
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲河下港の利用促進 (産業観光部)	推進	推進	推進	推進	推進	関係機関・団体との連携・調整、ポートセールスの実施
河下港港湾改修事業(県)	継続	継続	継続	継続	継続	沖防波堤整備 (L=310m)

出雲縁結び空港の整備・利用促進

【基本方針】

出雲縁結び空港は、本市の空の玄関口であるとともに、山陰を代表する拠点空港であり、一層利用を促進し、国内路線のさらなる拡充を図るとともに将来的な国際路線就航に向けた国際チャーター便の確保に努めます。

【施策の体系】



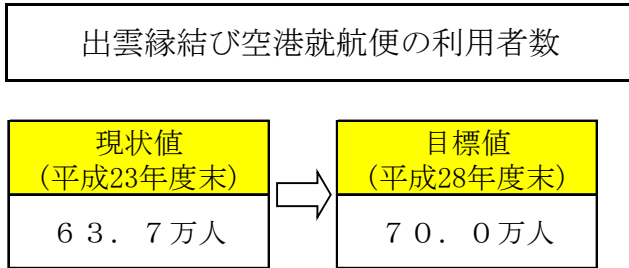
【計画】

(1) 出雲縁結び空港の整備・利用促進

広域交流の推進、産業経済の振興・発展を図るため、空港周辺住民の住環境に配慮しつつ、出雲縁結び空港の設備充実と機能強化を関係機関に働きかけます。

また、21世紀出雲空港整備利用促進協議会を通じて一層の利用促進を図り、国内路線においては、就航先や就航便数の増加などの利便性向上に努めるとともに、国際路線においては、将来的な定期便就航を目的とした国際チャーター便の確保に努めます。

【数値目標】



【主要事業】

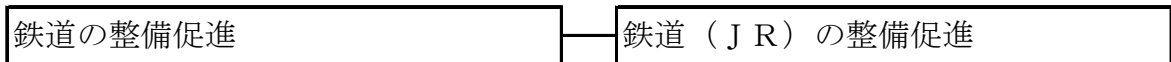
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲空港利用促進事業 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	出雲縁結び空港の機能強化、 利用促進の拡充

鉄道の整備促進

【基本方針】

本市と大都市圏とを結ぶ基幹的公共交通として、また地域住民の生活交通として重要な役割を果たすJRの利用促進を図るとともに、高速化やアクセス時間短縮等の利便性の向上に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 鉄道（JR）の整備促進

① 鉄道の高速度化

山陰新幹線や中国横断新幹線、フリーゲージトレイン（軌間自由可変電車）などの高速鉄道の早期導入を関係機関へ働きかけます。

② 山陰本線利用促進

島根県鉄道整備連絡協議会等の各種団体によるJRの利便性向上や活性化のための事業を推進し、利用促進を図ります。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
鉄道輸送対策事業 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	山陰新幹線、中国横断新幹線、フリーゲージトレインの導入推進、山陰本線利用促進

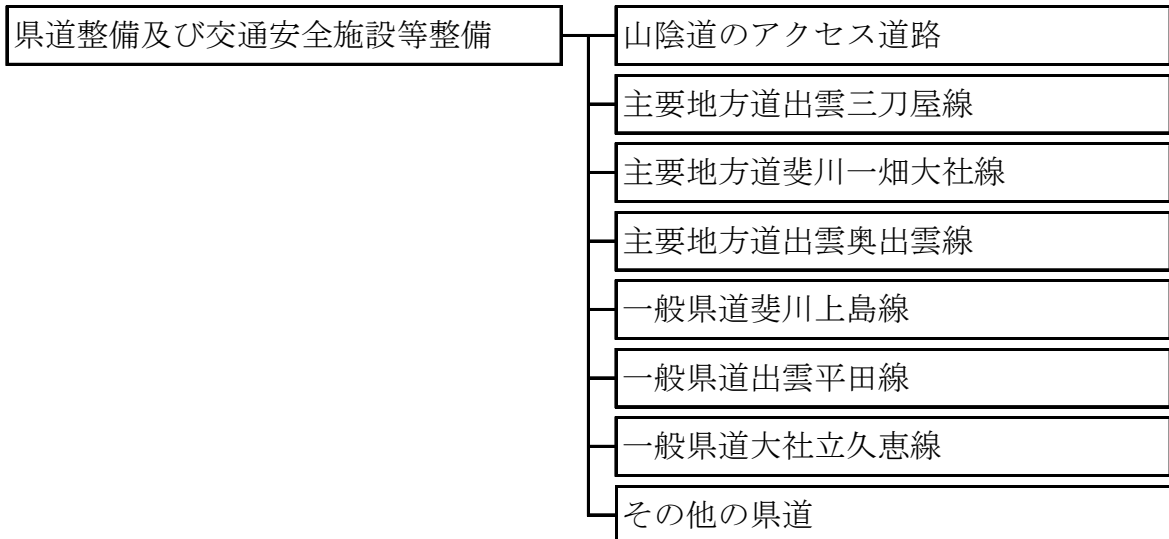
3 地域内幹線道路の整備

県道整備及び交通安全施設等整備

【基本方針】

主要地方道及び一般県道の整備を促進し、各地域間の移動時間の短縮による地域内交流の促進を図ります。また、現在整備中の路線の早期供用、未事業路線の早期事業化に努めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 山陰道のアクセス道路

一般県道出雲インター線大島町工区が、早期に完成されるよう努めます。
また、一般国道9号出雲・湖陵道路の湖陵IC（仮称）へのアクセス道路として整備が計画されている湖陵掛合線の道路改良が早期整備されるよう努めます。

(2) 主要地方道出雲三刀屋線

現在事業中である上塩冶工区、上島～伊萱工区の事業を促進するとともに、残区間が早期事業化されるよう努めます。

(3) 主要地方道斐川一畑大社線

現在、事業中である地合工区、灘分工区、鷺浦工区の改良整備、河下～猪目間の災害防除を促進するとともに、小津町の改良整備が早期事業化されるよう努めます。

(4) 主要地方道出雲奥出雲線

現在、事業中である野尻工区の改良整備を促進するとともに、残区間が早期事業化されるよう努めます。

(5) 一般県道斐川上島線

現在、事業中である上阿宮工区の改良整備を促進するとともに、同工区に隣接をする未整備区間の改良整備が早期事業化されるよう努めます。

(6) 一般県道出雲平田線

出雲地域と平田地域を直結する地域内幹線道路として、国道9号バイパスから一般県道斐川出雲大社線までの事業を進捗するとともに、一般県道斐川出雲大社線以北の整備についても、整備手法の検討を求め、早期事業化されるよう努めます。

(7) 一般県道大社立久恵線

芦渡町から乙立町間の未改良区間について、ルート・手法を検討のうえ、改良整備が早期事業化されるよう努めます。

(8) その他の県道

現在、事業中の県道の事業を促進するとともに、未整備路線の早期事業化を要望し、実現に努めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
山陰道のアクセス道路 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	出雲インター線大島工区 (L=560m、W=14.5m) 湖陵掛合線 (L=約 1.0km、W=10m)
主要地方道出雲三刀屋線 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	改良計画全体延長 (L=約 11.2km)

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
主要地方道斐川一畑大社線 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	地合工区 灘分工区 鷺浦工区 災害防除
主要地方道出雲奥出雲線 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	野尻工区 (L=900m、W=9.25m)
一般県道斐川上島線 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	改良計画全体延長 (L=約 6.6km)
一般県道出雲平田線 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	国道9号BP～斐川出雲大社線 (L=1,000m、W=9.25m)
一般県道大社立久恵線 (県)	継続	継続	継続	継続	継続	芦渡町～乙立町

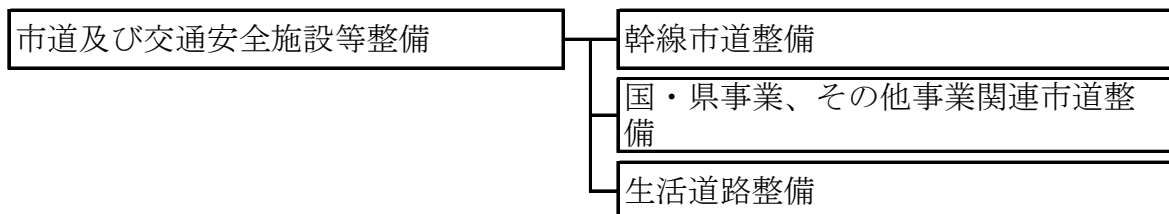
市道及び交通安全施設等整備

【基本方針】

市内各地域間の交流促進や本市の一体的かつ均衡ある発展を図るため、「第1次幹線市道整備10か年計画（事業期間：平成20年度(2008)から平成29年度(2017)まで）」に基づき、主要な市道の整備を進めます。

また、その他市道のうち、市民生活に密着した生活道路の整備を計画的に進めます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 幹線市道整備

「第1次幹線市道整備10か年計画」に基づき、国道・県道及び学校等の

第5章 交流拠点都市の創造

公共施設並びに地域・集落を連絡する幹線市道の整備を進め、安全で利便性の高い幹線道路網の構築を図ります。

現在施工中の路線については、早期の完成を図り、未着手の路線については、施工中の路線の整備状況等を見ながら着手時期等を検討します。

(2) 国・県事業、その他事業関連市道整備

斐伊川放水路事業や新内藤川・赤川改修事業、湯谷川改修事業等の国・県事業等に関連する市道の整備を行い、各事業の円滑な推進を図ります。

(3) 生活道路整備

生活環境道路改良事業により、市民生活に密着した道路の整備を行い、住環境の改善を図ります。

【主要事業】

(1) 幹線市道整備

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市道長浜神社下線 (都市建設部)	継続	継続	完了			L=約 1.3 km、W=7.5m
市道松寄下浜線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 1.1 km、W=12.0m
市道今市川跡日下線 (都市建設部)	継続	完了				L=約 0.5 km、W=9.75m
市道北本町谷田谷線 (都市建設部)	継続	継続	継続	完了		L=約 0.8 km、W=9.75m
市道長浜369号線外 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	完了	L=約 0.7 km、W=9.0m
市道長浜103号線 (都市建設部)	完了					L=約 1.6 km、W=10.0m
市道四絡30号線 (都市建設部)	継続	継続	完了			L=約 0.1 km、W=9.75m
市道神西61号線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 0.5 km、W=9.75m
市道布崎浜線 (都市建設部)	継続	完了				L=約 0.7 km、W=10.25m

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市道藪崎小池谷線 (都市建設部)	継続	継続	完了			L=約 0.4 km、W=10.25m
市道十六島線 (都市建設部)	継続	完了				L=約 0.8 km、W=5.0m
市道豊田小池線 (都市建設部)	継続	完了				L=約 1.5 km、W=4.0m
市道才谷毛津線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 1.3 km、W=5.0m
市道城川石場線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 2.0 km、W=4.0m
市道大西新線 (都市建設部)	完了					L=約 2.3 km、W=9.25m
市道林谷線 (都市建設部)	継続	継続	継続	完了		L=約 0.5 km、W=5.0m
市道板津線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 0.8 km、W=9.25m
市道下遙堪 2、菱根 3 5 号線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 1.9 km、W=5.0m
市道坂田阿宮線 (都市建設部)	継続	継続	継続	完了		L=約 0.3 km、W=11.5m
市道新川中央線 (都市建設部)	完了					L=約 0.9 km、W=10.0m

(2) 国・県事業、その他事業関連市道整備

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市道藪の町中の島線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	完了	L=約 0.2 km、W=5.0m 平田船川・湯谷川関連
市道高松 3 0 1 号線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 1.4 km、W=9.25m 新内藤川・赤川関連
市道神西 3 7 号線外 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	斐伊川放水路関連

第5章 交流拠点都市の創造

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市道柏玉線、中屋線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 0.7 km、W=4.0m 佐田クリーンセンター関連
市道今市6号線外2線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 0.7 km、W=14.0m まちづくり事業関連
市道窪田八幡原線 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 4.0 km、W=5.0m まちづくり事業関連
市道多伎学校線2工区 (都市建設部)	継続	継続	継続	継続	継続	L=約 1.0 km、歩道新設 まちづくり事業関連

4 広域連携・他圏域との交流

広域連携の推進

【基本方針】

交通基盤の整備や情報通信手段の急速な発展・普及により住民の生活圏・経済圏が行政区域を越えて拡大し、様々な分野で市域を越えた広域的・効率的な取り組みが必要となっています。多様化・広域化する住民ニーズに対応するため、近隣自治体の優れた特性を相互に生かすことによる連携・協力を一層推進します。

【施策の体系】

広域連携の推進

自治体間の連携・協力

【計画】

(1) 自治体間の連携・協力

共通する行政課題の解決、多様化・広域化する住民ニーズへの対応、圏域一体となった情報発信等によるさらなる魅力アップのため、中海・宍道湖・大山圏域市長会（出雲市・米子市・境港市・松江市・安来市）や出雲の國・斐伊川サミット（出雲市・雲南市・奥出雲町・飯南町）等により他の自治体と協力・連携して、より広域的、一体的な行政の推進を図ります。

また、国が推進する定住自立圏構想などを活用し、魅力や活力のある地域づくりを進めます。

【数値目標】

○自治体間の連携・協力

市民満足度調査「他市町村との連携の推進（中海・宍道湖・大山圏域など）」の「満足度」

※「他市町村との連携の推進」について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の割合

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
17.8%		26.0%

※数値目標は、10年後には現状値の2倍になることを目標とし、5年後は現状値の1.5倍を設定しました。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
中海・宍道湖・大山圏域 市長会事業（総合政策部）	設立	推進	推進	推進	推進	圏域振興ビジョンに基づく事業の推進
出雲の国・斐伊川サミット事業（総合政策部）	継続	継続	継続	継続	継続	文化、環境、観光など様々な分野の交流・連携事業の推進
定住自立圏構想の推進（総合政策部）	継続	継続	継続	継続	継続	定住自立圏構想共生ビジョンに基づく事業の推進

国際・国内交流活動の推進

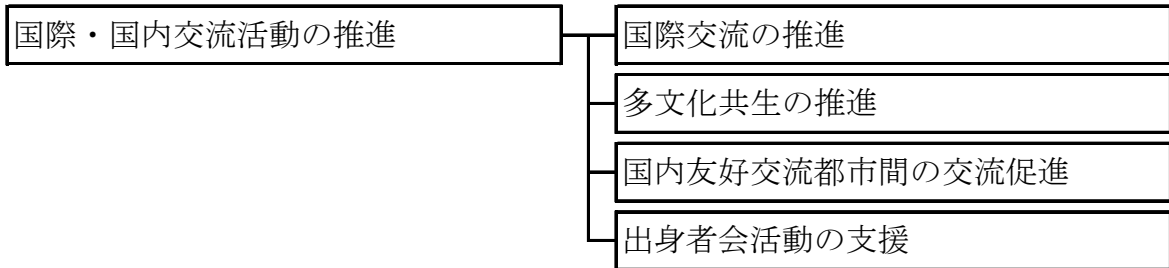
【基本方針】

国際化社会に対応できる人材の育成と多文化共生の地域づくりをめざし、民間国際交流団体と連携して多様な国際交流活動を支援します。

また、国内の友好都市との交流活動に取り組み、経済、産業、芸術文化、スポーツ、観光など幅広い分野において、市民交流への拡大を図ります。

あわせて、ふるさと応援団として活動する本市出身者会の取り組みを支援します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 国際交流の推進

- ① 市民交流の推進と民間国際交流団体の支援

民間国際交流団体や市民の自主的な国際交流活動を推進するため、各団体の活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを推進します。
- ② 友好都市・姉妹都市との交流
 - ア) アメリカ サンタクララ市、フィンランド カラヨキ市

民間国際交流団体が中心となり、中学生の親善交流事業、高校生のホームステイ交流事業をはじめ青少年を中心とする交流を推進します。
 - イ) 中国 漢中市

民間国際交流団体が中心となり、芸術、文化、スポーツ、経済、産業、環境等の幅広い分野での交流を推進します。
 - ウ) フランス エビアン市、アイルランド ダンレアリー・ラスダウン市

民間国際交流団体が行う、芸術文化、スポーツ交流の取り組みを支援します。
- ③ 国際交流員の招致

友好都市、姉妹都市等から国際交流員を招致し、異文化紹介講座、地域・学校等での自国文化の紹介、翻訳・通訳活動などを通して、相互理解と国際交流の裾野の拡大を図ります。
- ④ 出雲国際交流プラザの活用

異文化講座や国際交流・研修活動等の利用に加え、隣接する宿泊施設との相互利用により、スポーツや音楽、芸術文化活動等の多様な交流拠点として、幅広い活用を図ります。
- ⑤ その他の都市との国際交流

民間国際交流団体が実施する自主的で活発な交流活動を支援します。

(2) 多文化共生の推進

行政文書、広報紙、ホームページ等の多言語化により、在住外国人へ行政

等の情報を発信します。また、民間国際交流団体やボランティア団体と連携し、地域住民との交流を促進するとともに、日本語講座や相談窓口を充実させ、多文化共生の推進に努めます。

(3) 国内友好交流都市間の交流促進

行政間の交流を中心に、経済、文化、観光など特色のある交流に取り組みながら市民交流への拡大をめざします。

① 津山市及び諫早市との交流

3市間での職員の相互派遣や共通する行政課題について調査・研究を行い、その解決に向けた取り組みに努めます。

② 桜井市、琴平町、田辺市、東吾妻町及び豊中市との交流

それぞれの市町と意見交換しながら民間交流を含めた交流を推進します。

(4) 出身者会活動の支援

出身者会の郷土発展に寄与する活動や、ふるさと情報発信活動等の促進を図るため、ふるさと応援団としてのネットワークの維持、拡大を支援するとともに、出身者会への情報提供の充実に努めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市民交流の推進と国際交流団体の育成・支援 (総合政策部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	国際姉妹都市・友好都市等との交流活動の支援
サンタクララ市との交流 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	少年少女親善訪問、高校生海外体験学習、芸術文化等の交流
漢中市との交流 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	経済・環境、芸術文化・スポーツ交流
エビアン市との交流 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	芸術文化・観光交流
カラヨキ市との交流 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	教育・芸術文化交流、中学生・高校生海外体験学習
ダンレアリー・ラスダウン市との交流 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	文化・スポーツ交流、少年サッカー交流の支援

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
国際交流員の招致 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	異文化紹介講座、地域・学校等での文化紹介、翻訳・通訳
国際交流プラザの活用 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	異文化講座、各種交流・研修活動、スポーツ、音楽、芸術文化等への活用
その他の都市との国際交流 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	少年少女親善訪問、国際交流団体活動の支援
多文化共生の推進 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	行政文書、広報紙、ホームページの多言語化 地域住民との交流、日本語教室の支援、在住外国人の相談窓口
国内友好交流都市との交流事業 (総合政策部等)	継続	継続	継続	継続	継続	まちづくり会議の開催、職員の相互派遣研修等
出身者会活動支援事業 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	出身者会活動の支援

第6章

健康・福祉都市の創造

1 生涯にわたる健康づくりの推進

母子保健施策の推進

【基本方針】

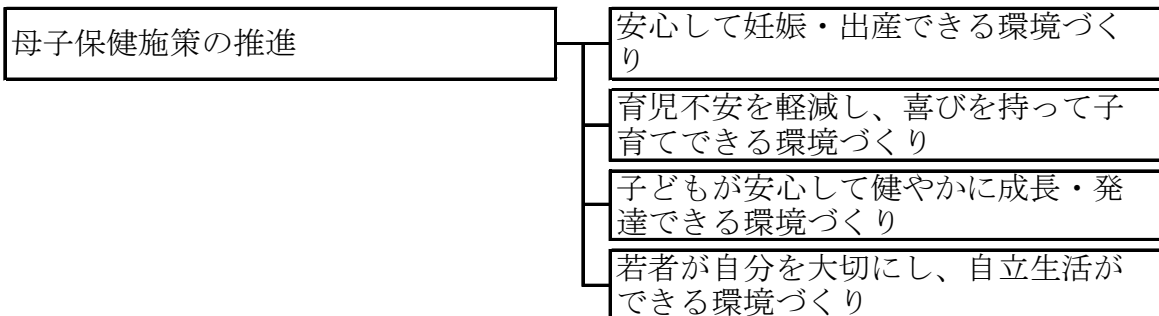
近年の少子化、核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化などに伴い、幼児期からの基本的な生活習慣の乱れや、10代の妊娠中絶、性感染症や不登校・ひきこもりの増加など思春期における問題が生じる一方、育児不安やストレスを持つ保護者が増えてきています。

安心して子どもを生み、喜びをもって子育てできる環境整備のため、医療などの関係機関や団体との連携を図るとともに、地域の子育て力を活用しながら、各種の健康診査や訪問、相談・指導、課題に対応した学習の場の提供等、母子保健サービスの充実に努めます。

また、子どもの健やかな成長・発達のために、基本的な生活習慣の確立を支援するとともに、近年増加している発達障がいなど支援が必要な子どもたちの早期発見と早期支援の充実に努めます。

さらに、これらの母子保健サービスを切れ目なく提供するため、関係機関の連携強化とネットワーク拠点の整備を検討します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊娠届け出時の窓口相談の充実や、父親・母親になるための準備学習ができる場を提供するとともに、出産に不安を持つ妊婦に対する訪問・相談を行い、出産を迎えるまでの不安解消に努めます。

また、妊婦健康診査項目や妊娠期の保健指導を充実し、疾病や早産を予防

し、安心・満足できる出産や産後うつの予防に努めるとともに、妊婦健診や不妊治療が受けやすい環境づくりを推進します。

(2) 育児不安を軽減し、喜びを持って子育てできる環境づくり

① 訪問・相談体制の推進

新生児・乳幼児を対象に保健師や助産師がすべての家庭を訪問し、産後うつ病質問票等により、養育環境やこころの健康状況等を把握するとともに、必要に応じて早期支援に繋がります。また、身近な場所での母子健康相談の実施や乳幼児健診における臨床心理士・保育士など専門職による相談体制を充実し、育児不安の軽減を図ります。

② 未熟児養育支援の充実

未熟児の出生に伴う医療費などの経済的負担の軽減を図るため、自己負担分を助成するとともに、入院中及び退院後の訪問等により保護者の精神的負担の軽減に努めます。

③ 交流の場づくりの推進

育児不安や孤立感の軽減を図るため、関係機関と連携して子育て中の親子が気軽に集い、交流、仲間づくりや学習ができる場の提供に努めます。

④ 子育て支援する地域人材の育成と体制づくり

地域ごとに子育てサポーターを育成・配置し、子育てひろば等、地域における身近な相談・支援を行います。また、孤立した子育てを防ぐため、民生委員・児童委員、主任児童委員と協力し、あかちゃん声かけ訪問員が出生児のいる家庭を訪問し、子育て家庭を支援します。

⑤ 個別フォロー体制の充実

乳幼児健診後の要支援児のフォロー、健診・予防接種を受けていない子どもの訪問相談や、支援が受けられない多胎児などを養育する家庭や養育に困難をきたしている家庭への育児支援スタッフの派遣など、個別フォロー体制の充実を図ります。

(3) 子どもが安心して健やかに成長・発達できる環境づくり

① 子育て支援施設の整備

乳幼児健診、健康相談などの母子保健サービスを提供する場、また、近年増加している発達障がいなど支援が必要な子どもたちのネットワーク拠点機能を備えた複合施設の整備を検討します。

② 乳幼児健康診査、相談・支援の推進

子どもが健やかに発育・発達できるように、乳幼児健診を実施するとともに、発達について支援が必要と思われる子どもを対象に、専門医などによる相談・助言の場を設けます。

③ 発達障がい等支援が必要な子どもへの支援の充実

3歳児健診以降、家庭・幼稚園・保育所において、育てにくさや集団生活のしにくさが感じられる幼児を対象にアンケートや巡回相談を実施し、必要な支援につなげるとともに、支援が円滑に連携できるように情報の一元化とサービスの充実に努めます。

④ 予防接種の推進

予防接種への理解を深め、計画的に接種するために、かかりつけ医をもつことを勧めて接種率を高めるとともに、接種を受けやすい体制作りや情報提供に努めます。

⑤ 基本的生活習慣を身につける学習の充実

望ましい食習慣の定着や早寝早起きの生活リズムなど、基本的生活習慣を身につけるため、学習内容と機会の充実に努めます。

⑥ 歯の健康づくり

母子健康手帳交付時に、歯科口腔ケアに関する指導、情報提供を行い、妊娠期から歯の健康づくりに取り組みます。

また、むし歯を予防するため、1歳6か月児健診時に希望者へのフッ化物歯面塗布を行うとともに、実施希望の保育所・小学校等においてフッ化物洗口を行います。

(4) 若者が自分を大切に、自立生活ができる環境づくり

小・中学校など関係機関と連携し、心や身体、性、たばこなどについての学習の場の充実に努めます。また、困難を抱える思春期・青年期にある若者に安心して過ごせる居場所を提供し、様々な大人や仲間と出会い、交流し、学び合う機会を設けることで自立を支援します。

【数値目標】

○子どもが安心して健やかに成長・発達できる環境づくり

乳幼児健診受診率

出典：出雲市乳幼児健康診査結果

現状値 (平成23年度末)		⇒	目標値 (平成28年度末)	
4か月児	98.0%		4か月児	100%
1才6か月児	98.4%	1才6か月児	100%	
3才児	97.6%	3才児	100%	

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
母子保健事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	妊婦・乳児一般健康診査、母子健康相談、母子健康教育、乳幼児健康診査、子育てサポーター、妊婦・乳児訪問、すこやか訪問、フッ化物洗口、一般不妊治療費助成、感染症対策など
子育て支援施設整備事業 (健康福祉部)	検討	検討	着手	推進	完了	母子保健サービス、支援が必要な子どもたちのネットワーク拠点機能を備えた施設の整備
未熟児養育支援事業 (健康福祉部)	検討	推進	推進	推進	推進	未熟児養育医療費給付、未熟児訪問など
発達支援事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	発達クリニックなど
思春期保健事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	思春期健康づくりの推進、思春期の居場所支援

健康づくりの推進

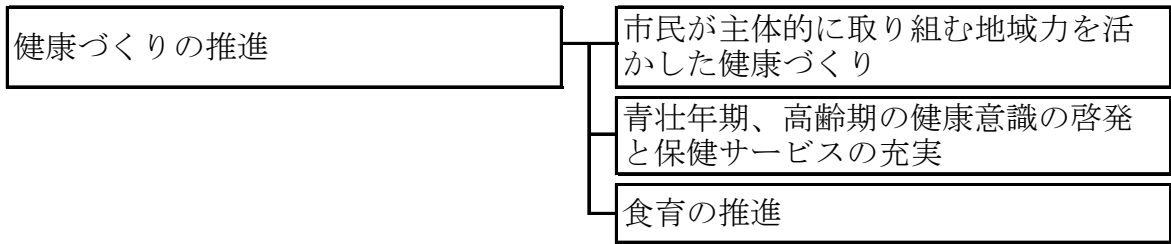
【基本方針】

近年の社会・生活環境の変化に伴い、運動不足、過剰ストレス、アンバランスな食生活等を原因とするがん・心臓病・脳卒中・糖尿病・高血圧症等の生活習慣病が増加しています。また、急速な高齢化が進む中、認知症や寝たきりなどの要介護者も増える傾向にあります。

「出雲市健康増進計画」に基づき、生活習慣病予防対策、介護予防対策を柱として、若い時から主体的に自分に適した正しい生活習慣を習得できるよう支援体制の強化に努めます。

また、健康診査や各種検診、健康相談をはじめとする保健サービスを充実させ、疾病予防・生活習慣病予防、介護予防を図るとともに、各年代のライフサイクルに沿った住民参加の健康づくりを進め、市民が生涯にわたって生き生きと健康で心豊かに暮らすことのできる生涯現役のまちづくりを推進します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 市民が主体的に取り組む地域力を活かした健康づくり

- ① 健康増進計画の推進と健康づくりのネットワークの形成
 地域において、市民と関係機関が相互に連携し、一人ひとりの健康づくりを支え、地域全体で計画を推進するネットワークを形成します。
- ② コミュニティセンター単位での健康づくりの推進
 生活に密着した健康づくりを推進するため、コミュニティセンター単位で活動する健康づくり推進員を中心に、母子から高齢者までの市民の健康づくり活動を支援します。

(2) 青壮年期、高齢期の健康意識の啓発と保健サービスの充実

がん・糖尿病などの生活習慣病を予防するため、正しい知識の普及啓発を行い、市民が積極的に健康管理できるような環境づくりに努めます。

また、産業保健と連携し、働き盛りの青壮年期の健康づくりを進めるとともに、心の健康づくり、自殺予防も重要な健康課題として取り組みます。

さらに、高齢者がいつまでも自分らしく健康で暮らせるよう、青壮年期からの継続した健康づくりを進め、生活習慣病予防と介護予防に努めます。

(3) 食育の推進

多様化する食に関する問題に対応するため、子どもから大人まで幅広い年齢層に対し、「第2次出雲市食育のまちづくり推進計画」に基づき食育を推進します。

【主要事業】

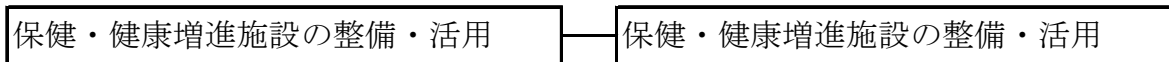
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市民主体の健康づくり事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	市町村保健活動（健康増進計画、健康づくり推進員活動、地域の健康づくり体制の整備・充実）、健康手帳の交付など
青壮年期・高齢期の保健サービス事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	健康相談、健康教育、歯周疾患検診、がん検診、感染症対策、肝炎ウィルス等健康診査、後期高齢者健康診査、自殺防止対策など
食育のまちづくり事業（健康福祉部ほか）	継続	継続	継続	継続	継続	食育のまちづくり推進計画に基づく施策の推進

保健・健康増進施設の整備・活用

【基本方針】

子どもから高齢者までより多くの市民の利用を図るため、温浴施設などの健康増進施設の効果的な活用を図り、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、市民が利用しやすい施設の整備と運営に努めます。

【施策の体系】



【計画】

（１）保健・健康増進施設の整備・活用

① 温浴施設の活用

出雲ゆうプラザ、クアハウス湖陵においては、利用者のニーズに応じた多様な講座を提供するとともに、水中運動教室、個別の運動プログラムなど健康づくりや介護予防等の事業を実施します。

また、施設間の連携を図るなど、市民の利用しやすい環境づくりに努め

ます。

② 保健センター等の活用

健康づくりは、日常の継続した取り組みが重要であり、保健センターや身近な地域のコミュニティセンター、体育館等の施設を活用した健康増進事業の充実を図ります。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
保健・健康増進施設の 整備・活用事業 (健康福祉部ほか)	継続	継続	継続	継続	継続	温浴施設の管理・運営、保健 センター等の管理・運営など

2 めくもりのある福祉サービスの充実

地域福祉施策の推進

【基本方針】

「第2次出雲市地域福祉計画」に基づき、地域住民、福祉サービス事業者、地域で福祉活動を行う関係団体等の参加を得て、地域において支援を要する人の生活上の解決すべき課題を明らかにし、課題に対応するサービスを提供する体制の充実を図り、「めくもりのある福祉のまちづくり」を推進します。

【施策の体系】

地域福祉施策の推進

地域福祉施策の推進

【計画】

(1) 地域福祉施策の推進

① 地域福祉の推進と関係団体との連携・協働

第2次出雲市地域福祉計画に基づき、地域で生じる生活課題や福祉ニーズに対応するため、出雲市社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画に基づく活動と調和を取り、また、地域住民、福祉事業者、福祉団体などと連携・協働しながら、福祉サービスの充実を図っていきます。

地域福祉計画については、適宜評価をし、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、地域福祉の推進にあたり、出雲市社会福祉協議会や出雲市民生委員児童委員協議会が、地域の実情を把握し、きめ細やかで柔軟な活動が展開できるよう支援します。

② 福祉活動の担い手の人材育成

ボランティア意識の高揚と強化を図るとともに、地域における福祉活動の担い手を養成し、住民が幅広く地域における福祉活動に参加することを促すため、ボランティアまちづくりセンターの活動を支援します。

③ 権利擁護の充実

高齢や障がいにより、判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、いずも権利擁護センターや出雲成年後見センターと連携して、福祉サービスの利用を援助するとともに、日常の金銭管理や財産管理など権利の擁護

を図ります。

④ 災害時の要支援者の支援体制整備

災害時において支援を要する人が、安心して暮らすことができるよう、地域で見守る体制を整備し、災害に対応できる仕組みづくりを進めます。

⑤ バリアフリーの推進（再掲）

施設のバリアフリー化の促進を啓発するとともに、スロープ・障がい者用トイレ・障がい者用駐車場の有無等、公共施設や福祉施設等のバリアフリー情報を掲載したマップを市のホームページ「出雲てくてくウェブ」で紹介し、障がい者や高齢者が安心して外出し、誰もが社会活動に参加しやすいまちづくりを推進します。

【主要事業】

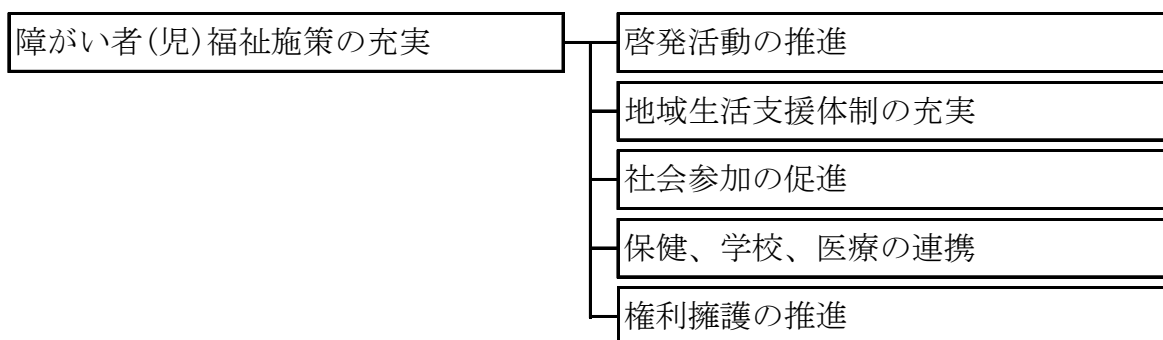
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域福祉推進事業 (健康福祉部)	策定	着手	推進	推進	推進	地域福祉計画の策定、評価、見直し
福祉関係団体との連携・協働事業（健康福祉部）	継続	継続	継続 検証	継続	継続	社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の運営支援・補助
福祉活動人材育成事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	ボランティアまちづくりセンター事業補助
成年後見制度利用支援事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	成年後見制度利用支援の推進、成年後見市長申立、成年後見人報酬補助
要支援者の支援体制整備事業（健康福祉部）	検討	検討 推進	推進	推進	推進	検討会の開催、要支援者ガイドラインの策定、要支援者の抽出と把握、支援体制の整備
バリアフリー推進事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	広報紙やホームページ等によるバリアフリーの啓発や情報提供

障がい者（児）福祉施策の充実

【基本方針】

障がい者（児）の自立や社会参加を促進し、障がい者（児）がすべてのライフステージにおいて、その能力を最大限に発揮し、充実した暮らしが出来る社会の実現を目標に、自分らしい生活を安心して送ることができる社会づくりをめざします。

【施策の体系】



【計画】

（１）啓発活動の推進

広報、パンフレット等を利用した広報活動の展開や、障がい者関係団体が主催する福祉芸術文化祭をはじめとする催し物や研修会などの場を通じ、啓発活動を推進することにより、「ノーマライゼーション」の理念の一層の定着を図ります。

また、新しい障がいである高次脳機能障がい、発達障がい等についても先進的な施策を講じるとともに、啓発活動にも取り組みます。

（２）地域生活支援体制の充実

① 相談・支援体制の充実

身近な地域において、障がい者の立場に立った福祉サービスの提供ができるように、委託相談支援事業所等と連携を図りながら、ピアカウンセリングの導入や、ケアマネジメントの活用、手話通訳者の派遣等を行い、地域の実情に応じた細やかな相談・支援体制の充実を図ります。

② 共生のまちづくりの推進

障害者総合支援法の施行によるサービス利用を促進し、安心した利用や判断能力が不十分な利用者の権利擁護に関する事業などを、地域の理解と協力を得ながら推進し、障がい者の自立に向けた共生のまちづくりを進め

ます。

③ 公的医療制度の活用

自立支援医療において、受給者の利用者負担を助成するとともに、福祉医療制度により、重度心身障がい者、ひとり親の親子及び両親のいない児童を対象に、医療費の本人負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

④ 地域の支援体制の構築

委託相談支援事業所との連携及び関係機関のネットワークにより、障がい者が身近な地域で各種相談や福祉サービスを受けることができる支援体制を構築します。

⑤ 障がい者自立支援協議会の活用

障がい者自立支援協議会の活動により、地域の相談体制構築及び相談支援事業をはじめとする地域のシステムづくりを推進します。

⑥ 施設整備に対する支援

障がい福祉計画等に基づき、社会福祉法人等への施設整備費助成を行い、障がい者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう施設の充実を図ります。

⑦ 就労支援

就労移行・継続支援事業所などによる就労に必要な知識及び能力向上に向けた訓練の充実や、障がい者就業・生活支援センターリーフ及び、ハローワーク等の関係機関との連携、協力により、障がい者の就労支援を図ります。

(3) 社会参加の促進

スポーツ・レクリエーション活動や文化活動に参加できる機会の確保や、手話通訳者・要約筆記者の派遣による社会参加促進などに努め、地域の構成員としての活動を支援します。

(4) 保健、学校、医療の連携

乳幼児健診をはじめとした各種健康診査、発達クリニックや就学前健康診査の実施とともに、学校や医療機関との連携を強化し、子どもの成長発達に応じた療育や社会適応訓練など、個別のニーズにあった適切な障がい福祉サービスを受けることができるよう支援します。

(5) 権利擁護の推進

障がい者の人権を守るため、障がい者虐待防止センター機能の充実を図り、障がい者虐待についての啓発を行い、障がい者虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の活用を図ります。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
啓発活動推進事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	研修会、講演会や広報による障がい福祉制度の情報提供や福祉芸術文化祭等を通じた啓発活動の実施
地域生活支援体制強化事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	自立支援協議会の運営 相談体制・福祉サービス体制の充実、就労に向けた訓練の充実、高次脳機能障がい者ミニデイサービス事業の実施、社会福祉法人等への施設整備費の補助、公的医療制度の活用
社会参加促進事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加機会の確保 手話通訳者・要約筆記者の設置、養成
保健・学校・医療連携事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	障がいの早期発見、早期治療のための保健、学校、医療機関との密接な連携、支援の強化
権利擁護推進事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	障がい者虐待防止に関わる広報、啓発活動による虐待防止意識の醸成 障がい者相談の充実 成年後見制度の活用による安心した生活への支援 障がい者虐待防止センター機能の充実

高齢者施策の充実

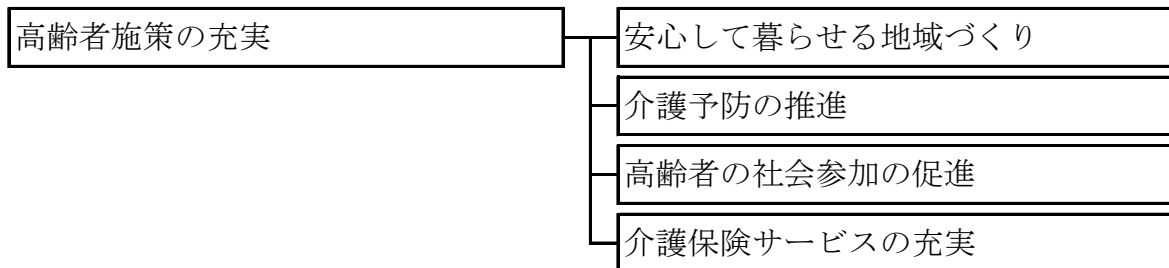
【基本方針】

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の介護予防・健康増進の取り組みを積極的に推進します。

ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯への生活・介護支援や高齢者の相談窓口の充実、交流を通しての社会参加の促進に努めます。

介護保険制度については、居宅・施設サービスの充実に努めるとともに、介護サービスの質の向上を図り、住民主体の「共に生き、共に支える社会」の実現をめざします。

【施策の体系】



【計画】

(1) 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活していくことを支援していくため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援を継続的、包括的に提供できるよう、関係機関との連携を図り、「地域包括ケアシステム」の確立をめざします。

増加傾向にある認知症高齢者が、尊厳が守られ豊かな生活を送ることができるよう、市民の認知症に対する理解を深めたり、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。

高齢者虐待の予防、成年後見制度の活用などにより、高齢者の権利擁護に努めます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にある中で、①老老介護支援事業、②外出支援事業③、緊急通報システム事業、④高齢者福祉タクシー事業などにより、高齢者が安心して生活できるよう支援していきます。

高齢者の総合相談・介護予防ケアマネジメント・権利擁護などを支援するために、高齢者あんしん支援センター（地域包括支援センター）の機能の充

実を図ります。

(2) 介護予防の推進

介護予防事業の推進により「できる限り自立して、自分らしい生き方を全うする」ことができるように、個々の健康レベルと生活機能レベルに応じ、総合的に取り組みます。

一次予防事業では壮年期からの健康づくりと高齢者の介護予防（健康づくり）が連続した取り組みになるように、運動習慣の普及による健康づくり、介護予防を進めていくとともに、地域に合った認知症予防教室を実施します。

また、ボランティアや関係機関と共に住民主体の活動である「ふれあいサロン」を実施し、介護予防を推進する地域づくりをめざしていきます。

二次予防事業では要介護状態にならないように、各地域で運動機能の維持・向上を図るための通所型介護予防教室を行うとともに、閉じこもりやうつ予防のための教室も行います。

(3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ち社会との関わりを持ち続けることにより、健康の保持・増進や、介護予防の推進が図られます。また、高齢者が様々な場面でその豊富な知識や経験、技術などを生かし、役割を見出し、果たしていくことは、高齢者自身が張り合いや充実感を得るだけでなく、地域や社会全体の活力維持にも大きな力を発揮します。

高齢者が、それぞれの持てる力に応じて、積極的に社会参加ができるよう引き続き高齢者クラブ、シルバー人材センターの活動を支援します。

(4) 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても住み慣れた地域や家庭において、自立して暮らし続けることができる介護サービスを提供します。

① 介護保険サービス基盤の整備

中学校区を一つの日常生活圏域の単位とし、継続的・効果的な介護サービスが提供できる施設の整備を進めます。

ア) 地域密着型サービスの整備

小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護等について、15の圏域や地域バランスを考慮した整備量を設定し、待機者の多い圏域を中心に基盤整備を進めます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの新しいサービスの導入も引き続き検討します。

イ) 介護保険施設の整備

施設入所の待機者の動向等を勘案し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅などの特定施

設入居者生活介護などの整備を進めます。

② 介護保険サービスの質の向上

介護従事者の確保については、国・県及び市の関係課と連携を取りながら、研修会の開催や介護サービス事業者との協議の場づくり、働きたい人と人材を求める事業者とのコーディネート等を推進します。

また、利用者の生活の全体像を明らかにして、課題（ニーズ）を把握し適切なサービスにつなげるとともに、困難ケースや利用者・家族からの苦情等のあるケースへの適切な対応などケアマネジメント能力の向上について、市や高齢者あんしん支援センターが居宅介護支援事業所への研修会開催等の支援を行います。

入院中の高齢者が、退院後に速やかに居宅サービスを利用でき、安心した在宅生活を開始できるよう、福祉の視点を持ちながら医療関係者との連携強化を進めます。

【数値目標】

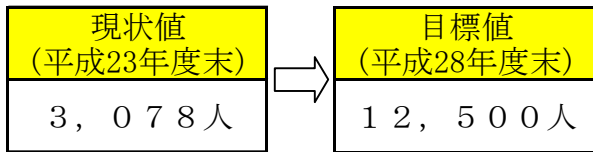
○安心して暮らせる環境づくり

認知症サポーターの人数

※認知症になっても、地域で安心して暮らして続けることができるよう、市民の認知症に対する理解を深めるために、認知症サポーターを増やします。

※認知症サポーターとは、「認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者」です。

出典：出雲市高齢者福祉課調査

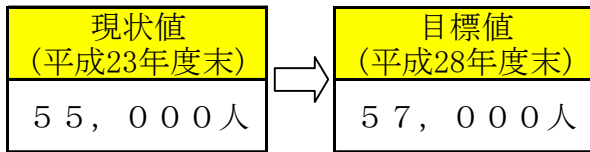


○介護予防の推進

ふれあいサロンの（延）参加者数（年間）

※ボランティアや関係機関と共に住民主体の活動である「ふれあいサロン」を充実させ、介護予防を推進する地域づくりをめざすために、ふれあいサロンの参加者を増やします。

出典：出雲市高齢者福祉課調査



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画(年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
安心して暮らせる地域づくり事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	緊急通報システム事業、高齢者福祉タクシー事業、老老介護支援事業、成年後見制度利用支援事業の推進など
介護予防推進事業 (健康福祉部)	継続 検証	継続 検証	継続	継続	継続	総合型介護予防教室、ふれあいサロン、普及啓発事業の推進
高齢者の社会参加推進事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	高齢者クラブへの活動支援、シルバー人材センターへの助成
介護保険サービスの充実 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	介護予防サービス、居宅・施設サービスの提供と質の向上
高齢者あんしん支援センター (地域包括支援センター) 事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	総合相談・介護予防ケアマネジメント・権利擁護等を包括的に支援

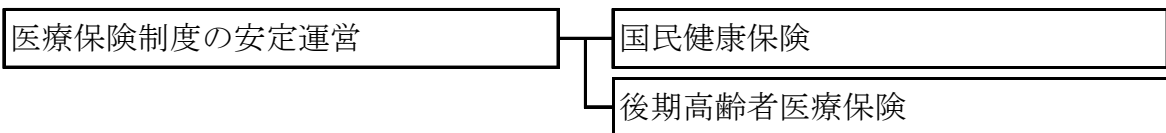
医療保険制度の安定運営

【基本方針】

医療保険制度については、今後の医療保険の財政安定化のための改革の動向を見極めながら、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度の継続に向け、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の安定的運営をめざします。

医療保険の財政運営は、医療費総額が年々増大する中、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みと相まって厳しい状況にあり、医療費適正化対策及び保健事業を積極的に取り組み、医療費抑制に努めます。また、国民健康保険料の収納率向上対策の強化を図ります。

【施策の体系】



【計 画】

(1) 国民健康保険

① 保健事業の推進

ア) 各種健診の充実

特定健診や人間ドック等の充実を図り健康づくりに役立てるとともに、「かかりつけ医」の普及・定着による事後フォローが受けやすい体制を整えます。

イ) 相談・指導・各種教室の充実

生活習慣病の予防に焦点をあて、生活習慣病のリスクをもつ人を対象に、個々に適した生活習慣の改善に取り組めるよう健康相談や特定保健指導を推進します。

また、健康相談や各種健診、地域での健康づくり事業等を通じて、市民自らが積極的に健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めます。

② 医療費抑制に向けた適正化対策

レセプト点検専門員による内容点検、縦覧点検の強化や、第三者求償事務専門員による早期対応により医療行為と保険負担の適正化を図るとともに、後発医薬品利用の啓発及び医療費通知や広報「国保だより」により医療費に対する関心を高め、適正受診の周知徹底を図ります。

③ 保険料の収納促進

広報等を活用した国保制度の仕組みや医療費の実態、財政状況等の情報提供による納付意識の高揚を図るとともに、口座振替の勧奨、コンビニ納付の推進等により収納を促進します。

(2) 後期高齢者医療保険

島根県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療行為と保険負担の適正化をめざすとともに、医療費通知や広報「高齢者医療だより」により医療費に対する関心を高め、適正受診の普及啓発を行います。

【数値目標】

○保険事業の推進

国民健康保険特定健康診査の受診率

※出雲市国民健康保険特定健康診査対象者のうち、健康診査を受けた者の割合（出典：出雲市国民健康保険特定健康診査結果）

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
39.9%		60.0%

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
保健事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	各種検診の充実、生活習慣病の予防、健康づくりに取り組みやすい環境づくり
医療費適正対策 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	レセプト点検や医療費通知の実施、後発医薬品利用の啓発
収納率向上対策 (財政部、健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	収納体制の強化、広報等を利用した納付意識の高揚

3 地域特性を生かした医療体制の充実

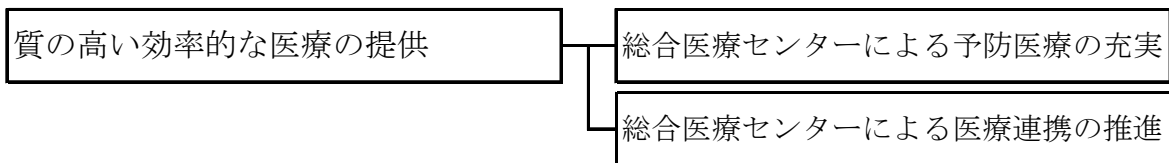
質の高い効率的な医療の提供

【基本方針】

県内最大の医療機関群が集積する特徴的な立地を生かし、医療機関相互の機能分担と連携による質の高い効率的な医療サービスが提供できる体制の整備に努めます。

特に出雲市立総合医療センターは、がん検診、人間ドック等による病気の早期発見、早期治療に取り組むとともに、急性期病院を退院した後の患者様が在宅等へ早期復帰できるよう、回復期リハビリテーションや医療療養病棟により支援します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 総合医療センターによる予防医療の充実

総合医療センターにおいて、がん診断における最新の医療機器「PET-CT」による検診や内視鏡検査を活用した人間ドックを行い、予防医療や病気の早期発見、早期治療に取り組めます。

(2) 総合医療センターによる医療連携の推進

総合医療センターが地域の医療機関や介護保険施設と連携しながら、24時間体制の救急医療、回復期リハビリテーション、療養医療を行い、市民が安心して生活でき、病気になった後も在宅等へ早期復帰できるよう支援します。

また、県内医療機関等が情報共有するためのシステム「しまね医療情報ネットワーク（まめネット）」を導入し、市内の病院や診療所との連携を図ります。

【数値目標】

○総合医療センターによる予防医療の充実

健診・人間ドック受診件数

※総合医療センターで各種健診及び人間ドックを受診した件数の合計

出典：『出雲市立総合医療センター改革プラン[改訂版]』

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
8, 7 4 1 件	9, 0 1 5 件

【主要事業】

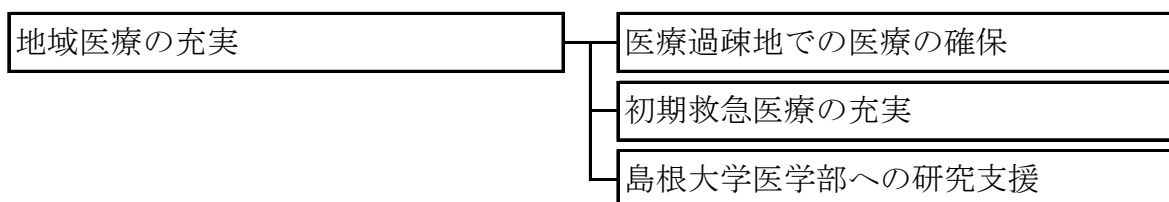
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
総合医療センターによる 予防医療の充実 (総合医療センター)	推進	推進	推進	推進	推進	総合医療センターでのがん検診、人間ドック等の実施
総合医療センターによる 医療連携の推進 (総合医療センター)	推進	推進	推進	推進	推進	総合医療センターと地域医療機関等との連携、まめネットの導入

地域医療の充実

【基本方針】

関係機関との連携のもと、医療過疎地での医療の確保、休日や平日夜間における初期救急医療などを推進し、すべての市民が身近なところで適切な医療サービスを受けることができるよう、地域医療の充実を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 医療過疎地での医療の確保

医療過疎地での医療を受け持つ5か所の診療所（乙立里家、塩津、橋波、日御碕、鷺浦診療所）の運営体制や機能の確保を図ります。

(2) 初期救急医療の充実

出雲休日・夜間診療所について、出雲医師会等の協力により休日や平日夜間診療の充実を図ります。

(3) 島根大学医学部への研究支援

島根大学医学部への研究支援を行い、がん医療の水準向上や高齢者医療などが受けられる医療環境を整備します。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
市立診療所運営事業 (健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	医療過疎地での市立診療所 (5か所)の運営
休日・夜間診療所運営事 業(健康福祉部)	継続	継続	継続	継続	継続	休日・夜間診療所の運営
腫瘍臨床研究寄付事業 地域医療共同研究事業、 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	島根大学医学部附属病院への 寄附研究部門設置及び医学部 と共同で行なう地域医療研究

4 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉ネットワークの構築・推進

【基本方針】

高齢者人口の増加に伴い、生活習慣病予防や介護予防を中心とした保健・医療・福祉の総合的なサービスの必要性が高まっています。

I T技術を活用した情報ネットワークにより、保健・医療・福祉の様々な情報の効果的な収集、提供方法を検討します。

【施策の体系】

保健・医療・福祉ネットワークの構築・推進

保健・医療・福祉のネットワーク化

【計画】

(1) 保健・医療・福祉のネットワーク化

保健・医療・福祉に関する様々な情報を効果的に収集するとともに、誰もが分かりやすく利用しやすい情報提供の方法等を検討します。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
保健・医療・福祉ネットワーク事業 (健康福祉部)	検討	着手	推進	推進	推進	各種健康情報や福祉サービスの情報の収集・発信システムの整備

第7章

人材育成都市の創造

1 子ども・若者の育成・支援

子育てに関する相談支援体制の充実

【基本方針】

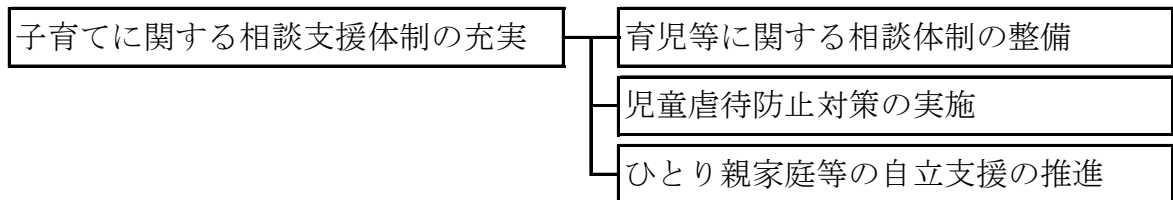
少子化・核家族化が進行し、人と人との結びつきや地域の子育て力が低下しつつあります。

育児に不安を抱える親への相談体制を充実し、子育てに対する不安の解消や負担軽減を図ります。

児童家庭相談窓口において、子育てに関するあらゆる相談に対応するほか、臨床心理の専門職である子ども家庭支援相談員が、保育所・幼稚園を巡回し、子どもの発達や子育ての悩みについての相談に応じます。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、関係機関が一体となって地域全体で子どもを守る支援体制を充実します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 育児等に関する相談体制の整備

子育てに関する不安感や孤立感を抱える親への専門職による相談体制の充実や子育ての仲間づくりの支援などにより、子育て家庭の育児不安等の解消を図ります。

(2) 児童虐待防止対策の実施

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。

また、早期発見が重要である児童虐待について、住民の通告が果たす役割は大きなものがあることから、児童虐待の疑いを察知した場合の積極的な通告をうながすため、通告の意義や通告義務があることなど、必要な広報・啓発活動に取り組みます。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の相談体制の充実のため、母子自立支援員が情報提供、生活相談、就労支援を行います。特に離婚前、離・死別直後のひとり親家庭の相談に、きめ細やかに応じる体制の充実を図ります。また、母子自立支援給付金事業、母子寡婦福祉資金貸付制度の周知など、自立に向けた経済的環境づくりに努めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
児童相談事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	児童相談窓口を設置し、児童虐待や要支援児童を含む要保護児童等相談を実施
要保護児童対策地域協議会の事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	関係機関との連携強化により、虐待防止と早期発見・対応を促進
ひとり親家庭支援事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	ひとり親家庭のため、各種制度の充実

子育て支援サービスの充実

【基本方針】

家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、子どもと親の育ちを協働で見守り支援し、子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる地域づくりをめざします。

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、すべての子育て家庭を総合的に支援する観点から、子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業など、様々な子育て支援サービスを充実します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 多様なニーズに対応する子育て支援

子育てをしている家庭を総合的に支援する観点から、子育て支援センターやファミリーサポートセンターなどの子育て支援サービスを充実します。

保育所における子育てに関する相談や情報提供、保護者の仲間づくりの場の提供など、子育て支援機能充実のための支援をします。

また、保護者の就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応する病児・病後児保育の充実を図ります。

このほか、保護者の疾病や就労等の理由により一時的に児童を預けたいのに、身近に頼る人がなく、預ける場所もなく困っている家庭の児童を、一定期間預かる子育て短期支援事業の充実を図ります。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
子育て支援センター運営事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	遊びと交流、情報交換の場の提供、相談、情報発信
ファミリーサポートセンター運営事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	育児援助を行いたい者と受けたい者を組織化し、相互援助活動を実施
保育所地域活動推進事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	地域の需要に応じた幅広い活動を行う保育所に対する助成
病児・病後児保育事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	病気回復期において集団保育が困難な児童の保育
子育て短期支援事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	保護者の疾病、仕事等により家庭で養育することが一時的に困難となった児童を一定期間預かる
乳幼児等医療費の助成（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	医療費負担の軽減

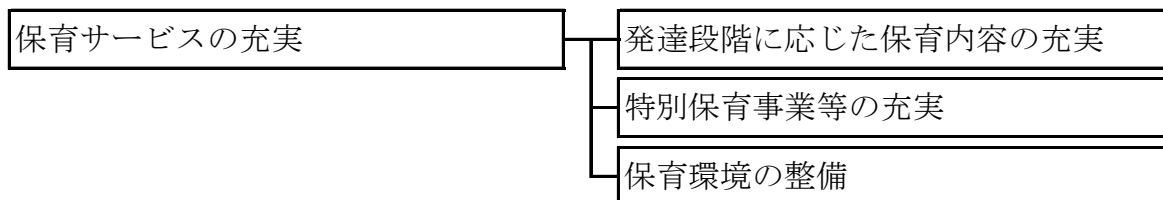
保育サービスの充実

【基本方針】

就労形態の多様化、核家族化などから、保護者の保育ニーズも多様化してきています。通常保育における保育内容の充実のほか、延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かりなどの充実を図り、多様な保育ニーズに対応する仕事と子育ての両立支援のための体制整備を推進します。

また、老朽化した保育所の増改築や改修に対して補助を行い、保育環境の整備に努めます。

【施策の体系】



【計画】

（１）発達段階に応じた保育内容の充実

安定したゆとりある生活環境の中で、健康で基本的な生活習慣を身につけられるよう保育内容の充実を図るため、保育所での看護師配置や保育士の研修支援を推進します。また、認可保育所定員等検討委員会により適切な入所定員の管理を行います。

（２）特別保育事業等の充実

延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、障がい児保育等の多様な保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立支援のための体制整備を推進します。

（３）保育環境の整備

地域の実状に応じて、保育所の増改築や改修を実施し、保育環境の整備を図ります。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
私立認可保育所いきいき 保育事業補助 (健康福祉部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	加配保育士や看護師配置、保 育研修費等、保育環境を充実 するための補助
私立認可保育所特別事業 補助（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	特別保育事業を実施する私立 認可保育所への助成
私立認可保育所施設整備 事業（健康福祉部）	継続	継続	継続	継続	継続	保育環境の充実のための施設 整備の助成

子ども・若者の育成・支援

【基本方針】

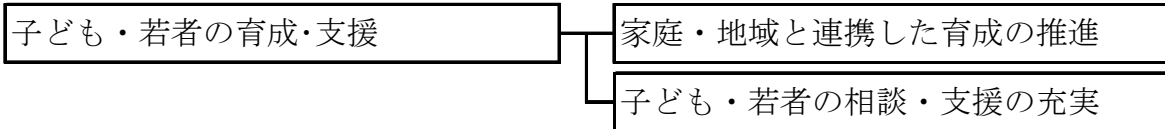
子どもたちが健やかに成長し、生きる力と豊かな心を持った若者へと成長するために相応しい環境をつくることは、出雲市全体の責務であり、そのためにも家庭・地域・事業者・行政が連携・協力した取り組みを行います。平成24年(2012)10月には、こうした取り組みの行動指針として「出雲市子ども・若者ビジョン」を策定し、すべての子ども・若者の育成と困難を抱える子ども・若者の支援の充実に取り組んでいます。

行政としては、子ども・若者の成長段階に即した育成支援体制や施策の実施、また、家庭・地域・事業者との協働による取り組みの充実を図ります。

そういうなかで、家庭に対しては、育成に係る支援の充実、地域に対しては、地域での見守り活動や体験・交流活動の充実に向けた取り組みへの積極的な支援、また、事業者に対しては、子育て環境の充実や就業支援等の取り組みの充実のための周知・支援を行います。

また、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の困難を抱える子ども・若者の相談・支援に関しては、「出雲市子ども・若者支援協議会」や「出雲市子ども・若者支援センター」での相談・支援業務を行い、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

【施策の体系】



【計画】

(1) 家庭・地域と連携した育成の推進

① 放課後子どもプランの推進

「子どもたちを地域全体で育む」という観点から、地域の主体的な参画のもと、放課後等に児童が安全で安心して活動ができる場を確保し、子育て子育て支援としての総合的な放課後対策を推進します。

子育てと仕事の両立支援のための「児童クラブ事業」では、児童の遊びや生活の場としての機能充実と支援が必要な児童すべてが入会できるように努めます。

一方、児童の体験・経験不足を補完するため体験や交流の各種事業を実施する「放課後子ども教室推進事業」では、学習や文化・スポーツの活動、地域での交流活動など、地域の幅広い協力のもと、児童の活動の場を確保するとともに、実施地域の拡充を図ります。

② 家庭・地域のネットワークの構築

「出雲市子ども・若者ビジョン」や「21世紀出雲市青少年ネットワーク条例」に基づき、家庭や地域社会それぞれの役割の推進と連携・協力を期待するとともに、育成環境の整備に取り組みます。

保護者には、子どもの養育や家庭教育の第一義的責任があります。家庭への支援としては、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、子どもとのふれあう時間が増加するようワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

一方、地域では、多様な人材、組織・人脈が連携し、子どもたちを「地域で育む」ため、様々な体験・交流事業が展開されています。こうした、地域でのネットワークの構築による子育て支援事業、子ども会活動などの異年齢間交流活動がさらに充実し、活性化するよう支援に努めます。

また、出雲市青少年育成市民会議などと、家庭・地域・学校の協働のもと、子どもたちの非行防止や見守り活動を行うとともに、市民活動を支援します。

③ 安全・安心の推進

わいせつ事案や声かけ事案など不審者情報が発生する中、子どもたちが

安全で安心して活動し、成長できるよう、地域の関係機関・団体の協力を得て、通学路の安全点検、登下校時の安全管理及び学校施設の防犯点検や防犯情報の発信を行います。

また、子ども安全センターでは、子どもの防犯意識を高めるため、保育所や幼稚園、小中学校等での防犯教室、不審者侵入対応訓練などを開催します。

(2) 子ども・若者の相談・支援の充実

社会環境の変化や有害情報の氾濫等、子ども・若者がおかれている状況が悪化してきている中、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等をはじめ、悩みごとや心配ごとを抱える子ども・若者の育成支援を行なうことが重要となっています。

こうした困難を抱える子ども・若者の支援のために設置した「出雲市子ども・若者支援協議会」では、関係する機関・団体が連携し、総合的な取り組みを検討、実施するほか、支援者の育成や子ども・若者の状況の周知、啓発に努めます。

また、総合相談窓口である「出雲市子ども・若者支援センター」では、子ども・若者や保護者等の相談に対応するとともに、必要に応じ専門機関へ引き継ぐなど一人ひとりにあわせた対応をするとともに、就業、修学に向けた体験活動などの支援を行います。

【数値目標】

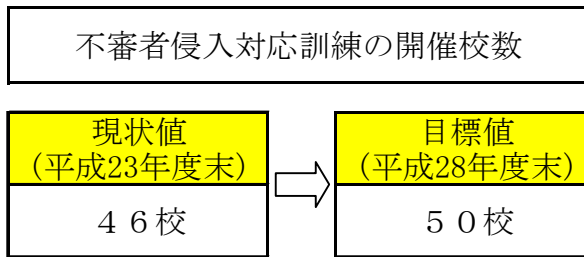
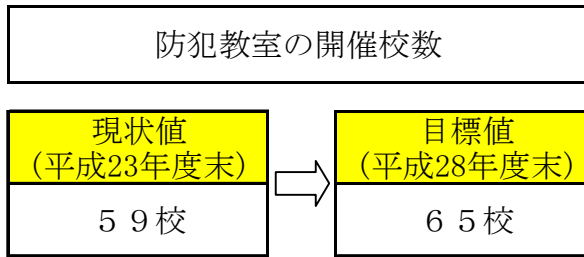
○家庭・地域と連携した育成の推進

放課後子ども教室の実施箇所数

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
25か所		30か所

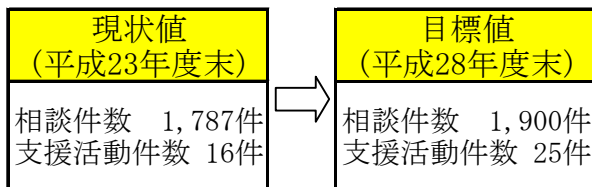
放課後児童クラブ入会受入率

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
100%		100%



○子ども・若者の相談・支援の充実

子ども・若者支援センター相談件数と支援活動件数



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
放課後子ども教室事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	放課後や週末等に地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を実施
放課後児童クラブ事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	放課後等に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る
地区青少年ネットワーク 事業 (教育委員会)	継続	継続 検証	継続	継続	継続	地域組織等により地区青少年ネットワークを組織し、異年齢間の子どもの交流等を推進

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲市青少年育成市民会議補助事業（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	青少年育成のための市民活動を支援
子ども安全対策事業（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	子どもの安全確保及び学校の安全管理や安全指導のより一層の充実を図る
子ども・若者総合支援事業（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	就業・修学など社会生活を営む上での困難を抱える子ども・若者とその家族に対し、総合相談窓口を開設するとともに専門機関・団体の連携による支援の円滑な実施を図る
奨学事業（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	勉学の意欲がありながら、経済的理由により大学、高等学校等での就学が困難な大学生
高野令一育成奨学事業（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	又は高校生等に対し、奨学金を貸与することにより、その就学を支援し、教育機会の均等を図る

2 お互いを思いやり、尊重しあうまちづくりの推進

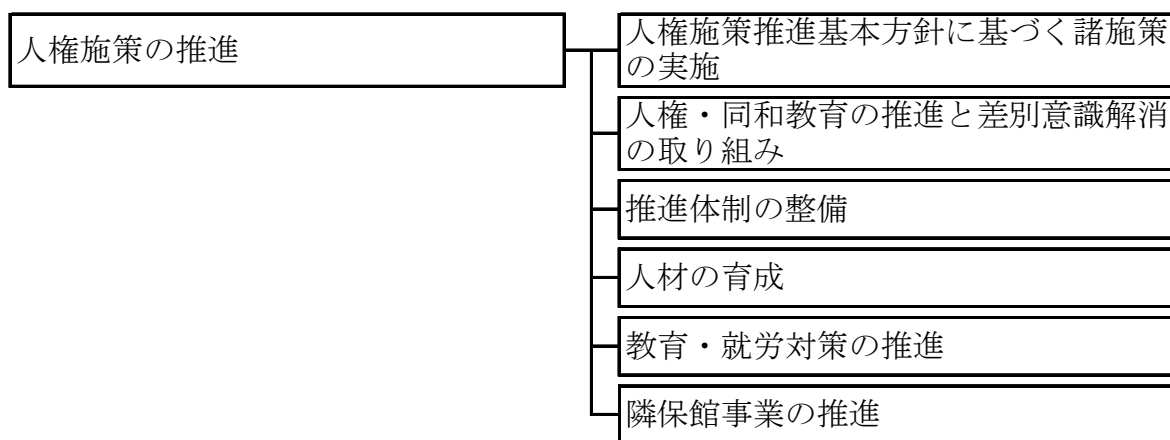
人権施策の推進

【基本方針】

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進は、地方自治体の責務であると同時に、市民一人ひとりに人権の意義や重要性を認識し、相手の立場に立って理解することができるような人権感覚が身につくことが必要です。

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根つき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造をめざして、これまで取り組んできた同和教育の成果を踏まえ、出雲市人権施策推進基本方針に基づき、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場において人権教育・啓発が普及・浸透するための取り組みを推進します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 人権施策推進基本方針に基づく諸施策の実施

平成19年度(2007)に策定し、平成24年度(2012)に見直しを行った「出雲市人権施策推進基本方針」に基づき、同和問題を柱としながら、あらゆる人権課題の解決を図るための施策を推進します。

(2) 人権・同和教育の推進と差別意識解消の取り組み

① 学校等における取り組み

保育所、幼稚園、学校では、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、

「差別の現実から学ぶ」基本姿勢のもと、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる幼児児童生徒を育成します。

ア) 教職員の人権意識の高揚と指導力の向上

各種研修会・指導資料の充実を図るとともに同和教育啓発指導員の学校訪問を実施し、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、管理職のリーダーシップのもと、人権・同和教育の推進体制を確立します。

イ) 「進路保障」への取り組み

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の学力向上を図るとともに、進路を阻む要因を取り除き、一人ひとりが豊かな自己実現を図っていくような総合的な取り組みを行います。

ウ) 計画的・効果的な同和問題学習の充実、人権学習の充実

子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。そして、同和問題学習や様々な人権課題に対する学習を計画的・効果的に実施し、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動につながる人権意識を高める取り組みを行います。

エ) 連携を大切にした指導の推進

保育所、幼稚園、小・中学校や高等学校等との連携のもと、発達段階に応じた人権・同和教育を系統的・計画的に実施します。また、人権・同和教育の推進に関し、保護者・地域・関係機関との連携を図ります。

オ) 啓発活動の推進

児童生徒の人権意識を高めるため、人権作文及びポスターコンクールの実施、人権作文・ポスター集「ひまわり」の作成等の啓発活動を行います。

② 地域における取り組み

市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解することができるような、人権感覚が十分身に付くことをめざし、幼児から高齢者にいたる生涯を通じた人権教育・啓発を推進します。

ア) 研修会・講演会の開催

差別は絶対にゆるされるものではないという認識を深め、差別をなくす行動をおこすことができるよう、研修会、講演会を開催します。

イ) 学習機会の充実

事業所、PTA、女性・高齢者団体、自治会、自主的な市民グループ等と連携し、学習活動を支援します。また、コミュニティセンター

での講座等を充実します。

ウ) 啓発活動の推進と情報の提供

啓発広報紙「みちしるべ」の発行、イベントの開催等を実施するとともに、多様な広報媒体を活用し、啓発活動を推進します。また、資料の作成、収集や啓発ビデオの充実等を行うとともに学習素材の提供を図ります。

(3) 推進体制の整備

市内の多様な団体が連携・協力して教育・啓発が推進されるよう、本市の同和問題解決のための推進母体である出雲市同和教育・啓発推進会議への支援を継続して行います。

また、地域においては、地区同和教育推進協議会に対し、同和教育・啓発の取り組みを支援していくとともに、学校、コミュニティセンター、PTAなどが連携し、地域をあげて一貫性のある取り組みを推進するため、同和教育研究指定事業を継続して実施します。

(4) 人材の育成

人権意識が市民の中に広がっていくためには、差別に気づき、指摘して正すことのできる市民や、学習活動、啓発活動の実践者が欠かせません。こうした人材を育成するため、実践化につながる体系的な研修会等を実施します。また、人権に特に関わりの深い市職員、教職員等が、地域においても人権尊重の視点に立ち、自ら実践者となるよう啓発に努めます。

(5) 教育・就労対策の推進

同和地区住民の就職の機会均等等を確保し、雇用の促進、職業の安定を図るため、関係機関と連携・協力し、雇用主に対し公正な採用選考や同和問題についての啓発を進めます。また、「教育集会所訪問研修会」の実施により同和地区住民の学習を促進するとともに、同和問題解決の中心的役割を担う市職員、教職員等の人権意識の高揚を促し、指導者、啓発者としての資質を高めます。

(6) 隣保館事業の推進

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施します。

そこで、地域住民の実態やニーズを十分に把握し、諸問題の解決にあたるとともに、地域住民の自立の支援を行う他、各種講座等に積極的な参加を促し、住民相互の理解と交流を深め、これらの活動を通じた啓発を推進します。

【数値目標】

○人権・同和教育の推進と差別意識解消の取り組み

各種研修会における参加人数

※出雲市同和教育啓発指導員を派遣する、地域や職場等における研修会の参加人数を指標とする。

出典：「出雲市同和教育啓発指導員各種研修会派遣状況」

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
開催数 144回 参加人数 4,455人	開催数 180回 参加人数 5,800人

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
人権施策推進基本方針に基づく諸施策の実施方針の見直し (総務部)	推進 完了	推進	推進	推進	推進	人権施策推進基本方針に基づく施策の推進方針の検証及び見直し
学校等の教職員研修の充実 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	各種研修会開催、同和教育啓発指導員学校訪問の実施
学校等における指導資料の充実 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	実践事例集、同和問題学習プログラムの実施
学校等における啓発活動の充実 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	人権作文・ポスターコンクールの実施
研修会・講演会の開催 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	各種研修会、講演会の開催
学習機会の充実 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	各種研修会等への講師派遣
啓発活動の推進と情報の提供 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	広報紙等の発行、学習資料の作成・収集
推進体制の整備 (総務部・教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	同和教育・啓発推進会議等への支援、研究指定事業の実施
人材の育成 (総務部・教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	人材育成のための研修会等の実施

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
教育・就労対策の推進 (総務部・教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	教育集会所訪問研修会の実施
隣保館事業の推進 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動の実施

男女共同参画の推進

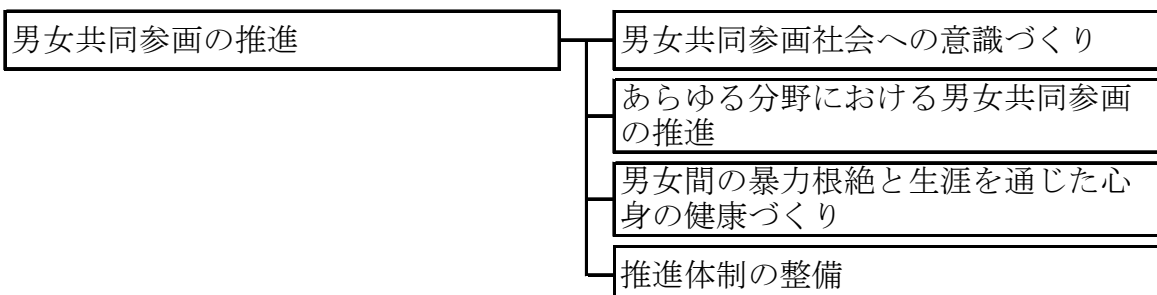
【基本方針】

家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取巻く環境が急速に変化している中、真に心豊かで活力ある出雲市を創っていくためには、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

男女共同参画社会の実現のためには、まず、地域・家庭・職場等において依然として残っている性別役割分担意識を解消することが必要であり、さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、男女共同参画社会を実現するための有機的な取り組みを行う必要があります。

また、社会問題として対応が急がれている男女間の暴力などについても、根絶に向けた啓発活動と相談体制の充実を図り、被害者への支援を行います。

【施策の体系】



【計画】

(1) 男女共同参画社会への意識づくり

市民を対象にした人権問題や男女共同参画についての講演会、講座等を充実するとともに、啓発紙の発行や市の広報、ホームページ等を活用し、多方

面から積極的な啓発活動を行います。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

① 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会への女性の参画を推進するとともに、各種団体、地区自治会等での役員体制において、男女が共に参画できるような地域環境をつくります。

② 家庭における男女共同参画の推進

家庭での固定的な役割分担意識をなくすため、引き続き、各種啓発活動を行うとともに、子育て・介護サービスの充実などにより、男女がともに家庭生活を担っていく環境づくりを進めます。

③ 地域における男女共同参画の推進

地域の拠点であるコミュニティセンター等での啓発事業の充実により、地域における男女共同参画を推進します。

また、安心安全な地域づくりを進めるため、防災対策において男女双方の視点による取り組みが行えるような意識啓発を図るとともに、消防団等の地域団体について、女性の参画を促進し、活動の充実と活性化を図ります。

④ 職場における男女共同参画の推進

家庭と仕事の両立支援のため、雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法制度の周知徹底を行い、経営者には企業の一般事業主行動計画の策定や県のしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定申請を働きかけます。

さらに、事業所にむけて、働きやすい職場となるための研修会等を開催し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進します。

また、農林水産業、商工業の自営業者等への支援として、研修機会や情報提供、女性の起業やグループ活動への支援、家族経営協定等の締結を引き続き促進します。

⑤ 教育現場における男女共同参画の推進

引き続き、教職員を対象とした研修による男女共同参画への意識の強化を図り、子どもの発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画に関する教育を推進し、自分も他者も大切にできる児童・生徒の育成を進めます。

⑥ 国際交流その他の分野における男女共同参画の推進

国際交流、環境、文化、観光、スポーツ、まちづくりなどの分野においても、企画立案から実施まで男女共同参画を推進し活動の活性化を図ります。

(3) 男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり

① 男女間のあらゆる形態の暴力根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）防止に関する研修・講座を開催し、暴力の根絶に向けた啓発活動を行います。特に若年層に対するデートDV防止啓発についての学習機会を設け、早期教育に取り組みます。

また、女性相談センターにおける相談体制の充実を図るとともに、本庁内に設けたDVワンストップ窓口を中心に、県や市の関係各課・関係機関と連携のもと被害者への支援に努めます。

② 性と生殖に関する互いの意思の尊重

妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重される取り組みを進めます。

(4) 推進体制の整備

① 行政における推進体制の整備

市執行部で構成される出雲市男女共同参画推進本部において、市全体で取り組む施策を推進する一方で、市民で構成される出雲市男女共同参画推進委員会での意見等を市の施策に反映させます。

男女共同参画拠点施設においては、市民への啓発や相談窓口としての機能充実を図ります。

また、災害時等に人権に配慮した取り組みが行われるよう、防災に関する施策の方針決定過程における女性の参画の拡大等に努め、すべての人々が心身ともに安全・安心に生活できるまちづくりや、男女共同参画の環境整備を推進します。

② 市民との連携体制の整備

地域や職場、教育現場における主体的な推進体制の整備を促進するとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携を深め、市全体で男女共同参画のまちづくりを総合的に推進します。

【数値目標】

○男女共同参画への意識づくり

性別による役割分担意識に否定的な人の割合

※「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、反対である、あまり好ましくないと思っている市民意識の割合。

出典：「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成24年5月実施）

現状値 (平成24年5月)	目標値 (平成28年度末)
66.1%	75%

○あらゆる分野における男女共同参画の推進

家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合

出典：「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成24年5月実施）

現状値 (平成24年5月)	目標値 (平成28年度末)
32.8%	35%

地域社会において男女が平等であると感じている人の割合

出典：「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成24年5月実施）

現状値 (平成24年5月)	目標値 (平成28年度末)
34.7%	40%

職場において男女が平等であると感じている人の割合

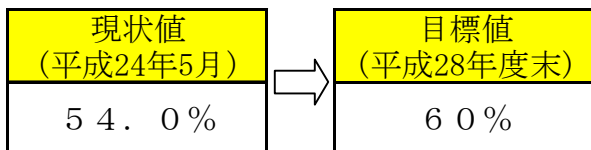
出典：「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成24年5月実施）

現状値 (平成24年5月)	目標値 (平成28年度末)
31.8%	35%

ワーク・ライフ・バランスの認知度

※「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について、言葉も内容も知っている、言葉は聞いたことがあるが内容は知らないといった市民意識の割合。

出典：「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成24年5月実施）



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
男女共同参画のまちづくり推進事業（文化環境部）	継続	継続	継続	継続	継続	各種男女共同参画・DV防止啓発事業等の実施
男女共同参画センター管理運営費（文化環境部）	継続	継続	継続	継続	継続	男女共同参画センター管理運営
女性相談センター事業（文化環境部）	継続	継続	継続	継続	継続	女性相談業務の実施
働く婦人の家管理運営（文化環境部）	継続	継続	継続	継続	継続	平田ふれんどりーハウス、多伎女性研修館の管理運営

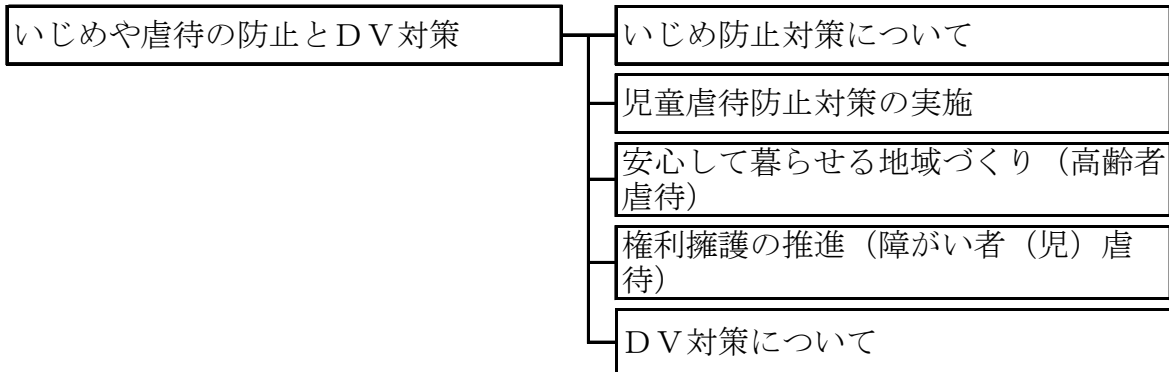
いじめや虐待の防止とDV対策

【基本方針】

少子化、高齢化に加え、人口減少社会を迎え、今までの社会構造が大きく変化する中、心豊かで活力ある出雲市を創っていくためには、お互いを思いやり尊重しあうまちづくりを推進していくことが必要です。

小中学校におけるいじめや、児童・障がい者（児）・高齢者への虐待、男女間の暴力など、社会問題となっている様々な問題について、早期発見、早期対応ができるよう人権教育、啓発活動、相談体制の充実を図ります。

【施策の体系】



【計画】

（１）いじめ防止対策について

本市の小中学校に、スクールカウンセラーや心理相談員、スクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒及び保護者の支援を行います。また、フレンドシップ事業やアンケートQUの実施を通して、よりよい人間関係を築くことができる集団づくりを進めるとともに、生徒指導上の課題についての未然防止に努め、早期発見、早期対応していきます。

（２）児童虐待防止対策の実施

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。

また、早期発見が重要である児童虐待について、住民の通告が果たす役割は大きなものがあることから、児童虐待の疑いを察知した場合の積極的な通告をうながすため、通告の意義や通告義務があることなど、必要な広報・啓発活動に取り組みます。

（３）安心して暮らせる地域づくり（高齢者虐待）

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活していくことを支援していくため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援を継続的、包括的に提供できるよう、関係機関との連携を図り「地域包括ケアシステム」の確立をめざします。

増加傾向にある認知症高齢者が、尊厳が守られ豊かな生活を送ることができるよう、市民の認知症に対する理解を深めたり、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。

高齢者虐待の予防、成年後見制度の活用などにより、高齢者の権利擁護に努めます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にあるなかで、①老老介護支援事業②外出支援事業③緊急通報システム事業④高齢者福祉タクシー事業などにより、高齢者が安心して生活できるよう支援していきます。

高齢者の総合相談・介護予防ケアマネジメント・権利擁護などを支援するために、高齢者あんしん支援センター（地域包括支援センター）の機能の充実を図ります。

(4) 権利擁護の推進（障がい者（児）虐待）

障がい者の人権を守るために、障がい者虐待防止センター機能の充実や、障がい者虐待についての啓発を行い、障がい者虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の活用を図ります。

(5) DV対策について

DV（ドメスティック・バイオレンス）防止に関する研修・講座を開催し、暴力の根絶に向けた啓発活動を行います。特に若年層に対するデートDV防止啓発についての学習機会を設け、早期教育に取り組みます。

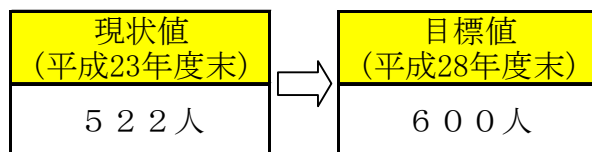
また、女性相談センターにおける相談体制の充実を図るとともに、本庁内に設けたDVワンストップ窓口を中心に、県や市の関係各課・関係機関と連携のもと被害者への支援に努めます。

【数値目標】

○DV対策について

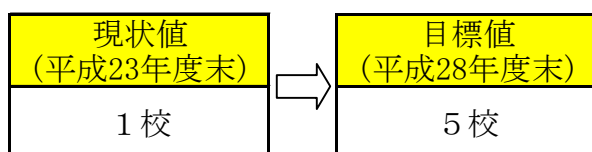
DV防止講座受講者数（年間）

出典：第3次「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」（平成24年～28年）数値目標



中学・高校デートDV防止出前講座実施校数（年間）

出典：第3次「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」（平成24年～28年）数値目標



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
児童相談事業 (健康福祉部)	推進	推進	推進	推進	推進	児童相談窓口の設置し、児童虐待や要支援児童を含む要保護児童等相談を実施
要保護児童対策地域協議会の事業（健康福祉部）	推進	推進	推進	推進	推進	関係機関との連携強化により、虐待防止と早期発見・対応を促進
女性相談センター事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	女性相談業務の実施

3 生きる力と夢を育む教育体制の充実

教育行政の充実

【基本方針】

本市においては、地方分権時代にふさわしい教育行政制度のあり方について検討を進め、「社会教育部門の市長部局への移管(補助執行)」や「地域学校運営理事会(コミュニティ・スクール)の指定」などの取り組みを実践してきました。

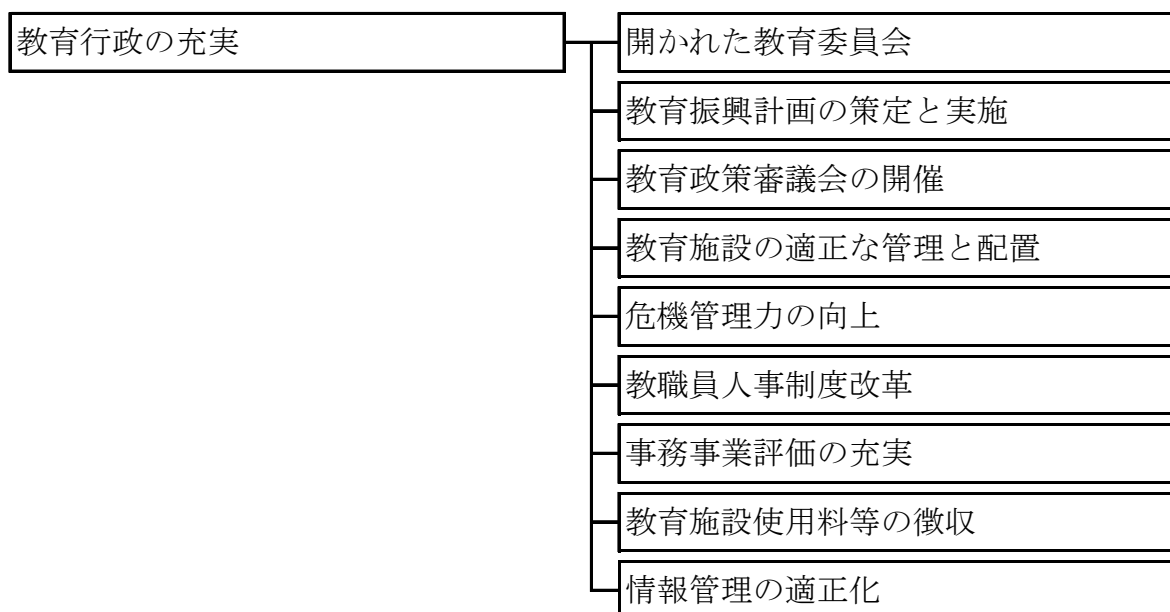
また、開かれた教育行政を推進するため、情報公開に努めるとともに、広聴機能の充実も図り、透明性の高い教育行政を進めてきました。

このような中、平成22年度(2010)に第2期出雲市教育政策審議会から「小中学校及び幼稚園の適正規模等について」の答申があり、これを受けて平成24年(2012)9月28日に「出雲市立小中学校再編方針」及び「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針」を策定しました。今後は、この方針により、小学校や中学校、幼稚園の再編に取り組むとともに、認定子ども園化の検討も進めます。

一方、常設の審議機関である第3期出雲市教育政策審議会からの答申を待ち、教育改革をはじめ教育政策の羅針盤となる第2期出雲市教育振興計画を策定し、実施します。

さらに、県費負担教職員の人事権移譲に向けた取り組みや、教育施設使用料の検討も進め、教育行政の充実を図ります。

【施策の体系】



【計画】

（１）開かれた教育委員会

教育委員一人ひとりの一層の資質向上を図るため、研修会や各種会議等へ積極的に参加するとともに自己研鑽に努めます。また、小中学校をはじめとする教育施設を訪問し、教育現場の実情を把握するとともに、学校関係者や各種団体との懇談会を開催し、主体的かつ積極的な教育行政を実施します。

（２）教育振興計画の策定と実施

国の第２期教育振興基本計画を基本に、新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」の趣旨に沿って、本市の地域性や実情を考慮した実効性のある「第２期出雲市教育振興計画」を策定します。そして、この計画をもとに、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に展開します。

（３）教育政策審議会の開催

子どもたちのより良い教育環境の実現をめざし、地域学校運営理事会の理事や学識経験者等、多様な市民代表による審議・提言機関である「出雲市教育政策審議会」を引き続き設置し、総合的な観点からの意見・提言等をいただき、教育行政施策に的確かつ迅速に反映させます。

（４）教育施設の適正な管理と配置

① 小中学校の再編

出雲市立小中学校再編方針に基づき、できる限り適正規模校化（小学校では12～18クラス、中学校では6～18クラス）を図ることで、子どもたちにより望ましい教育環境を整備していきます。

② 幼稚園の再編と認定子ども園の検討

市立幼稚園は、園児数の減少に伴い、小規模な幼稚園が増えており、混合学級を編制する幼稚園も増加しています。こうした幼稚園では、教育面において「集団生活で培われる望ましい幼児教育」に支障がでかねない状況にあります。

そこで、幼稚園を再編し、適正規模園化を図っていく必要がありますが、その際には認定子ども園化も含めた検討を行います。

③ 出雲科学館のあり方の検討

出雲科学館は、開館から10年を迎えたことから、今日までの出雲科学館の理科学習事業、生涯学習事業及び管理運営について点検・評価を行い、今後の出雲科学館のあり方について検討し、科学館事業の充実と効果的・効率的な運営を図ります。

(5) 危機管理力の向上

① 学校安全計画の充実

学校の施設・設備の安全点検や幼児児童生徒の学校生活等における安全指導等に関する総合的な計画である学校安全計画を充実させ、けがやプールでの事故、不審者侵入や暴力行為による加害行為、火災、集中豪雨、地震等の災害発生等により幼児児童生徒に生ずる危険を防止し、かつ適切な対処ができるよう、学校施設・設備や管理運営体制の充実を図ります。

② 危機管理体制の確立

学校及びその他の教育施設における危機等発生時において教職員及び事務局職員が適切に対処するため、危機等発生時対処要領準則を作成し、これを随時見直し、実効性を確立します。

(6) 教職員人事制度改革

県費負担教職員については、人事権は県教育委員会が、服務監督権は市町村教育委員会が有するという二重行政になっています。人事権を県から義務教育学校の設置者である市町村へ移譲することによって、真に責任ある市町村教育行政の確立が図られるものと考えています。

したがって、大阪府豊能地区教職員人事協議会の事例等を参考に、引き続き県へ人事権の移譲を求めていきます。

(7) 事務事業評価の充実

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会が毎年行う「教育委員会の事務の管理執行状況の点検・評価」について、平成24年度(2012)分から、自己評価に加えて、有識者評価を実施します。そして、その評価結果を踏まえ、翌年度以降の事務事業を必要に応じ見直していきます。

(8) 教育施設使用料等の徴収

小中学校、出雲科学館などの教育施設の使用料については、受益者負担の公平性の観点やコスト管理に基づいた収入の適正化を進めるため、その使用料の徴収について検討を行います。

(9) 情報管理の適正化

① 個人情報保護の徹底と電算システムの適正な運用

小中学校における学校情報資産を適正に運用・管理するため「出雲市立小中学校情報セキュリティ基準」の遵守を徹底するとともに、個人情報保護と電算システムの適正な運用を行います。

② 学校ICTシステム「いずもオロチネット」の見直し

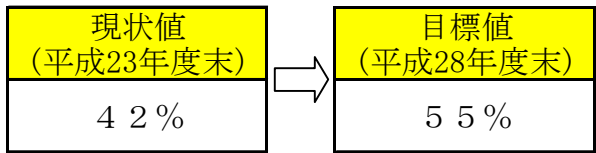
市内小中学校と教育委員会を繋ぎ、教育・校務に関して運用している学校ICTシステム「いずもオロチネット」を、より合理的で運用しやすいものとするため、システムの見直しを行います。

【数値目標】

○教育行政の充実

市民満足度調査「教育行政」の「満足度」

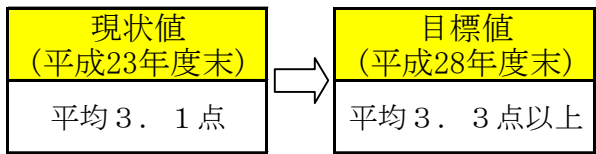
※幼児教育（幼稚園）、義務教育（小中学校）の充実についての住民満足度（「満足」+「やや満足」の割合）。



○事務事業評価の充実

管理執行状況の有識者評価の平均点

※平成24年度の「教育委員会の事務の管理執行状況の点検・評価」から、出雲市教育政策審議会委員による有識者評価を実施します。評価対象事務事業について、4点満点で評価を行います。



【主要事業】

事業名 (担当部局/事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
第2期教育振興計画の策定と実施 (教育委員会)	検討	策定	推進	推進	推進	第2期教育振興計画の策定と実施
小中学校の再編 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	小中学校の適正規模化に向けた取り組みの推進
幼稚園の再編と認定子ども園化等の検討 (教育委員会)	検討	検討	策定	推進	推進	幼稚園の適正規模化と認定子ども園化に向けた取り組みの推進

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
出雲科学館のあり方の検討（教育委員会）	検討	検討	策定	推進	推進	今後の出雲科学館のあり方の検討・実施
教育施設使用料等の徴収（教育委員会）	検討	検討	策定	着手	推進	学校、科学館その他教育施設の使用料徴収の検討
学校ICTシステム「いずもオロチネット」の見直し（教育委員会）	検討	検討	策定	推進	推進	学校ICTシステムの見直しの検討・実施

幼児教育の充実

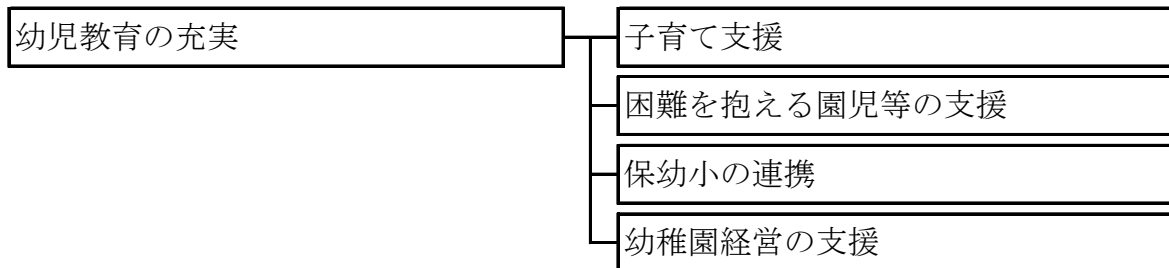
【基本方針】

幼児期は、その時期にふさわしい生活や遊びを通して、心情、意欲、基本的な生活習慣、知的な発達、創造性や社会性など、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

しかしながら、人口減少、高齢化、少子化、核家族化、都市化などの社会の変化を背景とし、近年、子どもたちの基本的な生活習慣やしつけの欠如、コミュニケーション能力や様々な社会体験・自然体験の不足などの問題が指摘されています。そのため、家庭教育を中心に据えた幼児期における教育を充実させ、地域社会とも連携しながら、幼児の健全な育ちを支えていく必要があります。

一方、園児数が毎年減少している中で、幼稚園のあり方については、抜本的に見直すことが喫緊の課題となっています。魅力ある幼稚園の復活をめざし、幼稚園の再編と認定子ども園化を中心とした幼児教育の再構築を検討します。

【施策の体系】



【計画】

(1) 子育て支援

① 預かり保育の実施

ア) 通常預かり保育事業

保護者や家族の病気、看護・介護・育児疲れの解消、断続的勤務及び短時間勤務等により、園児を一時的に幼稚園の教育時間以外で保育する預かり保育事業を、地域の実情に応じて実施します。

イ) 保育機能を付加する預かり保育事業

保育所のない地域や保育所の待機児童がある地域などにおいて、幼児を預け安心して就労できる環境づくりを進めるため、幼稚園の教育時間外に、保育機能を付加した長時間預かり保育事業を実施します。

(2) 困難を抱える園児等の支援

① 幼児通級指導教室の充実

今市幼稚園に設置している「幼児通級指導教室」において、専任の幼稚園教員や教育相談員を配置し、言葉や聞こえ、情緒等に課題のある就学前の幼児に対し、発達を促す個別の指導や相談を行います。

② 幼稚園ヘルパー、特別支援補助教諭の配置

特別な支援を要する幼児が所属する学級には、担任教員に加えて、給食時の介助などを行う幼稚園ヘルパーや保育の補助を行う特別支援補助教諭を配置し、該当児の障がいの状態や発達の状況等に応じたきめ細かな教育・保育を行います。

③ 児童虐待の防止

幼児の日常観察に努め、虐待が疑われる場合は、出雲市要保護児童対策協議会（児童福祉、教育、医療、人権など市内の関係機関・団体で構成）と連携し、速やかに市の相談窓口や出雲児童相談所へ相談又は通告し、虐待の未然防止や解決に努めます。

(3) 保幼小の連携

① 保幼と小の連携による適切な接続をめざす保幼小連携

就学前教育と小学校教育との接続が円滑に行われていないことなどを原因とする、いわゆる「小1プロブレム」などの問題があります。

そこで、保育所・幼稚園から小学校に入学する際の子どもにとっての戸惑いや段差を少なくするため、保育士並びに幼稚園及び小学校教員相互の連携・協力体制を整えるとともに、保育所・幼稚園と小学校との交流などを推進します。

(4) 幼稚園経営の支援

① 幼児教育指導員の配置

幼稚園における幼児教育資質の向上を図るため、教育委員会に幼児教育指導員を配置し、指導、研修、相談業務等の充実を図ります。

② 幼稚園運営協議会の指定

小中学校で指定している地域学校運営理事会の幼稚園版である幼稚園運営協議会を新たに指定し、園情報の積極的な公開の下、幼稚園と保護者、地域団体、小学校、有識者等が一体となり、幼稚園経営方針の承認、幼稚園の運営・教職員の人事に対する意見具申、幼稚園の関係者評価等の幼稚園経営を主体的に行い、地域に信頼され、魅力ある幼稚園づくりをめざします。

③ 私立幼稚園就園奨励費・事業費の補助

私立幼稚園の設置者が保育料等の減免を行う場合は、設置者に対して就園奨励費を交付します。また、私立幼稚園が行う、特別支援教育の充実や地域に根ざした魅力ある幼稚園づくり、子育て相談などの事業費の一部を助成します。

【数値目標】

○子育て支援

幼稚園入園率及び充足率

※市内の該当児数（3～5歳児）に対する市立幼稚園入園児数の割合（上段数値）及び定員に対する充足率（下段カッコ内数値）

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
33.6% (42.0%)	33.6% (42.0%)

幼稚園保育料滞納率

※幼稚園保育料の収入調定額に対する未納額の割合

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
1.3%	1.0%

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
通常預かり保育事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	一時的な保育需要に対応した 預かり保育の実施
保育機能を付加する預か り保育事業(教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	地域事情を考慮し、保育機能 を付加した型の長時間預かり 保育を実施
幼児通級指導教室運営事 業(教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	専任の幼稚園教員、教育相談 員の配置と小学校への補助員 配置による指導・相談の実施

義務教育の充実

【基本方針】

未来の出雲を担う児童生徒がたくましく伸び伸びと育っていくことは、市民すべての願いですが、児童生徒をめぐる教育環境は、必ずしも十分なものではなく、早急な問題解決が求められる事象も多く存在します。

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の充実は、学校教育に課せられた責務であり、これらの問題を解決するため、学校だけでなく、家庭や地域と連携した教育を推進するとともに、学校と幼稚園・保育所等が一層連携を強化し、一人ひとりの適性或資質を大切に、その可能性を伸ばしていきます。

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や障がいのある児童生徒の多様化・重複化・重度化に対しては、きめ細かく対応し、児童生徒一人ひとりを大切にする特別支援教育の充実を図ります。

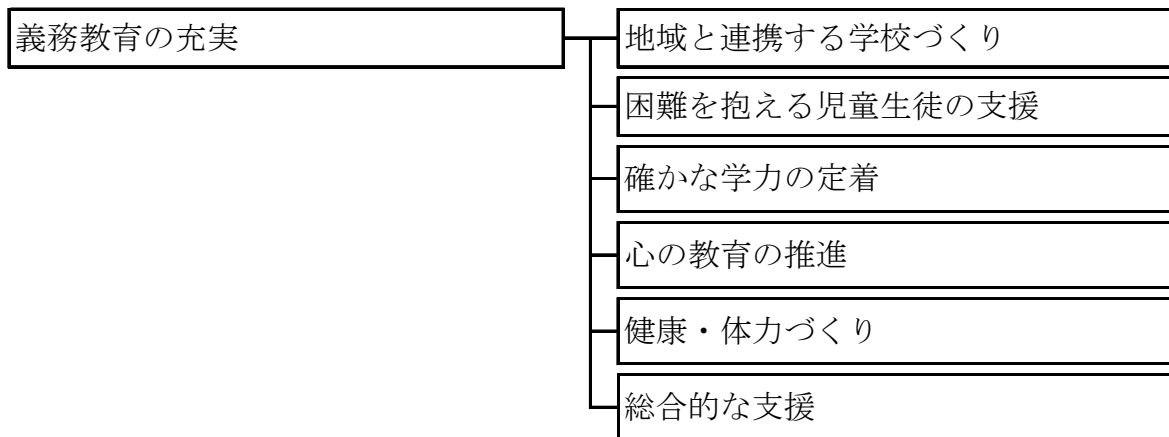
また、いじめ・不登校・問題行動等、生徒指導上の問題の解決も、学校の喫緊の課題となっています。このため、児童生徒が自らの力でたくましく生きる力を身につけるため、学校と関係機関等が連携した支援体制の充実・強化を図るとともに、これらの未然の防止に努めます。加えて、近年、数多くの転入がある外国籍児童生徒に対する教育支援にも努めていきます。

出雲科学館において、小中学校理科学習の更なる充実を図るとともに、小学校低学年児童や幼稚園児を対象とした「理科体験学習」について検討し、実施

します。

さらに、学校を物心両面で支えていく学校の支援体制の整備にも努めていきます。

【施策の体系】



【計画】

(1) 地域と連携する学校づくり

① 地域学校運営理事会（コミュニティ・スクール）の充実

家庭・地域・学校の三者協働による教育体制づくりを推進し、保護者や地域住民が学校運営に直接参画・協働する地域学校運営理事会の一層の充実を図り、地域に開かれた、信頼される学校づくりを進めます。

② ふるさと「出雲」を愛する児童生徒の育成

児童生徒が、ふるさと出雲の素晴らしさを、地域の人々とのふれあいや自然・文化等から学び取っていく体験学習を充実させ、先人の知恵や現代の技術、ふるさとの自然や文化等に触れ、おもてなしの心を育成することができるよう、ふるさと学習を充実します。

また、地元企業等と連携して取り組んできた職場体験学習などを通して、ふるさと「出雲」を愛し、誇りを持つ児童生徒の育成に向け、望ましい勤労観や職業観の育成を図り、「人間関係調整能力」や「意思決定能力」など21世紀社会をたくましく生きぬく能力を育んでいきます。

③ 小中連携の推進

小中連携により、小中を見通した指導観・学力観に基づく継続的指導による学力の向上をめざすとともに、学習環境が変わることへの児童生徒の心理的不安の低減を図り、児童生徒自身が自らの力で新しい環境の中でたくましく生き抜く力を育成します。

なお、取り組みにあたっては、高等学校等との連絡を密にしていきます。

④ 地域と連携した通学路の安全確保

通学路における児童生徒の安全を確保するため、学校における交通安全教育の推進、保護者・地域との連携による交通安全の推進、交通安全施設等の整備について関係部署・機関等と協力し、進めます。

(2) 困難を抱える児童生徒の支援

① 特別支援教育

ア) 特別支援教育指導員、心理相談員の配置

障がいのある幼児児童生徒やその保護者への援助を一層推進するため、特別支援教育指導員、心理相談員を配置するとともに、医療・福祉機関、特別支援学校等との連携を深め、教育相談の充実を図ります。

イ) 特別支援教育推進委員会の充実

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行うため、大学教授、医師、教員等で構成する特別支援教育推進委員会による巡回相談（わくわく相談会）を通して、校内支援委員会に対し校内支援体制、授業改善等について専門的意見の提示や助言を行います。

ウ) 出雲市就学指導委員会の充実

定期的に就学指導委員会を開催し、幼児児童生徒一人ひとりの適切な就学のあり方について具体的に審議し、よりよい就学の方向についての指導と助言を行います。

エ) 通級による指導の充実

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、各教科の指導は通常の学級で行いつつ、障がいの程度に応じ学級外で随時行う通級による指導の充実を図ります。

オ) 院内学級の設置

慢性疾患等で入院期間中であっても、その病状や学年段階に応じて教育が受けられるよう、引き続き小学校及び中学校の院内学級を設置します。

カ) 「出雲市子ども支援ファイル」の作成と活用

発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて関係機関と連携し、長期的な見通しをもった支援を行うため、「出雲市子ども支援ファイル」を保護者の同意のもとに作成し、一人ひとりの個性に応じた適切な支援を行います。

キ) インクルーシブ教育の研究

障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みについて、研究を進めます。

② 情緒障がい児等発達支援事業

情緒障がい児等の教育に関して、医療や心理の専門家により教員を支援するとともに、個別の発達支援プログラムを作成して療育指導を実施する場合の経費を補助します。

③ スクールヘルパー事業

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、各学校の実態に応じて特別支援教育補助者及び特別支援介助者を配置し、それぞれの児童生徒に応じたきめ細かな教育に努めます。

④ いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等の対策

いじめ・問題行動・児童虐待等に対しては、心理相談員やスクールソーシャルワーカーを配置して児童生徒及び保護者の支援を行うとともに、フレンドシップ事業やアンケートQUを実施し未然防止に努めます。

また、不登校児童生徒支援のため、適応指導教室の設置、不登校対策指導員及び児童生徒支援調整員の配置を行い、粘り強く学校復帰を促します。

⑤ 日本語指導の充実

帰国・外国籍児童生徒支援のため、日本語指導員又は日本語指導補助員を配置し、それぞれの児童生徒にあったきめ細かな教育に努めます。

⑥ 就学援助制度

ア) 就学援助事業

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助事業を実施します。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対しても、経済的な負担を軽減するため就学奨励事業を実施します。

イ) 特別支援学校就学奨励金

本市在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒の保護者に対し、引き続き就学奨励金を交付することで、負担を軽減し、就学を奨励します。

(3) 確かな学力の定着

① 学力向上の推進

児童生徒の基礎的・基本的な学力の総合的な把握と教員の指導力の向上を目的に、国、県と連携して学力調査を実施し、「確かな学力」の定着と向上に努めます。また、土曜日に、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒の自主学習を支援するウィークエンドスクールを開催し、学習習慣

の定着を図ります。

② 総合的な学習の推進

変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるために、宿泊体験学習や勤労体験学習等に対して支援を行い、心豊かでたくましい児童の育成を図ります。

③ 環境教育の推進

出雲科学館の活用や地域の自治会、NPO法人との協働により、環境問題を身近な問題として考え、その解決のための実践化を図る「環境学習」や「環境美化活動」を支援します。

④ 国際理解教育の推進

小学校段階から国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を培うとともに、コミュニケーション能力や表現力などの向上を図るため、小学校には、全ての外国語活動に英語指導助手（AET）を、中学校には、英語授業に週1回外国語指導助手（ALT）を派遣します。

⑤ 学校図書館を生かした教育の推進

全ての小中学校に読書ヘルパーを配置して、司書教諭等の補助を行うとともに、学校図書館支援センター（出雲中央図書館内）と連携しながら、読書活動の推進と学校図書館の活用促進を図ります。

⑥ 出雲科学館における理科学習の充実

出雲科学館において、高度でかつ豊富な装置、機器を使った独創的な体験・実験を中心とした小中学校理科授業を引き続き実施します。

また、小学校低学年児童や幼稚園児を対象に、身近なものを使った実験やものづくり、自然観察などの「理科体験学習」を実施し、小学校3年生からの理科学習への円滑な移行を図ります。

（4）心の教育の推進

① 生命（いのち）を考える教育の充実

青少年の非行・被害防止全国強調月間を含む6・7月と全国子ども・若者育成支援強調月間の11月に市内の小中学校が一斉に取り組む「生命（いのち）を考える教育」の集中期間を設け、生命（いのち）の尊さや人権尊重をテーマに、保護者、地域の皆さんとともに考える取り組みを行います。

② 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、道徳教育の一層の充実に努め、他人を思いやる心や規範意識等の道徳性を身に付ける教育の充実に努め、豊かな人間性の育成に努めます。

(5) 健康・体づくり

① 食育の推進

食育担当指導主事を置き、学校給食における、安全・安心でおいしい学校給食づくりに努めるとともに、各学校における食育の推進に取り組みます。

② 体力増強

バランスのとれた食事を摂る指導や、規則正しい生活リズムの定着についての指導の充実を図るとともに、児童生徒が「適度な運動」をする時間を継続的に設定することで体力増強を図ります。

また、国県との連携のもと、各学校が取り組む体づくりを支援します。

③ 学校保健の推進

児童生徒が健康で安全に学校生活を営むことができるよう、学校保健安全法に基づき、児童生徒や教職員の健康診断を実施するとともに、学校衛生検査等学校環境にかかる検査を実施します。

また、出雲医師会学校医部会、出雲市学校保健会等に対して、学校保健の課題についての研究の実施や、緊密なる連携・協調による学校保健の向上・推進を図るため、その運営費を助成します。

(6) 総合的な支援

① 学校支援体制の充実

教職員の服務・人事等に係る事務、教育課程の編成や教育活動、教育事業の推進及び生徒指導、特別支援教育、人権・同和教育等の推進を図るため、指導主事を配置します。

また、いじめ・不登校・問題行動等、学校が抱える生徒指導上の問題に対して、地域と学校が連携して問題解決を図るため、児童生徒、保護者、地域住民の相談窓口である地域教育相談員(仮称)の配置を検討します。

更に、教員及び学校事務職員の事務負担の軽減を図るなどし、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、小中学校の教育推進体制を強化します。

また、市内小中学校を地域別に分け、6つの「学校事務支援グループ」を設置し、事務量の平準化や事務職員の資質向上を図ります。

② 児童生徒の体育・文化活動等への支援

小中学校における体育・文化活動等を推進することで、心身共に豊かな児童生徒を育成します。そのため、児童生徒の健全な育成を図ることを目的に開催される競技会、音楽会等の開催についての助成を行います。

③ 教材備品等の整備

小中学校において、児童生徒の学習の充実を図るため、必要な教材備品等を整備します。

④ 学校教育用バスの運行

教育上必要な小中学校での校外活動において、児童生徒等の送迎手段として学校教育用バスを引き続き運行します。

⑤ 大会派遣費補助

スポーツ活動及び文化活動の振興と、個性的で活力ある青少年の育成を図るため、部活動として児童生徒を派遣する団体に対して、大会派遣費用を補助します。

⑥ 遠距離通学費の助成・スクールバスの運行

遠距離通学対策として、遠距離通学をする児童生徒のためスクールバスを運行します。また、路線バス等により遠距離通学をする児童生徒の保護者に対して、通学費を補助します。

【数値目標】

○ 困難を抱える児童生徒の支援

不登校発生率

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
1.6%		1.3%

不登校児童生徒の学校復帰率

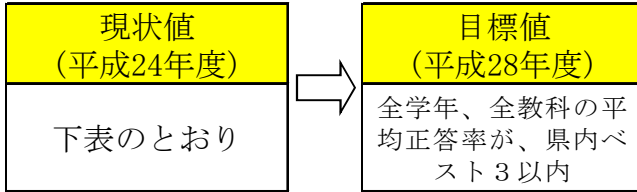
現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
35%		40%

問題行動発生率

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
2%		1.5%

○確かな学力の定着

県学力調査平均値の県内順位



	国語	算数/数学	理科	社会	英語	
小学校4年	2位	7位	—	—	—	
小学校5年	2位	5位	3位	2位	—	
小学校6年	2位	3位	4位	5位	—	
中学校1年	1位	1位	1位	3位	—	
中学校2年	2位	1位	2位	1位	2位	1位
中学校3年	2位	1位	2位	4位	3位	1位

※中2・中3の社会科は、左が新学習指導要領・右が旧学習指導要領

【数値目標】

事業名 (担当部局/事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域学校運営理事会推進事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	地域学校運営理事会制度の活性化、学校支援・地域活性化の推進
小中連携推進事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	小中連携の研究・推進
特別支援教育推進委員会の取り組み (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	特別支援教育推進委員会の開催と巡回相談
スクールヘルパー事業 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	各校の実態に基づいて特別支援教育補助者、特別支援介助者を配置

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
適応指導教室運営事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	不登校対策のための適応指導教室の相互連携、サポートネットワークの整備
不登校対策事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	児童生徒支援調整員、不登校対策指導員、心理相談員による不登校児童生徒への支援
スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育委員会)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	スクールソーシャルワーカーの児童生徒、保護者等への支援といじめ等の未然防止を目的としたアンケートQ Uの実施
学力調査実施事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	総合的な学力の把握とその分析による指導方法の改善
ウィークエンドスクール事業（教育委員会）	推進	推進	推進	推進	推進	土曜日に学習指導を希望する児童生徒に対する学習の機会の提供
読書ヘルパー事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	市立図書館と学校が連携して、子どもたちの読書活動を推進
科学館理科学習事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	児童生徒の科学館での理科学習の実施
低学年児童「理科体験学習」事業（教育委員会）		検討	着手	推進	推進	低学年児童を対象に「理科体験学習」を検討、実施
幼稚園児「理科体験」事業（教育委員会）		検討	着手	推進	推進	幼稚園児を対象に「理科体験」を検討、実施
就学援助事業 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	要保護・準要保護児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行なう
遠距離通学対策事業 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	スクールバスの運行 遠距離通学児童生徒通学費補助金の交付

学校給食の充実

【基本方針】

食への関心が高まる中、学校給食の果たすべき役割は、極めて重要となっています。「安全・安心でおいしい給食」を提供することを基本に、栄養のバランスがとれた給食、地元産食材を使用した給食、食育につながる給食など、子どもたちに魅力ある学校給食の提供に努めます。

また、給食を安定的に提供するため、安全で衛生的な給食施設・設備を維持するとともに、効率的な給食運営体制の構築を図り、より良い学校給食をめざします。

【施策の体系】

学校給食の充実

安全・安心でおいしい学校給食

【計画】

(1) 安全・安心でおいしい学校給食

① 食育・地産地消の推進

地元産食材の活用は、給食の安全・安心を図るうえで重要であるとともに、子どもたちが地域への愛着や感謝の心を涵養するための教材となることから、給食の地産地消を促進します。また、学校給食を活用した食育指導（栄養教諭等による食に関する指導、給食時の指導、親子調理教室等）の充実を図ります。

地場食材の活用にあたっては、需要と供給のバランスが重要なことから、関係団体や関係課で構成する「学校給食地産地消推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、密接な情報交換を図っていきます。

② 給食施設・衛生管理の充実

長期的な視野に立ち、給食施設設備・機器の計画的な修繕や更新に努め、適切な維持管理を行います。

また、「学校給食衛生管理基準」に基づき給食調理場内のドライ化及び調理作業のドライ運用化を進め、衛生管理の徹底を一層図ります。

③ アレルギー対応給食の推進

食物アレルギーのある園児児童生徒に対する学校給食の提供にあたっては、「アレルギー対応給食ガイドライン」を策定し、保護者や学校・医師等と十分な連携を図り、給食施設・設備等に応じて可能な限り除去・代

替給食の提供に努めます。

④ 給食費統一と収納体制の強化

市内全地域の学校給食費の統一により、保護者負担の均衡を図るとともに、学校給食費の収納体制を強化し、学校給食の安定運営に努めます。

⑤ 調理業務の民間委託化

市行財政改革大綱・推進計画及び市財政計画に基づき、民間の技術力やコスト意識、柔軟性を活用した、より合理的で効率的な給食運営を図るため、調理業務部門の民間委託化を検討します。

【数値目標】

○学校給食の充実

学校給食における地元産食材使用割合

※上段：食品数ベース、下段：重量ベース

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
35.1%	40%
72.3%	75%

学校給食の残菜量・率

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
121トン・7%	110トン・6%

学校給食費収納率（金額ベース）

現状値 (平成23年度末)	目標値 (平成28年度末)
99.6%	99.7%

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
食育・地産地消推進 (教育委員会)	継続	推進	推進	推進	推進	学校給食の食育推進 給食食材への地元産食材活用
アレルギー対応給食 (教育委員会)	継続	策定 推進	推進	推進	推進	「アレルギー対応給食実施ガイドライン」策定と対応給食 (除去・代替)の提供
旧給食施設解体撤去事業 (教育委員会)	検討	着手	完了			旧大社給食センターの解体撤去工事
給食費統一と収納体制の強化 (教育委員会)	検討	着手	推進	推進	推進	全市の給食費(保護者負担)統一と収納体制の強化
調理業務の民間委託化 (教育委員会)	検討	検討	策定	着手	推進	調理業務の民間委託化年次計画策定と委託化の推進

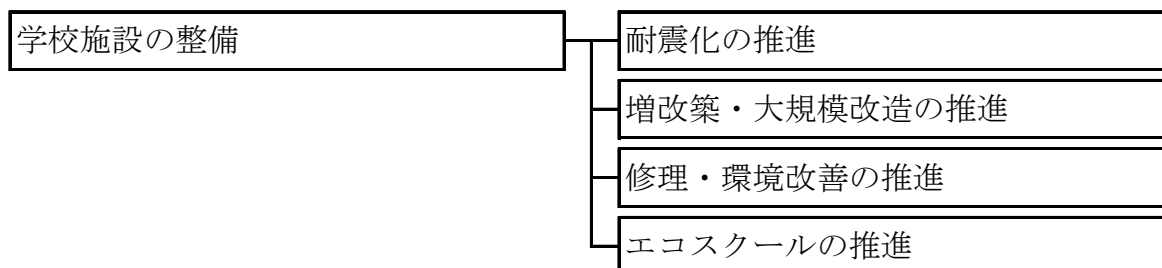
学校施設の整備

【基本方針】

平成24年(2012)3月に策定した「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画」に基づき、学校施設(小学校、中学校、幼稚園)の耐震化対策、老朽改築・増築・大規模改造等を実施し、学校教育環境の改善を図ります。

また、学校施設の長寿命化、管理経費の縮減を図るための対策を重視し、省エネルギー化、バリアフリー化、安全対策、地域防災対応に配慮した学校施設づくり、教育環境整備を推進します。

【施策の体系】



【計画】**(1) 耐震化の推進**

平成24年(2012)3月末で、耐震化対策が必要な学校施設は、小学校が42棟(うち木造3棟)、中学校が18棟、幼稚園が6棟の計66棟あります。

本市では、耐震化対策が必要な学校施設が多く、この中には、老朽化のため、改築すべき建物も含まれます。このため、学校施設の耐震化対策は、最優先の課題として取り組むものとし、構造耐震指標(Is値)0.6未満の建物について、耐震補強工事又は耐震改築工事を実施します。

耐震補強工事は、概ねIs値が0.5未満の施設は、平成27年度(2015)末までに実施し、Is値0.5以上0.6未満の施設は、平成33年度(2021)までに完了することをめざします。

(2) 増改築・大規模改造の推進

老朽化の著しい学校施設について、増改築や大規模改造事業の導入により、良好な教育環境の確保を図ります。事業にあたっては、建物の長寿命化、省エネルギー化、バリアフリー化、安全対策、地域防災対応に配慮した整備を行います。

特に、耐力度調査の結果、危険改築の方向が明確になっている施設、耐震対策が必要でありながら、児童生徒の急増により著しく狭隘となっている施設及び建設後の経過年数が長く老朽化が著しい施設については、増改築事業を実施します。

また、地元合意のもと、学校再編を実施する場合は、新設校整備等への対応を行っていきます。

(3) 修理・環境改善の推進

学校からの要望、各種法令に基づく点検、現地での調査結果等を踏まえ、緊急性の高い施設から優先的に修繕を行います。

また、当面の設置対象となっているパソコン室、会議室等へのエアコン整備、男女共用トイレの解消や洋式トイレ化等の推進、スロープの設置や優先トイレの設置等のバリアフリー改修などの改修・改良工事は、市財政計画との整合を図りながら、計画的に実施します。

(4) エコスクールの推進

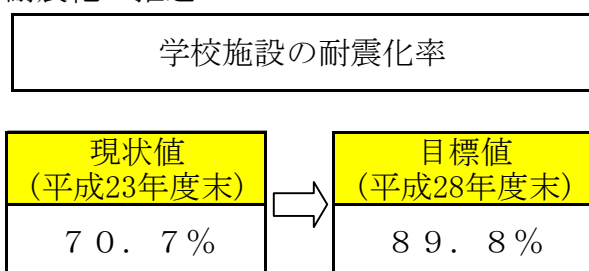
環境に配慮した学校(エコスクール)整備を推進し、学校施設の管理経費の縮減、環境負荷の低減、再生可能エネルギー導入の検討を進めます。

また、グリーンカーテン(夏季の遮光植栽)や校庭の芝生化などを児童生徒等や地元の協力のもとで取り組み、環境教育を推進します。

特に、学校施設の増改築事業、大規模改造事業にあたっては、建物の環境性能、品質の向上に努めます。具体的には、個々の計画において、木材の利用、自然採光、通風の確保、遮光・断熱等の建築的配慮、LED照明の採用、効果的な冷暖房方法及び効率的な運用方式の検討をします。

【数値目標】

○耐震化の推進



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
小学校耐震化対策推進事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	推進	推進	前期計画中 (校舎15棟、屋内運動場9棟)
中学校耐震化対策推進事業 (教育委員会)	推進	継続	継続	継続	継続	前期計画中 (屋内運動場1棟)
幼稚園耐震化対策推進事業 (教育委員会)	着手	完了				前期計画中 (園舎3棟)
北陽小学校校舎増築事業 (教育委員会)	推進	完了				校舎増築、既設校舎耐震補強・改造
中部小学校屋内運動場改築事業 (教育委員会)	着手	推進	完了			屋内運動場耐震改築
西野小学校屋内運動場改築事業 (教育委員会)	着手	推進	推進	完了		屋内運動場改築
国富小学校校舎増改築事業 (教育委員会)			検討	着手	推進	校舎 (低学年棟) 増改築
佐田中学校整備事業 (教育委員会)	推進	推進	推進	完了		敷地造成、校舎・屋内運動場改築

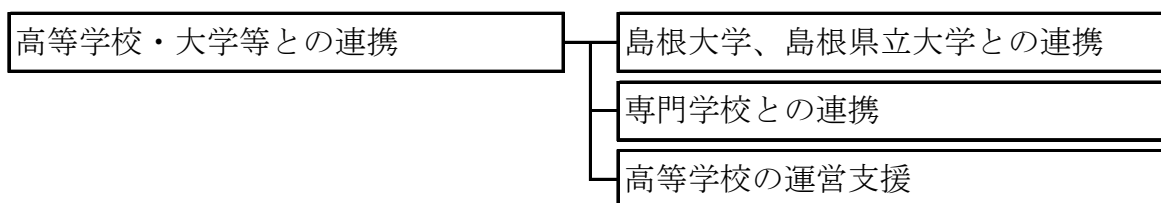
事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
第三中学校校舎・屋内運動場改築事業 (教育委員会)	検討	着手	推進	推進	推進	校舎（南教室棟）、屋内運動場改築
校舎・園舎リフレッシュ事業（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	老朽修繕、エアコン整備、トイレ改修、バリアフリー改修ほか
エコスクールの推進（教育委員会）	継続	継続	継続	継続	継続	建物の環境品質・環境負荷の低減、管理経費の削減、校庭の緑化等への取り組み

高等学校・大学等との連携

【基本方針】

人材育成、産業振興、福祉・保健の向上など多様な分野で連携・協力し、市と、大学及び市内専門学校との相互発展をめざします。また、市内の高等学校の運営を支援します。

【施策の体系】



【計画】

（1）島根大学、島根県立大学との連携

島根大学及び島根県立大学との連携・協力する事業を拡充してまいります。

- ・平成21年(2009)10月8日 島根県立大学と連携協定締結
- ・平成22年(2010)8月4日 島根大学と連携協定締結

《連携事業例》

審議会への大学教職員の参画、学生による市内児童・生徒の学習指導
学生のインターンシップ・実習の受入、大学の先進技術研究への支援

市民向け公開講座の共同開催、史跡・文化財の共同調査 など

(2) 専門学校との連携

市内各専門学校と連携・協力を図ってまいります。

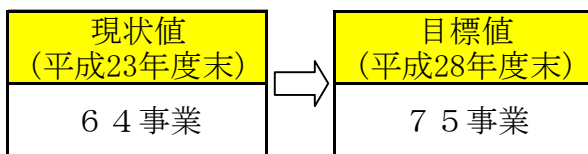
(3) 高等学校の運営支援

市内各高等学校の運営にあたり、地元や、関係団体との調整などの支援・協力を行ってまいります。

【数値目標】

○島根大学、島根県立大学との連携

島根大学、島根県立大学との連携事業数



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
島根大学、島根県立大学との連携 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	各大学との連携・協力する事業を拡充し、市、大学との相互発展をめざす
専門学校との連携 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	市内各専門学校との連携・協力する事業を拡充し、市、学校との相互発展をめざす
高等学校の運営支援 (総務部)	推進	推進	推進	推進	推進	市内高等学校の運営にあたり、地元や、関係団体との調整などの支援・協力を行う

4 地域を支えるひとづくりと住民参画の推進

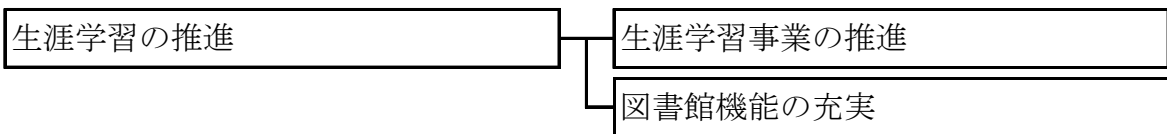
生涯学習の推進

【基本方針】

環境、健康、介護、国際交流、経済、科学など社会のニーズや地域の課題解決をはじめ、地域をよく知り、地域を愛し、誇りを持つことのできるよう、歴史文化、伝統芸能など様々な分野において、豊かな人生の形成となるよう生涯学習の推進を図るとともに、市民の主体的な活動を一層促進するため、生涯学習施設の整備を進めます。

また、市内にある7つの図書館が連携し、地域の情報拠点として、図書館資料の提供や子ども読書活動の推進を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 生涯学習事業の推進

① 生涯学習講座事業

ア) 生涯学習講座の開催

地域課題の解決や社会のニーズに対応した生涯学習講座を開催します。特に、平成24年(2012)は古事記編纂1300年目、平成25年(2013)は出雲大社の正遷宮が行われることから、出雲神話をはじめ地域の伝統・特産などについて学ぶ講座を一層充実させます。

また、関係団体や施設、大学等の専門機関と協力・連携を強化し、生涯学習事業の場を広げます。

イ) 学習成果の地域還元と人材育成

市民の学習成果をボランティア活動や地域活動に活かせる仕組みをつくり、地域づくりのリーダーとなる人材を育成します。

② 和文化交流センター（仮称）の整備・活用事業

平成27年度(2015)を目途に「和文化交流センター」（仮称）を開館し、市内で活動している和文化団体・サークル等の活動推進や交流を図ります。

③ コミュニティセンター活動の促進

コミュニティセンターについては、地域特性を生かした地域交流活動の拠点としての機能を発揮しながら、地域の人づくり・まちづくりの総合的な市民活動の拠点としての役割を果たすことができるよう、地域の文化・スポーツ・生涯学習活動支援の総合的・一体的な推進を図ります。

また、平成25年度(2013)から斐川地域の公民館がコミュニティセンターとなることから、市内全43地区において、住民主体で特色あるまちづくり事業として企画される「コミュニティセンター自主企画事業」を支援します。

④ 出雲科学アカデミーの実施

子どもから大人まで幅広く市民を対象として、実験やものづくり、イベント、企画展等を開催し、新たな発見や感動を共有していくことで、科学技術に関する知識や技術の向上をめざし、本市の人材育成につなげていきます。

(2) 図書館機能の充実

① 図書館ネットワークの充実

図書館ネットワークによる市内7つの図書館での情報共有や図書館資料を有効に利活用できる環境を活かし、引き続き、地域の情報拠点として、市民の自主的な調査・研究、学習活動や学校図書館を支援するなど、利用者サービス及び業務効率の一層の向上を図ります

② 子ども読書活動の推進

「出雲市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立図書館を核にして、家庭、学校、地域の読書ボランティア等と連携・協力のもと、子どもの読書活動を推進します。

③ 郷土資料整備

平成20年度(2008)策定の「出雲市郷土資料活用計画」に基づき、地域の貴重な資源である郷土資料に対する市民の意識向上を図るとともに、資料の収集・整理・保存及び活用を進めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
生涯学習講座事業 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	地域課題解決・郷土愛を育む講座の開催
和文化交流センター(仮称) の整備・活用事業 (文化環境部)		着手	完了	継続	継続	和文化を通じた世代間交流の場の整備・有効活用
コミュニティセンター活動 の促進(総合政策部)	推進	推進	推進 検証	推進	推進	コミュニティセンター自主 企画事業への支援
出雲科学アカデミー事業 (教育委員会)	継続	継続	継続	継続	継続	出雲科学アカデミー(自然科 学系生涯学習)事業の実施
図書館ネットワークの充実 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	市内図書館のネットワーク による利用者サービス・業務 効率の向上
子ども読書活動の推進 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	子ども読書活動の推進
郷土資料整備 (文化環境部)	継続	継続	継続	継続	継続	郷土資料の整備

コミュニティ活動と市民協働の推進

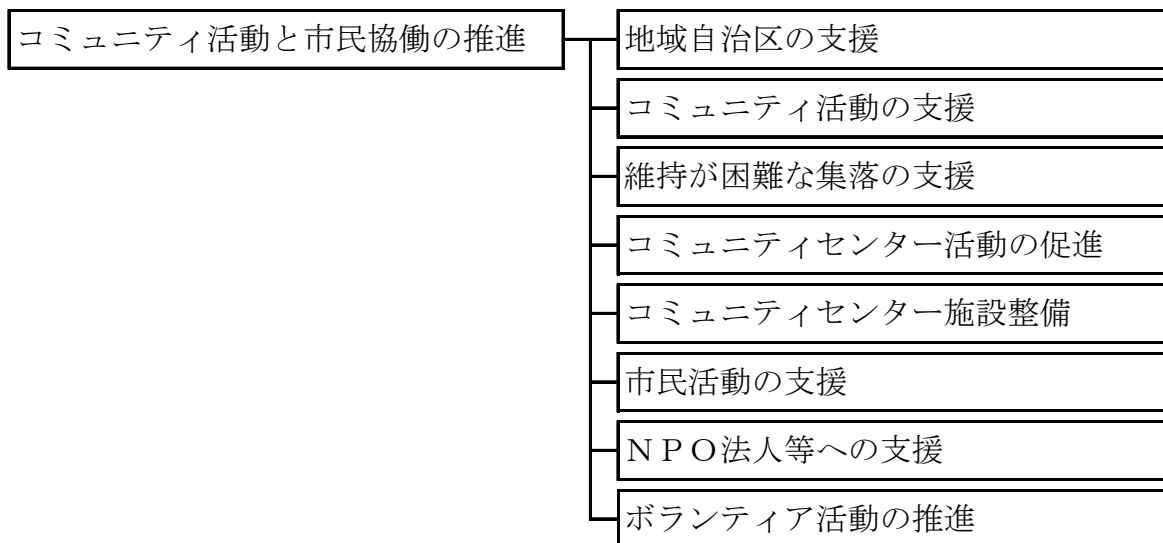
【基本方針】

市民一人ひとり(地域や町内会、企業、各種団体を含む)が自主的・主体的に活動し、地域が抱える課題等について自ら考え、解決に向けて取り組む「市民が主役のまちづくり」をめざします。

そのために、市民と行政の互いの役割と責任を理解したうえで、コミュニティ活動や市民活動の育成、支援を図り、協働のまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動の推進、意識啓発に取り組み、ボランティアのネットワークづくりや災害ボランティア組織の充実を図ります。

【施策の体系】



【計画】

(1) 地域自治区の支援

各地域自治区で策定された「地域まちづくり計画」を踏まえ、コミュニティ活動や地域振興の取り組みを支所と連携し支援します。

また、必要に応じて、この制度の評価・見直しを行います。

(2) コミュニティ活動の支援

町内会加入率の低下は、地域コミュニティの弱体化や災害、環境保全などへの対応力の低下につながり、行政運営にもはかり知れない影響が予想されます。

町内会加入率向上のため、自治協会や不動産業者等と連携し町内会加入促進を図るとともに、特に加入率の低い地域の自治協会等の取り組みに対し支援します。

(3) 維持が困難な集落の支援

人口減少と少子高齢化が著しく進み、地域の共同体としての機能維持が困難となりつつある集落が大幅に増加しています。こうした地域を守り、維持するための支援体制を整備します。

また、そこに住む皆さんが地域づくりに主体的に取り組めるよう、地域づくりリーダーの育成を図るとともに、コミュニティビジネスの創出や地域資源を利活用した起業化などの取り組みを支援します。

(4) コミュニティセンター活動の促進

コミュニティセンターを生涯学習の拠点として位置づけることに加え、地域の人づくり・まちづくりの総合的な拠点、地域と行政及び地域・学校・家庭との結節点となるよう、コミュニティセンターが諸団体と連携・協働しながら自主的な活動を行うことを促進します。

特に、平成25年度(2013)から斐川地域の公民館がコミュニティセンターとなることから、市内全43地区において、生涯学習活動はもとより、市民自らによる地域づくり活動の活発化を図ります。

(5) コミュニティセンター施設整備

新たなコミュニティセンターの整備については、地域の総合的な市民活動の拠点施設として各地域の特性に応じた施設利用ができるよう、一定の基準のもと、施設の老朽度・狭隘度等を勘案しながら、年次的・計画的に整備を進めます。

また、改修、修繕等を継続的に実施し、施設の長寿命化を図ります。

(6) 市民活動の支援

地域の抱える課題について考え、創意工夫する自主的・主体的な市民活動を促進するために、市民団体が行なう活動に対する相談や支援を行います。

(7) NPO法人への支援

NPO法人等の活動の多様性や自主性を尊重し、特定非営利活動の健全な発展を促進するとともに、ネットワークづくりや相談業務などの支援を行います。

(8) ボランティア活動の推進

ボランティア意識の啓発・普及に努め、ボランティアに関する情報の収集や紹介、人材育成、相談業務の拡充に努めます。

また、総合ボランティアセンターを中心に、ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティアのネットワークの拡大や災害時に対応できるボランティアの啓発や推進の取り組みを促進します。

【数値目標】

○コミュニティ活動の支援

町内会（自治会）加入率

※地域づくりの核である町内会（自治会）の加入率の維持、向上をめざします。

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
69.7		70.2%

○コミュニティセンター活動の促進

コミュニティセンター利用者数

※地域活動の活性度合いを計る指標として年間の「コミュニティセンター利用者数」を掲げます。

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
711,463人		750,000人

※「現状値」には、斐川地域の公民館利用者も含む。（平成25年度から斐川地域の公民館もコミュニティセンターとなる。）

○NPO法人への支援

NPO法人設立認証数

※地域づくりの新たな担い手のひとつとして、NPO法人の設立認証を行ないます。より自立的・主体的な活動が行なえるように支援を行っていきます。

現状値 (平成23年度末)	⇒	目標値 (平成28年度末)
53件		58件

○ボランティア活動の推進

ボランティアセンター登録者数

現状値 (平成23年度末)	→	目標値 (平成28年度末)
グループ (団体) 218人		グループ (団体) 230人
グループ (人数) 19,966人		グループ (人数) 21,000人
個人 337人		個人 350人

【主要事業】

事業名 (担当部局/事業主体)	事業計画 (年度)					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
地域自治区運営事業 (総合政策部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	地域協議会、地域協議会連絡 会議の開催等
コミュニティ活動促進事業 (総合政策部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	自治会・町内会等のコミュニ ティ活動への助成
集落支援事業 (総合政策部)	推進	推進	推進	推進	推進	集落支援、コミュニティビジ ネス創出等への支援
コミュニティセンター管理 運営委託 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	コミュニティセンター運営 委託
コミュニティセンター施設 整備事業 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	施設の改修、修繕等
四絡コミュニティセンター 整備事業 (総合政策部)	継続	継続	完了			四絡コミュニティセンター の改築
高松コミュニティセンター 整備事業 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	高松コミュニティセンター の改築
協働のまちづくり (文化環境部)	啓発 推進	啓発 推進	啓発 推進	啓発 推進	啓発 推進	協働に関する情報提供 職員研修会の開催、NPO等 との意見交換会の開催
市民活動の支援 (文化環境部)	推進	推進	推進	推進	推進	市民団体への補助、支援活動 団体・NPO等への相談、支 援。NPO法人の認証事務な どの実施

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
ボランティア活動の推進 (文化環境部)	推進	推進	推進	推進	推進	総合ボランティアセンターの運営。ボランティア団体の活動支援。災害ボランティアの組織づくり

定住対策の推進

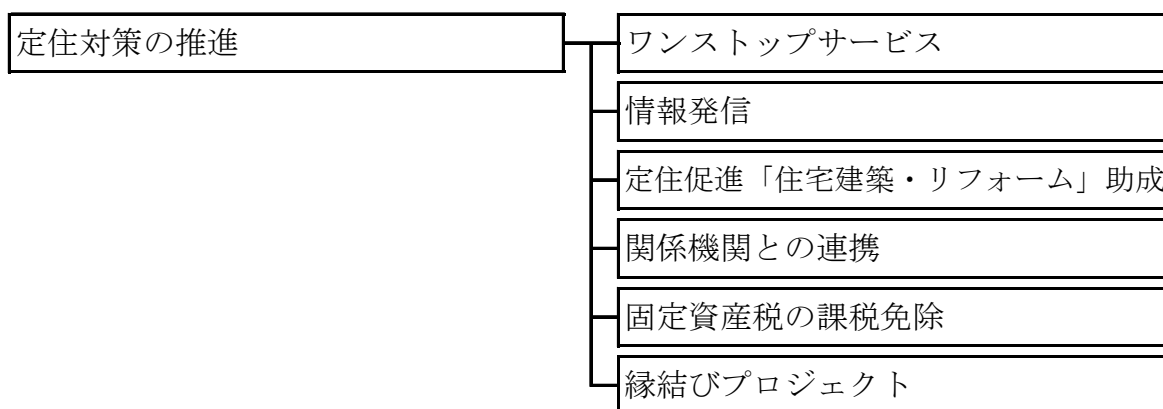
【基本方針】

全国に住みよいまち出雲の魅力を積極的に情報発信するとともに、県や（公財）ふるさと島根定住財団をはじめとする関係機関との連携を強化し、住まいや就労など様々なニーズに対応した情報提供と支援により定住を推進します。

また、新築住宅に対する固定資産税の独自の課税免除制度を平成28年度（2016）課税分まで延長し、住宅の建設を促進するとともに、既存の市営住宅などの活用により住宅を安定的に提供し、定住促進を図ります。

また、労働力の減少による地域経済への影響や地域コミュニティ機能の低下など、将来の地域全体の活力低下を及ぼす少子化問題に対応していきます。

【施策の体系】



【計画】

(1) ワンストップサービス

定住総合窓口を常設し、住まいや就労など様々なニーズに応え、UI ターンを促進するとともに定住支援を図ります。

(2) 情報発信

UI ターン者の様々なニーズに対応するため、本市の施策を集約し発信します。各種情報発信にあたっては、市役所内各課との連携を図り収集した情報を、様々な機会を通じて発信します。

(3) 定住支援「住宅建築・リフォーム」助成

定住促進と地域経済の活性化を図るため、県外在住者が本市へ定住する目的で住宅を建築、購入又は改修を行う場合に、出雲市定住支援「住宅建築・リフォーム」助成金を交付します。

なお、働く世代の定住促進のため制度の見直しを検討します。

(4) 関係機関との連携

県や（公財）ふるさと島根定住財団等と連携し、相互情報発信や相談窓口の設置など、情報の発信力・収集力の強化に努め、出雲圏域への UI ターンを促進し本市への定住につなげます。

(5) 固定資産税の課税免除

新築住宅の建設による地域経済の活性化と一層の定住促進を図るため、市内業者等が施工した新築住宅に対する固定資産税について、一定の要件を満たした場合、床面積120㎡以下の部分に係る固定資産税額の2分の1相当額を3年間免除する独自の課税免除制度を平成28年度(2016)課税分まで延長します。

(6) 縁結びプロジェクト

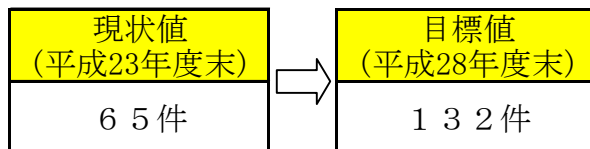
少子化の要因の一つである価値観の多様化や男女の出会いの場の減少などによる未婚化、晩婚化に対し、地域の団体、企業などと連携を図りながら結婚を望む方が交流できる様々な出会いの場の創出や、市民が主体となった結婚支援活動を支援します。

【数値目標】

○定住促進「住宅建築・リフォーム助成」

助成金の利用により定住に結びついた件数

※助成開始（平成20年度）からの利用件数の累計



【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
情報発信 (総合政策部)	検討	着手	推進	推進	推進	ホームページ、定住フェア、メール送信システム
定住促進「住宅建築・リフォーム」助成 (総合政策部)	継続	継続	継続 検証	継続	継続	県外在住者が本市へ定住する目的で住宅を建築、購入又は改修を行う場合の助成
新築住宅の固定資産税免除 (財政部)	継続	継続	継続	継続	継続	市内業者等が施工した新築住宅に対する固定資産税の減免
出雲縁結び事業 (文化環境部)		推進	推進	推進	推進	男女の出会いの場の創出など、市内で結婚支援活動等を行う団体を支援

広報広聴機能の充実と市民参画の推進

【基本方針】

市民が主役のまちづくりの実現のため、市民が必要とする情報や分かりやすい情報の提供を行うことで、市が実施する事業に関心をもってもらえるような広報広聴活動を進めます。

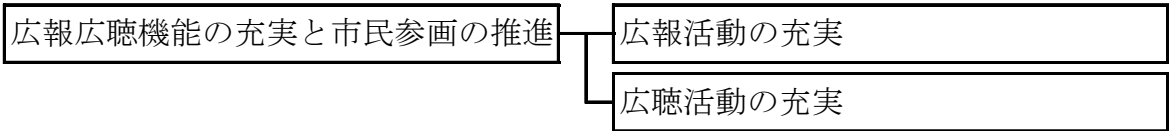
そのためには、多様化する住民ニーズと複雑化・高度化する行政運営に対応するため、広報紙を中心とした市民への情報提供の充実を図るとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス※）などを積極

的に利用し、情報発信の強化を図ります。

また、市民の意識や動向を的確に把握するため、きめ細やかな広聴活動を展開し、市政への反映を図ります。

※SNS：社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。

【施策の体系】



【計画】

(1) 広報活動の充実

① 広報紙や多様な媒体による広報活動の推進

「広報いずも」の紙面充実に努めます。また、新聞などのマスメディアを利用し広く情報発信するとともに、ケーブルテレビ、コミュニティFM、有線放送電話などを活用したきめ細やかな情報発信に努めます。

② ホームページの充実

アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上や、ブロードバンド（高速インターネット）環境を活かした映像配信などのコンテンツ（内容）の構築を図るとともに、情報公開を進め、迅速で、正確かつ多様な活用を推進します。

③ ソーシャルメディア※の活用による情報提供の推進

各種イベントや観光等の市政情報のほか、大規模災害時等に迅速な情報提供を行うため、ツイッター等のソーシャルメディアの活用を推進します。

※ソーシャルメディア：インターネット上のサービスを利用して、不特定多数の参加者が双方向で情報のやりとりを行うことができる情報伝達手段。

(2) 広聴活動の充実

① 広聴機能の強化

まちづくり懇談会、市長面会日、市長ポスト、市長へのメール等を活用した広聴（市政への意見・提案）の充実を図り、市民から積極的に意見や提案を広く求め、市民参加の市政運営を推進します。

② 各種計画策定時における市民の意見を聴く機会の充実

市民の市政への参加を促進し、行政の透明性を向上させるため、計画等の策定時には、地元説明会はもとよりパブリックコメントを広く求めるなど、広聴の充実に努めます。

【主要事業】

事業名 (担当部局／事業主体)	事業計画（年度）					事業の概要
	H24	H25	H26	H27	H28	
まちづくり懇談会 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	市長が地域へ出かけ、直接市民との意見交換を行う
広聴活動 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	市長面会日、市長ポストなどにより、市民の意見・提案を求める
広報紙発行 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	広報紙の発行
情報PR活動 (総合政策部)	継続	継続	継続	継続	継続	新聞、ケーブルテレビ、FM、などを活用した市政情報の提供
ソーシャルメディアの利用 (総合政策部)	着手	推進	推進	推進	推進	ソーシャルメディアを活用した情報提供

新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」

前期基本計画

平成25年(2013)3月発行

出雲市

編集／出雲市総合政策部政策企画課

〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地

TEL 0853-21-2211(代)